

# 令和6年第4回伊仙町議会定例会

## 会 期 日 程



令和6年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

令和6年12月10日開会～12月13日閉会 会期4日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	10	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開会</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○諸報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 諸般の報告 (議長の動静)</li> <li>(2) 所管事務調査委員長報告 (総務文教厚生常任委員長)</li> <li>(3) 行政報告 (町長)</li> </ul> </li> <li>○陳情・請願 2件 (総務文教厚生常任委員会へ付託)</li> <li>○承認 1件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)</li> <li>○議案 5件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)</li> </ul>	
			委員会	○総務文教厚生常任委員会 (陳情・請願審査)	
〃	11	水	本会議	○一般質問 (福留議員、美島議員、牧本議員 3名)	
〃	12	木	本会議	○一般質問 (清議員、佐田議員、井上議員 3名)	
〃	13	金	委員会	○全員協議会	
			本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案 6件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)</li> <li>○陳情・請願審査報告 2件 (委員長報告～質疑～討論～採決)</li> <li>○発議 1件 (提案理由説明～質疑～討論～採決)</li> <li>○閉会中の所管事務調査 (議運・総文厚・経建常任委員会)</li> <li>○閉会</li> </ul>	



# 令和6年第4回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和6年12月10日



令和6年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月10日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 陳情第7号 老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情（総務文教厚生  
常任委員会へ付託）
- 日程第5 請願第1号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する  
請願（総務文教厚生常任委員会へ付託）
- 日程第6 承認第3号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認（提  
案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第57号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
同組合規約の変更について（提案理由説明～補足説明～質疑～討論  
～採決）
- 日程第8 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条  
例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第59号 伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（提案理由説明～  
補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第60号 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第61号 字の区域の変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）



△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから令和6年第4回伊仙町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、牧本和英議員、佐田 元議員、予備署名議員を清 平二議員、岡林剛也議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月10日から12月13日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は12月10日から12月13日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和6年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してありますとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和6年11月分までの例月出納検査の結果、各会計への出納状況及び現金の保管状況については適正に保管されている。しかし、一部改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、総務文教厚生常任委員会による閉会中の継続審査の申出に基づき、所管事務調査の報告を求めます。

## ○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

総務文教厚生常任委員会委員長報告。

総務文教厚生常任委員会並びに経済建設常任委員会の合同で実施した閉会中の所管事務調査について、令和6年10月22日から23日にかけて、委員13名及び事務局職員2名の合計15名にて、茨城県境町、東京都千代田区に所在する認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへ伺い、地域公社による地域活性化及びふるさと納税の取組、移住・定住促進に関する取組についての調査・研修を行いましたので、ご報告申し上げます。

10月22日に訪れた境町は、茨城県南西部、関東平野のほぼ中央に位置しており、利根川が町の南端を東西に流れ、東京都心から50から60kmと比較的近い距離にあり、関東大都市圏、古河都市圏に属している。町の中心部に公共施設、商店街、住宅地が集中する一方、郊外は、のどかな田園風景が見られ、町の人口は約2万4,000人、面積は46.59km<sup>2</sup>となっている。主な産業としては、肥沃な土地と豊富な水資源を生かした農業が盛んな地域であり、米や麦を中心に、白菜、ブロッコリー、レンコンなどの野菜栽培も行われているほか、交通アクセスがよいことから工業団地があり、自動車関連部品、電子部品、食品加工業などの製造業も盛んで、農業と工業のバランスが取れた地域となっている。

現在、多くの自治体が抱える課題として、人口減少、高齢化社会、地域環境の変化など、以前に増して地域経済が抱える問題は多岐にわたっているが、境町では官民が一体となった「(株)さかいまちづくり公社」を設立し、その地域公社が中心となって境町のメイン政策であるふるさと納税を軸とした地域活性化への取組が行われ、その取組が注目され評価を受けていることから、今回、地域公社における地域活性化の取組、ふるさと納税、移住定住の取組について研修を行った。

研修では、「(株)さかいまちづくり公社」、営業企画部長の竹内清澄氏により各種取組についての講話を受け、その後、令和4年度地方創生拠点整備事業で整備されたオリンピックレガシー発信施設、全天候型の境町アーバンスポーツパーク、次世代人工サーフィン施設の見学を行い、それぞれの説明がなされた。

平成26年、現町長である橋本町長の就任当時、境町の財政状況は非常に厳しく、将来負担比率は、全国1,743自治体のうちワースト29位であった。さらには、人口流出が止まらず、町としての借金は年々増加しており、約172億円にも上っていた。

そのような状況から現町長が行ったのは、各種事業の縮小や給与の削減など支出を減らすことではなく、ふるさと納税を中心に収入(外貨)を増やす施策へ踏み切った。町長就任時、約3,000万円だった納税額が、平成27年には一気に8億8,000万円へ増加、令和5年度には99億3,000万円と、9年連続で茨城県内トップ、7年連続で関東地方ではトップの実績である。それらを原資として境町独自の子育て支援や移住定住、地域活性化の取組など様々な事業を展開している。また、その一方で新規補助事業などの獲得も積極的に行われている。ハード面に関しては、直近8年間で国の補助金などを活用し、51か所もの施設を新設している。一見「負」の構築物になり得る施策だが、

独自の工夫で負担を減らし、維持管理費ゼロでそれら公共施設の運営を行う境町モデルを確立した。そのポイントは、施設運営を事業者者に委託し、運営コストは事業者が負担することで、これまで町の負担としていた運営管理費が0円となり、さらに施設利用料を設けることで施設整備費のうち町負担分を回収するという、単に町の負担を減らすだけではなく黒字化する仕組みを実現していた。

境町は、日本一を目指し、子育て支援や移住・定住促進に力を入れており、教育分野においてはスーパーグローバルスクール事業として、町内小中学校、保育園に24名のフィリピン人英語教師を招聘している。町が掲げる「すべての子どもが英語を話せるまち」を実現すべく、1校につき全国平均0.8人の配属のところ、境町では1校当たり3.4人もものALTを常駐させ、休み時間や給食時間など多くの時間で英語に触れる機会を設けている。令和2年度に実施した児童・生徒へのアンケート結果では、各事業に対する満足度が90%と高く、現に中学生の英検3級合格率は、全国平均の1.6倍以上の成果を上げている。

移住・定住分野においては、PFI住宅として民間資金を活用した住宅施策や子育て世帯移住定住促進住宅として新築戸建住宅を建設し、町外からの移住者限定で20年及び25年住み続けたら土地・建物が無償譲渡されるというものであり、居住者は住宅手当も受けられ、固定資産税もなし、火災保険などへの加入も必要としない。もちろん、申込みには近隣自治体のみならず、全国各地、遠くは海外からの申込みも来ているとのことであった。また、見学を行ったアーバンスポーツパークを管理するスタッフは、地域おこし協力隊が採用されているが、皆、そのスポーツ界では第一線で活躍するプロ選手であり、境町の子供たちは直接プロの指導を受けられ、プロ選手の指導を受けるため、実際に家族で境町へ移住されてきたケースもあるということで、とても驚かされた。その他にも様々な補助事業を獲得して整備された施設が建設されているが、全てにおいて、しっかりと緻密な戦略を持って企業誘致がされ、どのような場面においても双方がウィン・ウィンの関係となるような仕組みができており、それが好循環につながっているように感じられた。財源の要であるふるさと納税を通じて新たな雇用が生まれ、税収が増えて住民サービスが向上するという好循環で境町は大きく発展を遂げている。

研修を通し、境町の橋本町長と「(株)さかいまちづくり公社」の野口社長、官・民の両者がそれぞれの立場で先頭に立ち、強いリーダーシップと行動力・スピード感を持って職員や社員の全てが同じベクトルを持って行動し、地域活性化に取り組まれている。また、境町はさらに進化すべく、「ひとの創生」に力を入れ、大学や企業への研修をはじめ、多くの職員を官公庁へ出向させている。これら成功例を参考に本町においても、補助事業などを獲得するための人材確保をはじめ、今後一層、時代を見据えた取組が必要であると感じた。

次に、10月23日に東京都千代田区に所在する認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへ伺い、移住者支援の取組と近年の移住希望者の動向についての調査・研修を行った。有楽町駅前の東京交通会館8階にある当該法人は、「団塊世代が大都市からふるさとに帰る仕組みづくりを」と、現在の理事長を務める高橋公理事長が中心となり、農協、漁協、森林組合、経団連など、多くの団体が、

ふるさと回帰運動をきっかけに地方から日本を再生しようと支援し、2002年に設立された全国唯一の移住相談窓口となっている。8階のフロア全体に43都道府県1政令市のブースが設けられ、移住希望者向けの情報発信を行いながら、必要に応じて各都道府県担当の移住相談員が面談を行い、移住セミナーなどへの参加、移住者の希望に沿った移住先を決め、各自治体へとつないでいく仕組みとなっている。その他には、自治体担当者向けの交流・移住実務者研修セミナーなど、自治体向けのノウハウの提供も行っている。また、自治体が当該センターへの年額会員となると会議室を利用したセミナーの開催や、イベントへの出展、地域情報のパンフレットなど資料を常設し、来訪者へ配付できることとなっており、全国約950自治体のうち618自治体が会員となっている。

当該センターへの移住相談件数の推移として、設立当初の1,000人規模から徐々に増え、2011年の東日本大震災や2020年の新型コロナの影響により、現在では、年間約6万人もの移住相談を受けているとのことであった。また当初は、団塊世代や定年後のセカンドライフの生活拠点としての移住支援が目的であったが、国によるテレワークの推進や働き方改革、若者世代の価値観が多様化したことにより、相談者の7割以上が40代未満であり、30代が全体の25%を超える割合となっている。

移住希望者へのニーズアンケートでは、移住先選択の条件として、就労の場、自然環境、住居、交通の便がいいことが順に高く、希望する地域類型としては、地方都市が圧倒的に人気であり、次いで農山漁村となっている。また、希望する就労形態では企業などへの就労が圧倒的に高く、いまだ農業などへの従事希望者は少ない現状であった。

次に、移住希望都道府県ランキングでは、4年連続静岡県が1位、2位が群馬県、3位が栃木県、4位が長野県、5位が宮城県であった。上位5県は、いずれも中部、関東、東北地方であり、理由としても自然豊かな上に比較的東京に近くアクセスなどがよいことであった。また、鹿児島県は全体の19位となっており、九州地方では、福岡、熊本に次いで3位となっていた。

鹿児島県担当の相談員の説明では、近年、徳之島を含め離島への移住相談も増加傾向にあり、実際に伊仙町にて令和4年9月に設立された「とくのしま伊仙まちづくり協同組合」へ北海道からの希望者に対して移住支援を行ったとのことであった。また、島出身者の3世に当たる孫ターンやパートナーの出身地として島への移住を検討される相談者も増加傾向にあるとの説明であり、そのような移住希望の相談者は、実際に現地で生活している方々の生の声を参考にする傾向が高いことから、移住支援に特化した地域おこし協力隊の採用などの検討や、移住希望者への情報発信に力を入れることも重要だと感じられた。また、実際にIターン者から寄せられた声として、島へのIターンを機にのんびりとゆったりした生活ができずにイメージと違ったことや、地域や集落行事へ積極的な参加が求められたこと、近所に住む住民との距離感に苦慮したことなどが挙げられ、そのようなミスマッチを起こさないような助言も必要であることが分かった。

このようなことから、単に移住者を増やす取組ではなく、島の人と人とのつながりや昔からの引き継がれてきた結いの精神、そして、世界自然遺産に登録された豊かな自然や闘牛、各集落に残る伝統文化などの魅力を最大限に発信することで、島のファンを増やし、島へ遊びに訪れ、最終的

に島へ移住してもらえそうな魅力ある施策が求められると感じた。

以上で、両委員会における閉会中の所管事務調査報告といたします。

令和6年12月10日、総務文教厚生常任委員会委員長 杉山 肇。

#### ○議長（前 徹志議員）

以上で、委員長報告を終わります。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

#### ○町長（大久保 明君）

まずは今、境町の報告と、それから東京都でのいろいろな報告をお聞きいたしまして、かつてないほど、素晴らしい行政視察をやってきたと思います。改めて、議員の方々の行動に感謝したいと思います。

また、職員においても、これは数回かに分けて分担していくことが可能であると思いますので、今後、順次やっていくことが必要ではないかと思っております。ありがとうございました。

それでは、行政報告を行ってまいります。

新100歳が4人いらっしゃいまして、表敬訪問をいたしました。それから、9月17日は抜けてますけども、臨時議会がありまして、幸田順一郎氏が全会一致で伊仙町教育長に任命いたしました。

9月20日には、紺綬褒賞伝達式がありまして、株式会社フジヒサF G様、株式会社F Gアドバンス様、株式会社ゴールドファステート様から大変なご寄附を頂いております。改めて感謝申し上げます。

9月26日に徳之島漁協との面縄港についての説明会を行いました。漁協の方、幹部の方々も含めて、かなりの方が参加していただきまして説明をいたしまして、面縄港の東のほうに、いろんなエビとかがとれるエリアがあるとかいうことなど、どのように保障するのかという話なども出てまいりました。あらかた、厳しいような質問はなかったように思います。

10月2日に伊仙町が今、関西万博で世界自然遺産の関係の万博とそれから健康美長寿という形で、兵庫県の方をトップとして、大阪万博にまた参加することになっております。その会議を、第3回の会議を行ってまいりました。

全国離島振興協議会に海外視察というのがありまして、実は、私は一度もこれに参加したことがありませんでした。ほとんどが体育祭と重なった状況でありましたので、今回初めて、この全国離島振興協議会の今回はカナダの離島でありました。バンクーバー島、以下4つの島を訪問いたしました。外海離島ではないため、高速船で多くの方々が行ったり来たりできる状況でありますけれども、第2次大戦のときに日本人集落があったんですけれども、その方々は敗戦後、内陸部のほうにほとんど移住したということでありましたけれども、ある、そのとき若かった女性が帰ってきて、ふるさとの、このバンクーバー島で市長になっていたということで、その日系人の方の銅像もありました。世界的に、この離島に対する補填、補助というのは圧倒的に多いわけでありまして、日本は離島の数が多過ぎるような状況であって、離島に対する国のいろんな予算配慮というのは、

カナダに比べて圧倒的に少ないような気がしました。

10月23日には、徳田虎雄氏のお別れ会が東京でありまして、これはもう午前、午後と数え切れないほどの方がお別れに参加をしていただいております。

10月25日、喜念小学校の地鎮祭がございました。これは、いろいろ完全な情報ではありませんけれども、小規模校を新築したという例が今のところあまりないような状況であります。それほど校長先生たちも、このことに大変な努力をしていただきました。

10月29日に給食センター建設に関わる西伊仙西集落の説明会がありまして、参加者からいろんなご意見がございました。給食センターは、かなり広くなるんですけども、この道路をどうするかと、いろんな議論が行われました。

10月31日に山口県町村会の行政視察がありまして、これは山口県で合併しなかった自治体が全てでありまして、10自治体が参加いたしました。

学校の統合をしないということに関しては、ほとんどの方が驚いております。集中から分散ということで伊仙町は取り組んだということに関しては、今、小規模校を、今度は残すような法律が、法律と申しますか、35人学級ということ、これから国は増やしていくということになっているようですので、伊仙町の取組は結果としては、非常によかったのではないかと考えております。

11月3日、ほーらい祭りがありまして、花火、レーザーがどンドンどンドン進化しているような気がいたしまして、このほーらい祭りは、今、非常にいろんな職員の努力によって経費も圧縮してやっているような状況になっております。

先ほど申し上げましたけれども、喜念小学校創立110周年と新校舎落成のパーティがございました。11月12日に3町主催で徳田虎雄氏のしのぶ会がありまして、その中で徳田虎雄氏は有言実行と人材育成の天才であるということをお述べたことが、かなりお褒めの言葉を頂きました。

それから、11月14日に昭和大学の懇談会、これは、精神科病院である徳之島病院に2人、昭和大学から派遣するというものであります。きっかけは、伊仙町出身のある看護師が昭和大学の教授と一緒に仕事をしていたというきっかけからこのようなことが実現いたしましたと思います。

11月16日には、現場からの医療改革推進協議会第19回という形で、これは、私が徳之島病院にいたときに10年間続いた東京大学の医学部から小児科医が応援に来ておりました。その方の1人が教授になられたということで、私も発表の機会を与えていただきました。この子育て支援、出生率の問題など、また地域で病院を支えていくとか、そういうことを発表して、全国から来た方々に、評価を頂いたかどうか分かりませんが、驚いております。

11月18日は、1日中、時間があつたので自民党本部の幹事長室に森山先生を表敬訪問いたしました。15分間、面縄港について森山先生の固い気持ち、それを必ずやるというふうなお言葉を頂いております。

11月19日には、第3回世界自然遺産5地域会議、これも大阪万博に自然遺産の参加している地域が参加するというので、その打合せが東京でありました。

全国町村長大会は、初めて総理がないという形での大会であり、また幹部の方々もいないという中での大会でありました。森山先生が一人だけ前のほうでお座りになっておられました。

11月23日には、知事とのふれあい対話という形で、塩田知事が1期目も最初に、この徳之島でのふれあい対話を行いまして、今回も真っ先に徳之島に来られまして伊仙町においては、前さんのとこの農園、犬田布岬とコーヒー農園、それから先ほどあった移住の施設などを回りまして、そして、今回は各町から4人ずつ代表を、農業関係という形で代表を来ていただきまして、発表いたしました。伊仙町の4人の発表は、私がひいき目に見てもすばらしい発表だったと思っております。

それから、今、11月25日に教育開発出版社の糸井社長以下、幹部の方々に来られまして、今、伊仙町でやっとなるフィリピンとの農での直接の英会話が伊仙町においてやっているということで、この会社の方針であったわけでありますので、そのことについて、町がこれほど協力していただいたということは、まあ、少ないという話でありましたし、今後、英語教育をどんどん、そのフィリピンとの英会話が、子供たちがかなり積極的に参加している状況でありますので、この政策は前教育長の強い力で実現いたしました。

11月29日には、これまた話が重なりますけれども、何と石破総理が施政方針演説で伊仙町のことに言及しています。町長が集落を回り高齢者の話を聞いて、高齢者の方々が自分たちのお金は要らない、孫のために使ってほしいということ。もう一人は、住宅をつくったら孫を島に連れてくるということから、学校存続ということを決断いたしまして、そのことが評価されたということで、石破総理がわざわざ施政方針の中で述べていただいたということは、この伊仙町にとっては非常に誇りになったというふうに町民が自信を持っていけることになるかと確信いたしました。

区長会が12月6日にありまして、今回、町内で起きた事件の被害者に全員で黙禱をささげました。

12月20日、第1回奄美地域医療シンポジウムというものに参加いたしまして、それから、何と、離島枠という医師が民間の組織には1回も出ていないということで議論になりまして、医師会ではなくて南三島においては離島枠がないという状況。宮上病院に1人来ていますけれども、この辺を、徳洲会という組織も研修はできるということで議論になりまして、そのことが実現できるようになるというふうに考えております。

以上で、行政報告を終わります。

#### ○議長（前 徹志議員）

これで諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第7号 老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情

△ 日程第5 請願第1号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願

#### ○議長（前 徹志議員）

日程第4 陳情第7号、老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情、日程第5 請願

第1号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願について、2件を一括して議題といたします。

令和6年第3回定例会以降、これまで受理した陳情は4件、請願は1件です。したがって、お手元にお配りした陳情・請願文書一覧のとおり、陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号につきましては、文書配付とし、陳情第7号、老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情、請願第1号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願の2件につきましては、総務文教厚生常任委員会へ付託したので報告いたします。

#### △ 日程第6 承認第3号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認

##### ○議長（前 徹志議員）

日程第6 承認第3号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

##### ○町長（大久保 明君）

令和6年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました承認第3号について、提案理由の説明いたします。

承認第3号は、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年10月2日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

##### ○議長（前 徹志議員）

承認第3号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、補足説明があればこれを許します。

##### ○総務課長（寶永 英樹君）

承認第3号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額71億4,505万1,000円に、歳入歳出それぞれ665万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を71億5,170万5,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

14款国庫支出金、補正前の額11億4,867万5,000円に総務費国庫委託金の衆議院議員選挙委託金665万4,000円を増額し、補正後の額を11億5,532万9,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書は4ページでございます。

2款総務費、補正前の額10億7,151万3,000円に4項3目衆議院議員選挙費665万4,000円を増額し、補正後の額を10億7,816万7,000円とするものであります。

以上、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について補足説明いたしました。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（前 徹志議員）**

承認第3号について質疑を行います。

**○14番（美島 盛秀議員）**

令和6年度一般会計補正予算（第6号）について質疑をいたします。

6ページ、歳出の総務費、節の12委託料、15原材料費のポスター掲示板設備・撤去委託料、ポスター掲示板作成用材料費とありますけれども。

衆議院選挙のポスター掲示とかで、以外に町長選挙や議員選挙、参議院選挙、県議会議員選挙とたくさんの議会選挙がありますけれども、この材料費、これはポスター掲示をした後、2、3日そのまま残っているんですけれども、この後の使い道、処理の方法、この節の委託料と原材料の合計も88万4,000円、多額の経費がかかっているわけなんですけれども、これは国の選挙費で出ますけれども、この後の始末の方法、処理の方法、どう取り扱っていますか。お尋ねします。

**○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）**

ただいまの質問にお答えします。

その後、選挙後なんですけど、1週間以内に撤去ということではしているんですけど、多々取られるところとか結構ありますので、その後保管して、次に使えるときには使えるような状況で保管しているところでございます。

**○14番（美島 盛秀議員）**

以前は、新しいコンパネですかね、パネルを利用していた経緯もありますし、まあ、所によっては古いパネルを使ってやっていたということもあります。また、その掲示板を自由に外して各家でいろいろ個人的に利用したりという、何かこうばらばらの方向性が、きちんとした方向性がないんですけれども、そこらあたりはどう認識していますか。

**○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）**

お答えします。

使えるものは使える、次に回すんですけど、古く、劣化したりとかしているものは処分したりしているところでございます。

ただ、選挙が終わって、すぐ次の日に数か所なくなっている箇所もありますが、実質、これを無断で取るということは違法ではないかと認識しております。

**○議長（前 徹志議員）**

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第3号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第3号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第7 議案第57号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

△ 日程第8 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

△ 日程第9 議案第59号 伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

△ 日程第10 議案第60号 徳之島交流広場「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第11 議案第61号 字の区域の変更

○議長（前 徹志議員）

日程第7 議案第57号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、日程第8 議案第58号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、日程第9 議案第59号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第60号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第61号、字の区域の変更について、5件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を、5件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第57号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更につきまして、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により提案しております。

議案第58号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第59号は、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第60号は、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

議案第61号は、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）第2面縄地区2期間地区の土地改良事業に伴い、字の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第57号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第57号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について、補足説明いたします。

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、大口地方卸売市場管理組合が令和7年3月31日に解散することに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の一部変更について協議が必要であり、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第57号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第57号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第58号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第58号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について補足説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、懲役及び禁固が新たに拘禁刑として単一化されます。そのため、本町の条例の規定中、懲役及び禁固を拘禁刑に改めるものであります。

対象となる条例は、伊仙町職員の給与に関する条例、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例、伊仙町水道水源保護に関する条例、伊仙町議会の個人情報の保護に関する条例となっております。

また、本条例については罰則規定を定めているため、検察庁との事前協議が必要であり、令和6年9月19日付鹿地検企画第89号にて協議対応済みであることを申し添えます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第58号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

議案第58号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてをお尋ねします。

1ページの、懲役を拘禁刑と改めるとありますけれども、懲役と拘禁刑の違いを説明お願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

拘禁刑とは、従来の刑罰である懲役と禁固を一本化した刑罰であります。改正刑法に基づき、令和7年6月1日から懲役と禁固は拘禁刑に一本化されるものであります。

懲役と禁固の違いでございますが、刑務作業の義務があるか否かによって区別されているということでございます。懲役の受刑者には刑務作業が義務付けられる一方、禁固の受刑者には刑務作業が任意とされていたということでございます。

新設される拘禁刑では、刑務作業を行わせるかどうかは受刑者ごとに決定されます。さらに受刑者の特性に応じた更生プログラムが行われるというふうにされております。以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第58号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第59号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

議案第59号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

こちらは、県の改正に伴う条例改正になります。現在の中身といたしましては、現在の伊仙町子ども医療費助成及び義務教育就学時医療費を一本化して、0歳から18歳に達した最初の3月31日までの保健医療分の窓口負担をなくするのが主な部分となっております。こちらは、令和7年4月1日からの適用で事業開始となります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第59号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第59号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第59号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第60号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第60号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

ほーらい館の利用時間について運営の健全化を図りつつ、両者の声を柔軟かつ速やかに対応すべく規則で定めることとするものです。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第60号について質疑を行います。

○13番（樺山 一議員）

議案第60号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

なぜ、今になって条例を改正するのか。そしてまた、ほーらい館では8月のお盆の時期とか、時間の変更を今までほーらい館側がしていましたけど、それは条例違反だったと認めるわけですか。答弁をお願いします。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

なぜ、今か、ということについては、先般、ほーらい館の運営協議会の中で報告、協議した旨を今回上程したというところでございます。

そして、条例違反があるかどうかということについては、条例違反という認識はございません。

○13番（樺山 一議員）

ただ、ほーらい館を利用していましたら、ほーらい館の都合で、やはりお盆の時期、帰省客が多い時期に営業の短縮。今年は、お盆の時期は6時までですよ、営業は。午後6時まで。そういう形で、極端に、利用している方の苦情が多い、我々に言う苦情が。そういうのを執行部としては、そういうのを聞いたことはありますか。

それと、時間を短縮して営業するというのはね、赤字を縮小するために短縮するのか、その都合でするのか。赤字を縮小して短縮するのであれば、もう閉めたほうがいいと私は思いますよ。赤字はないわけだから。今、ほーらい館に一般財源から財政繰出金、今いくらですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

利用者からの声は、賛否様々聞いております。そして、繰出金については、7,000万から8,000万というふうに認識をしております。

○13番（樺山 一議員）

町長、毎回、決算書のほうではほーらい館の運営を考えたほうが良いということを指摘受けていますが、それから、ほーらい館の運営に関して具体的に検討して、例えば第三者に運営を委託するか、そういうことを考えたことが最近ありますか。町長。

○町長（大久保 明君）

私も久しぶりに会員になりまして、今6回行きて、確かに、土日だったらプール、泳ごうと思ったら8時までだとか言われて。あれ、以前と変わったなと思ったんですけども。

けど、今、樺山議員が話したとおり、民間移管はしたほうが良いと思っております。そうしたら、民間の方々には必死になってやっぱり営業をしたり、そしてお客さんと呼んだり、あらゆることに全力で取り組んでいくことができるわけでありますので、そんな方向でいくほうが、ぼちぼち、そういうほうに行くべきだとは考えております。

○健康増進課長（大山 拳君）

すみません、今の答弁にさらに補足なんですけれども。民間への移管ということなんですけれども、こちらのほう、議員の皆さん、視察に行かれたと思うんですけれども、地域公社というこの話を、私たちのほうも以前から存じておりました。

そういった方向性でできないのかなということはずっと進めているところであります。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、今、財政のほうから7、8千万、毎年繰り出しておるわけなんですけれども、そういうことを真剣に考えていただきたいと思います。

また、この条例、お盆の時期、そして今まで自由に時間帯を変えてきたわけですから、この条例を変える必要があるの。そしてまた、条例に定められておって、時間を自由にそこで変えることができるという自体が、私には理解できないんですけど。

なぜ、ほーらい館の利用時間の基礎、利用時間は条例で定めて、それを今まで時間帯を変更してきたのか。それ条例違反じゃないと、今、課長はおっしゃいましたが、私には条例違反としか思えませんけど、どうですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

条例違反ではないということは、先ほども伝えたように認識はしていますが、ただし書き、条例の中にありまして、そこは館長が定めるということになっています。館長の独善的な判断にならないように、運営協議会、そしてスタッフのほうにも協議をして判断をしているところでございます。

○13番（樺山 一議員）

じゃあ、そういう形で、今ここで条例を変えれば、今まで以上に独断の判断で利用時間が変更さ

れるという、私は認識を持っています。やはり、決められた時間、やはり営業して初めてお客さんは利用してくれるわけですよ。そちらの独善的な考え方で、お客さんはだんだん少なくなっていくと思いますけど、それをお客さんが少ないから時間帯を、プールの利用が少ないから、そのプールの燃料費がかかるから短くするとかいう話を昨日委員会で話してはいたけど、そういう形じゃなくて、もう少し客を入れるような考え方、そういう考え方はできないか。それとも、ぜひ、この条例を変えなければいけないのか。どうですか。お尋ねします。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

お答えします。

利用客、そして会員数の増員増加については常に考えているところでございます。スタッフも含め、イベント等を計画し、それに向けて予算の措置等もしているつもりでございます。

**○13番（樺山 一議員）**

最後に、町長に、私、提案したいと思います。

ほーらい館は、今、やはり7,000万、8,000万の繰出金を出しているわけです。それはそれで私もいいと思いますよ。利用している方には大変やはりありがたい話だと私は思っております。そしてまた、そこを利用しない町民からの苦情で、なぜ我々は行かないのに、なぜ7、8千万も税金で出すのかという声も確かにあります。

そして、この間、昨日も委員会で話してたんですけども、90歳ぐらいのお年寄りとお話する機会があって、「ほーらい館に行けば半日がつぶれる」と、「午前中に行けば。だから、1日が早く流れるから、ほーらい館がなければいけない」という話も聞きました。

それで、やはり後期高齢者、後期高齢者って75歳ですか、75歳でもいい、80歳でもいい、そういう町民のお年寄りの方を無料で入れたらどうかと私は思っていますけど、町長、そういう方向で考えていけないのかお尋ねします。

**○町長（大久保 明君）**

確かに高齢者の方々は早くから来て、まあ半日おる方も本当にいるかもしれませんが、今、委員の言ったその時間帯とそれから料金を無償にするということはどうしていくかということですね。そうしたほうが多くの方々が参加するし、そしたら60代の人も、まあ、少し減らすのか、年代ごとに料金を決めていくのか。例えば、私は、行ったら、自転車に乗って泳いで、それからまた行くわけですから、そういう人は料金を高く取るべきなのかも含めて、改善していく余地はあるとは思いますが。

前から不思議に思っていました。こんなにして汗を流して、皆さんに迷惑かけて、まあ、掃除をしていますけれども、その後また泳いで、またそのまま入って運動をする人は得だなとは思っています。ですから、その辺の料金設定など、今後いろいろ議論して変化していくことは大丈夫だと思えますけども。

高齢者の方々がたくさん来て、そこが賑わいの場であったり、社交の場になるわけです。サウナ

なんか見たらほとんど社交場ですよ。ですから、そういうのは非常に魅力でありますから、今後、大山課長ともほーらい館長とも、今の担当している職員とも考えて、そして議長が運営協議会会長ですよ。だから議長にリーダーシップを取っていただいて進めていくことは重要だとは考えております。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、よろしくをお願いします。

やはり、ほーらい館にお年寄りの方が行けば、やはり行かなかった場合は、やはりデイケアとか病院に行かれるわけですので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。

以上で私の質疑は終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○14番（美島 盛秀議員）

ただいまの質疑に対しまして私の質疑をいたします。

徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

私はこの件に関して、もう何回も職員の指導者のあり方について、質問を、一般質問でやったこともあります。その中で、その優秀な職員が辞めて、他の隣の町に移った。そうしたら、その話を聞くと喜んで受け入れてくれた。そして今、天城町ではスポーツ少年団とか水泳の指導として、非常に人気を高めているようであります。

しかし、我が伊仙町では、こういうようなすばらしい人材を育てることがなかなか難しい。これ何回も私一般質問でもやっております。たまたま今日またこういう話が、7、8千万の繰出金を出しているということ等を、質疑が出ますと、非常に残念な思いで聞いているわけなんですけども。

町長にお尋ねします。人材育成について、こういう、まあ、庁舎内でなくても外部で出て勤務している職員、こういう職員等をどのように指導しているのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

人材育成ということなんですけれども、今回の議会にも上程しているんですけれども、スタッフと協議をして、発達障がい疑いがある子供たち、そういった特性のある子供たちへの指導、そしてそういった人たちも利用したいということで、その研修ということでも今回旅費を計上しております。新たな会員獲得に向けた、そういった取組も必要だと思っておりますし、研修会も常に行われているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

確かに、そういう事業を取り入れると、スタッフをそろえるということも大事であると思います。

しかし、私はこのことを、さっきも言いましたように、何回も職員の資質の問題、人材育成の問題。これですね、当時の職員、上司がいろいろあったということも聞きました。そのことも一般質問をしたことがあります。そして、その上司の職員は、今替わっていますけれども、そういうような職員の、上司の指導的な役割、そこらあたりも、私は、しっかりと今後取り組んでいかなければ、働く職員の身分が保障されないという考えも私はあります。ですから、そこらあたりをしっかりと今後取り組んで、人材育成、そしてスポーツ、水泳スポーツ少年ですかね、今、最近土日、盛んにスポーツ教室が行われているんですけども、そういうところで会員を増やしていく。そこらあたりをもっと努力しなければ、私は、このほーらい館は、ちょっと今後経営、運営は厳しいんじゃないかなと思っていますので、その子供たちの、小学校、中学校の水泳をやっている会員数、大体分かったらお尋ねいたします。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

お答えいたします。

水泳に係る会員数は、現在190名でございます。

また、先ほど議員がご指摘あったとおり、部会の指導等、至らないところもあると思いますので、今後も自己研鑽に努め指導してまいりたいと思っております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

私もプールは利用しませんけれども、サウナをよく利用させていただいております。その中に、子供たちが自転車夕方来て、そして帰りには父兄が迎えに来ると子供たちもたくさんいます。プールを利用している、水泳教室に通っている、指導を受けている子供たちがたくさんいます。そういう子供たちの指導、ただ水泳を教えるだけでなく、そういう子供たちの、これからの将来の子供たちを指導していくという立場でも、私は、ほーらい館は大事な役割を果たしていているのではないかなという思いをいたしております。

ぜひ、町長、これからの職員の、部下の指導、ここあたりをしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。終わります。

**○議長（前 徹志議員）**

他に質疑ありませんか。

**○7番（清 平二議員）**

議案第60号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。

先ほど、樺山議員から話されたように、後期高齢者ですか、80歳以上でもいいんですけども、この方々を無料にする。無料にしたら、ほーらい館のほう負担になるということがあると思うんですけども、これを無料化することによって、介護保険料の給付がやはり少なくなる。給付率が低くなると思うんですけども、その辺のところは、当局として今まで費用対効果を決めたときに、介護保険の給付費用と比較したことがあるのかどうかお尋ねします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

費用対効果、そして検証ということであれば、今まではなされていないと思います。今後、別事業ではあるんですが、その事業をするに当たって、ほーらい館を利用している人の健康状況を分かるような数値をデータ化してほしいというふうな事業を、今、計画しているところでございます。

様々、医療費、そして介護給付費についてもでもですが、給付費自体は、コロナ後一時的な上昇はあったものの、年々減少傾向にあります。

ただし、1人当たりの医療費等は上がり続けていますので、そこら辺の対応は今後、いろいろな施策を考えていかなければならないというふうに認識しております。

○町長（大久保 明君）

高齢者の無料化ということは、真剣に考えなければいけないと思います。

私、闘牛が今、非常に盛んになった最大の理由は、私たちが子供のときは100円ぐらい取られました、入場料。それを、あるとき、時の闘牛協会長の英断で、小学生以下を無料にしたということは大変な功績だと思うし、今、子供たちがあれほど参加していることは、彼らが大きくなってまた島に戻ってくる可能性が非常に高くなっているわけですから、同じようにほーらい館の利用はどうするか、これはある程度検討しなければいけないし、高齢者の方々がたくさん来るということは、やはり、今、議論があったように、その方々が健康になっていけば、いろんな、例えば寿命が長くなるとか、いろんな検査を受けなくてもいいとか、そういうことが間違いなく効果が出てきます。ほーらい館ができてしばらく、病院の外来が少なくなったというふうなデータもありますので、そういう意味では、今、高齢者を無料化するかということと、また、今述べたことをやれば総合的に今後議論して、いい方向性に持っていけると、多くの人が集うことに価値があるわけですから、そういう方向で議論して、行政のほうで議会に提案していくようにします。

○7番（清 平二議員）

今、費用対効果の検証はしたことないということだったんですけども、やはり、私は、これは必ず費用対効果が、無料化にしたら、一般財源化でほーらい館のほうは赤字だけでも、介護保険のほうで必ず取り戻せると思いますので、ぜひこの無料化を推進していただき、その高齢者の方々が喜んでそこに集えるようにしていただけるようお願いします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第60号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第60号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、否決されました。

議案第61号、字の区域の変更について、補足説明があればこれを許します。

○耕地課長（田中 勝也君）

議案第61号、字の区域の変更について補足説明を行います。

場所については、面縄県北ふるさと地区の一部で、義名山本川線の旧県北ごみ処理場入り口南側から旧面縄駐在所県道北側まで幅広い区域で、第二面縄2期地区区画整備事業終了に伴い、換地計画書を作成に当たり、字の区域の変更をする必要があり、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いします。

○議長（前 徹志議員）

議案第61号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第61号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、字の区域の変更についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第61号、字の区域の変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、12月11日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散 会 午前11時24分



# 令和6年第4回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和6年12月11日



令和6年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年12月11日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（福留達也議員、美島盛秀議員、牧本和英議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君                      事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稲田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

令和6年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	福留 達也 (議席番号11)	1. 教育行政について	①町内中学校における風紀の乱れについて、教育委員会としての対応を問う。	教 育 長
			②企業版ふるさと納税を活用し、今年度2学期よりスタートした「オンライン英会話事業」について、児童生徒の反応や課題等、今後の展望・方向性について問う。	
			③文部科学省の「未来の教室プロジェクト」に伊仙町は参加し、先日面縄小学校での公開授業や中央公民館で講演が実施されたと聞いているが、実施内容や目的、今後の目標について問う。	
		2. 地方創生の取り組みについて	①先般開かれた国会において、石破首相の所信表明演説の中で、伊仙町の子育て支援の取り組みが紹介されたが、どのように受け止めているのか問う。	町 長
②地方創生のメインの取り組みは東京一極集中の是正であったが、全国的に見てもあまり成果が挙げられなかったと考えるが、今後伊仙町としてどのような取り組みを行っていくのか問う。				
2	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町長の町政全般における政治姿勢について	<p>【1】「政争の町から政策の町へ」について</p> <p>①大久保町長の基本的な町政は理念と理論が派閥によって排他的で感性が強い。このことをどう認識しているのか問う。</p> <p>②町長が任命した駐在員は、選挙運動(活動)を許しているのか問う。</p> <p>③「地方創生成功事例に伊仙町」との石破首相の所信表明演説が新聞記事等で紹介されたことについて問う。</p> <p>④「伊仙町健康・美・長寿自治体に」と新聞記事等において紹介された件について問う。</p> <p>⑤政争からの脱却はできたのか問う。</p>	町 長

2	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町長の町政全般における政治姿勢について	<b>【2】新庁舎建設について</b> ① 2期工事が大幅に遅れ庁舎完成が見通せない状況にあるが、見解を問う。 ② 指名入札について問う。 ③ 町内業者育成に関し努力しているのか問う。 ④ 業者との疑わしい案件（癒着、談合、政治献金）等はないか問う。	町	長
			<b>【3】農業振興について</b> ① 糖業振興会における1,400万円の使途不明金問題に関する訴訟の経過状況について問う。 ② 基幹作物のさとうきびは農家の命綱である。町当局の農協や南西糖業など関係機関との連携は努力されているのか問う。	町	長
3	牧本 和英 (議席番号5)	1. 防犯対策について	町内における防犯カメラの設置状況とその有効性について問う。	町	長
		2. 農業振興について	徳之島コーヒー栽培に関し、植付けにかかる経費に対し、町単独助成等ができないか問う。	町	長
		3. 東犬田布集落公民館について	東犬田布集落公民館建替え計画について、進捗状況を問う。	町	長
		4. ハラスメント対策について	各種ハラスメント対策に関し、町としてどのような対策が行われているのか問う。	町	長
4	清 平二 (議席番号7)	1. 面縄港改修計画について	① 第36回伊仙町ほーらい祭りにおいて、町長は「面縄港改修工事がほぼ決定」との挨拶をされていましたが、実施計画について問う。 ② 地域住民等の同意は得られているのか問う。 ③ 改修工事に伴う財源等について問う。	町	長
5	佐田 元 (議席番号6)	1. 新庁舎2期建築本体工事について	① 令和6年5月24日に入札が行われ落札業者がなく、5月27日に再入札を行ったが不調となっている。本件に関して、不調となった原因は何であるのか問う。 ② この入札に関し、何社を指名したのか。また、その業者は何を基準に指名されたのか問う。 ③ 5月の入札不調から、これまで半年間予算計上がされなかった理由を問う。	町	長

5	佐田 元 (議席番号6)	2. 指名入札について	町内の5事業者が指名から外されていると聞いているが、これは事実か。事実であれば外した理由は何か問う。	町 長
6	井上 和代 (議席番号1)	1. 生誕120年となる泉芳朗氏について	①町として名誉町民である泉芳朗氏をどのように認識しているのか問う。	町 教 育 長
			②生家跡地の取り扱いは、現在どのようになっているのか問う。	
			③平和教育としての取組みをどのようになされているのか問う。	
			④令和7年には生誕120年となるが、生誕の地伊仙町では祝賀会等の予定はされていないのか問う。	
		2. 障がい者雇用について	①例年実施されている職員採用試験に、障がい者雇用の募集はなされているのか問う。	町 長
			②町として、障がい者雇用に対して環境づくりはどのようになされているのか問う。	
			③障がい者雇用に関し、その対象となる方々へ配慮された条例や規約等が定められているのか問う。	
④これからの多様性を踏まえた課長・補佐・係長級向けの研修会等が行われているのか問う。				
⑤全職員に対して環境づくりやフォロー体制がなされているのか問う。				
3. 防犯対策について	①現在、町内において設置されている防犯カメラの設置台数は何台か。また、十分に足りているのか問う。	町 長		
	②街路灯の設置数は十分なのか問う。			
	③町が所有する公用車にはドライブレコーダーが搭載されているのか問う。			
	④公用車への町章や町名記載は可能なのか問う。			

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、福留達也議員の一般質問を許します。

○11番（福留 達也議員）

おはようございます。11番、福留でございます。ただいま議長の許可がありましたので、令和6年第4回定例会において一般質問を行います。

まず、教育行政について伺います。

町内の中学校において、風紀の乱れがあると聞いておりますが、教育委員会としてどのような対応を行っているのか、伺いたいと思います。

次に、企業版ふるさと納税を活用し、今年度2学期よりスタートした「オンライン英会話事業」について、児童生徒の反応や実施するに当たっての課題等、そして今後の展望・方向性について伺いたいと思います。

3点目に、文部科学省の「未来の教室プロジェクト事業」に伊仙町が参加し、先日面縄小学校での公開授業や中央公民館での講演が実施されたと聞いております。実施内容や目的、今後の目標について伺いたいと思います。

大きな2点目として、地方創生の取組について伺いたいと思います。

先月11月29日に開かれた臨時国会において、石破総理大臣の所信表明演説の中で、地方創生の成功事例として、伊仙町の子育て支援の取組が紹介されました。大変名誉であり、誇らしいことでもあります。これに関し、町長としてどのように受け止めているのか、伺いたいと思います。

最後に、地方創生のメインの取組は東京一極集中の是正でありました。全国的に見てもあまり成果が上げられなかったのかなとの評価が多いように思われます。一定の評価を受けた伊仙町の取組でありましたが、今後、この伊仙町の取組として従来の取組をより進化させていくのか、それとも新たな方向性を模索していくのか、今後どのような取組を行っていくのか伺いたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○教育長（幸田 順一郎君）

おはようございます。9月に教育長の職を拝命して、約3か月が過ぎたところでございます。この間、本町の子供たち、町民の皆様にもどのように貢献ができるだろうかと職務の重大さを痛感しつつ、本町の教育行政が抱える課題解決に向けて、微力ながら取り組んでまいりました。今後とも誠心誠意頑張ってまいりたいと考えているところです。ご助言ご指導よろしくお願いいたします。

町内の中学校における風紀の乱れについてご質問がございました。お答えいたします。

この件につきましては、当該学校からも相談があり、対応については、適宜協議をしながら進めている状況でございます。

学校運営協議会の中で、生徒指導に関する問題について、意見交換が行われており、その中でスクールソーシャルワーカーの派遣や、授業妨害などがあつた場合には、対応できる支援員の配置について意見や要望がありました。学校側としても、保護者に協力をお願いする形で、学校内の見守りとして交代制で授業参観をしてもらうなどの対応を行っております。

教育委員会といたしましては、町が契約しているスクールソーシャルワーカーの派遣を行いました。また、支援員の配置の要望もありましたので、急遽1名支援員を増員して対応を行っている状況でございます。

**○11番（福留 達也議員）**

ありがとうございます。いろんなところから、中学校の風紀が乱れ、聞いているものですから、お聞きしたんですけれども、これは具体的にプライバシーに引っかからない程度でよろしいですけれども、具体的にどういった風紀の乱れがあるのか、お聞きしたいと思います。

**○教育長（幸田 順一郎君）**

お答えいたします。

具体的には、現在どのような状況なのかということに対しまして、授業中にある生徒同士が話をしたり、授業に支障を来すケースがありました。

教職員が注意し、指導を行っておりますが、注意を受けてもなかなか改善が見られないといった状況でございます。

**○11番（福留 達也議員）**

授業中に普通に授業を聞かずに話をして、授業の妨害をすると。その暴力的な、そういったことは特にはなくて、授業中に雑談をしたりとか、真面目に授業を受けない、その程度の状況という感じでよろしいですか。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

お答えいたします。

ご質問のとおりでございます。

**○11番（福留 達也議員）**

分かりました。最初の答弁の中で、スクールソーシャルワーカーを派遣した後のことでありましたけれども、派遣内容について、具体的にどういったことをなされたんですか。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

派遣時に学校側のほうから、現状の問題に対して、何が具体的にできるかということが、スクールソーシャルワーカーのほうに質問があつたということです。

その中で、問題の行動を起こしている生徒さんに関しましては、このスクールソーシャルワ

カーのほうで面談を行ったり、少しずつ関係性を築きながら、現在アプローチを進めている状況でございます。

継続して、この件については、引き続き支援を行っている状況でございます。

**○11番（福留 達也議員）**

分かりました。もう1点、急遽支援員1名も派遣したとあります。この支援員の派遣でありますけれども、どういった方が派遣されて、どういったことをなさっているんですか。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

現在、教職員のOBの方をお願いをしまして、配置を行っております。この方は長年教職員として活動されてこられましたし、学校現場におきましても、生徒指導の分野のほうに長年携わってきた方でありますので、そういった方を現在支援員として配置を行い、学校の授業等でサポートを行っていただいている状況でございます。

**○11番（福留 達也議員）**

分かりました。我々一般の人間はなかなか分かりづらいんですけども、スクールソーシャルワーカーと今お願いした支援員というのは、どんな違いがあって、どのような対応をなさっているんですか。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

まず、スクールソーシャルワーカーに関しましては、不登校であったり、いじめ、また虐待等、そういった様々な諸問題に関しましては、このスクールソーシャルワーカーのほう为学校のほうに入りながら、課題解決を図る橋渡しの役割を担っております。

特に置かれた環境については、学校だけでなく、行政の機関であったり、他の民間の団体への働きかけを行いながら、課題解決に向けての橋渡しをするというのが大きな役割であります。

また、支援員に関しましては、特別教育支援員という形で、学校の授業中であったり、学校活動、教職員の先生方が授業をする中で、授業中に補助を行ったり、そういった役割で支援員としてはお願いをしている状況でございます。

**○11番（福留 達也議員）**

どうなんですかね。いろんな話を聞いて質問したんですけども、教育委員会としてこの風紀の乱れ、今後落ち着いていく、そういった見通し等分かるようであれば、お聞きしたいと思いますが。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

学校側も、現状抱えている問題につきましては、情報を公にして、保護者であったりPTA、また学校運営協議会のほうにも説明を行っております。

環境改善に向けて、学校のほうも懸命に取り組んでおりますが、この件については、地域の方々のご協力もいただきながら、粘り強く対応していく必要がございます。

教育委員会としても、11月の中旬ごろから、職員で当番制でシフトを組んで、学校のほうに見守りという形で職員のほうが行っている状況でありますので、こういったところも継続しながら、学

校のほうの支援を行ってあげればと考えております。

○11番（福留 達也議員）

今職員も当番制で、見守りを行っている。教育委員会の職員がやられているんでしょうけれど、そういった方の感想というのか、何か分かるようであれば聞きたいと思いますが。

○教委総務課長（町本 勝也君）

主に授業中であつたり、昼休みの給食後の昼休みの時間に、子供たちの様子を見に行っております。

昼休み中は、天気がいいときは、外でサッカーをしたり、運動をしながら、発散をしている状況でありますので、私たちが見る限りでは、大きな問題行動を起こしたというところは、今のところは確認はできておりませんが、引き続きこういった見守りをしながら、子供たちが授業に集中できるように、教育委員会としても、できるだけの支援をしていきたいと考えております。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。こういった問題があれば、議会としても、総務文教あたりが学校の視察というのか、そういったのも検討していいのかなど、聞きながら思っております。それぞれの小中学校においては、日々様々な出来事があつて、容易に解決できることから、なかなか非常にややこしくて、簡単には解決していかない、そういったことが多いと思います。そんなときに、それぞれの学校の先生方や保護者、さらには児童生徒とともに問題解決に取り組んでいくこと、これも教育長の非常に大切な職務というのか、役割だと思っております。そして、また同時に大切な業務として、教職員の人事の異動に関する扱いだと言われております。

町内8小学校、3中学校がありますが、それぞれ学校ごとに様々な課題や問題を抱えていると思います。例えば、ある学校は、基礎学力の向上を図っていききたい。別の学校は、校内の風紀が乱れているので、どうにか改善していききたい。あるいは教職員のまとまりがないので、そういった教職員のまとまりができる、そういったリーダーシップをとる、そういった教師を派遣してもらいたいとか、これ以外にも様々な課題がそれぞれの学校にあると思います。

こういった課題や問題を、学校運営協議会というのがあつて、それから教育委員会のほうに報告されているものだと思っております。そして、それを受けて、8月、9月ごろだと聞いておりますけれども、教育長が県の教育委員会とやり取りをしながら、適した先生を獲得する。そして赴任してもらう。そういったのも非常に大切な業務なのかなどと思っております。

風紀の乱れに関しては、改善策やマニュアル等があると思います。また、教育委員会の皆さんが本当に詳しいと思います。マニュアルやそういったあれがあつたとしても、生身の人間を相手にしていくわけですから、なかなか簡単なことばかりではないと思っておりますけれども、長い目で見ながら、ぜひ粘り強く対応して、改善していただきたい、そのように思っております。

次のオンライン英会話事業についてお願いします。

**○教育長（幸田 順一郎君）**

企業版ふるさと納税を活用したオンライン英会話についてお答えいたします。

オンライン英会話につきましては、2学期から町内の小中学校でスタートしております。対象は、小学校が5年生以上、中学校は全学年を対象として授業時間、朝の学習活動の時間に実施されているところです。オンライン英会話が始まったころは、子供たちも少し緊張している様子も見受けられましたが、マンツーマンで英会話が始まると、緊張もほぐれてきて、タブレットを操作しながら、子供たちが個々に対応できている状況でありました。

タブレットの画面越しに、身振り手振りで会話ができますので、音声のみを聞いて学習するのは違い、視覚的な情報や相手の雰囲気を感じながら、外国の方が話す英語を体感できますので、メリットは大きいと感じています。タブレットの活用が前提の授業でありますので、通信環境が安定せずにつながらないケースが何度かありましたが、そういった際には、別日に振り替えて実施するなどの対応を行っているところです。

また、教育課程の年間計画に支障のない範囲でオンライン英会話の回数を確保し実施していますが、オンライン英会話の回数を増やし過ぎてしまうと、本来の授業計画に支障が出てしまうことも予想されますので、今後は実施校の先生方と実施回数や現状の課題について意見交換を行い、円滑にオンライン英会話の事業が進むように、学校現場にも耳を傾けながら実施してまいります。

オンライン英会話事業の展望、方向性についてであります。本町では、各種検定授業を無料で受けられますので、オンライン英会話の一つの契機として、英語検定を受験する子供たちが増えること、また受験の合格率が上がれば、オンライン英会話事業の成果の一つとして捉えることができると考えているところでございます。以上です。

**○11番（福留 達也議員）**

このオンライン英会話の取組が始まって、約3か月が経過しております。具体的に、どれぐらいのペースで今実施されているのか伺いたいと思います。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

各学校で実施回数については違いがございますが、最低月1回以上が実施されている状況であります。

11月末時点での本年度の実施状況の進捗率としては、全体の予定回数に対して、約40%が実施済みとなっております。

**○11番（福留 達也議員）**

昨日の委員長報告というのか、議員が県外視察に行った委員長報告の中に、茨城県境町の取組を杉山委員長が報告しておりました。その中に、境町の取組の中に、また重なる部分があったので、読み上げて、それに対してまたお聞きしたいと思うんですけれども、昨日の報告の中に、境町は、日本一を目指し、子育て支援や移住定住促進に力を入れており、教育分野においては、スーパーグローバルスクール事業として、町内小中学校、保育園に24名のフィリピン人英語教師を招聘してい

ると。町が掲げる全ての子供が英語を話せるまちづくりを実現すべく、1校につき全国平均0.8人配属のところ、境町では1校当たり3.4人ものALTを常駐させ、休み時間や給食時間など、多くの時間で英語に触れる機会を設けていると。令和2年度に実施した児童生徒へのアンケート結果では、当該事業に対する満足度は90%と高く、現に中学生の英検3級合格率は全国平均の1.6倍以上の成果を上げていると。この町も、そういった感じで英会話事業に力を入れて、今のような成果を出しているということでありました。

実際この伊仙町の英会話教室をやっているわけですがけれども、このALTというのはどのぐらい配置されているのですか。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

伊仙町におきましては、現在フィリピンの方を1名雇用してしまして、各学校巡回をしながら、対応している状況でございます。

**○11番（福留 達也議員）**

1名の方で対応して、どうなんですか。それで教育委員会が予定していたこの英会話事業、これで十分足りていると感じているのか。それとももう少しほしいなと感じているのか、そのあたりはどうですか。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

各学校、順番を組みながら回っている状況ですが、やはり1人で回っておりますので、子供たちと接する時間というのは、1人当たりの時間はどうしても短くなります。2人、3人というふうに増やせばもちろんいいかなと思うのですが、やはり最近ALTの件費も値上がりといいますが、上がってきておまして、結構な報酬をいただいております。

そうした中で、子供たちが均等かというと、ある程度こういった生の英会話に触れる機会ということで考えますと、オンライン英会話については、ある程度の子供たちにそういった機会を提供できる補足の手段というか、そういったところもございまして、ALTの方とこのオンライン英会話を併用しながら、町としては英語教育のほうは進めていければと考えております。

**○11番（福留 達也議員）**

分かりました。いろいろ調べてみると、大変すばらしい事業である反面、また課題等が結構あると。例えば教師の英会話スキルの不足もあると。実践的な環境の不足も課題であると。カリキュラムの制約です。先ほどおっしゃった中学校との連携です。そういったところもあると。生徒の意欲に差があると。いろんな課題はもちろんあると思います。だけど、日本の小中学校における英会話事業は、今後のグローバル化に対応するために、大変重要な役割を果たしていると言われております。

伊田正則前教育長指導のもとに導入された事業でありますけれども、他の自治体に先駆けて、このように大切に先進的な事業に取り組まれていることは、大変すばらしいことだと思っております。

今後ともこの事業を継続し、伊仙町の子供たちの可能性をさらに大きく広げるきっかけにしてい

ただきたいと思っております。

次に、未来の教室プロジェクトについてお願いします。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

令和5年度から文部科学省による働き方改革推進に関する調査事業が行われており、鹿児島県では薩摩川内市、それから本町伊仙町の学校が取り組んでおります。

本年度は、取組方針といたしまして、業務改善を通じた時間外在校等時間の削減、学習者中心の学びへの転換による教育の質の向上を掲げて取り組んでいるところでございます。その中で、本年度の活動の一つといたしまして、先日11月29日に面縄小学校におきまして、外部講師による公開授業という形で、中身は自由進度学習の模擬授業を実施いたしました。その様子につきましては、子供たちが主体的に生き生きと学習している様子がとても印象的でした。

また、翌日には令和6年度文部科学省、学校における働き方改革推進事業教育講演会ということで開催いたしました。徳之島地区内の教職員を対象に案内を行い、多くの教職員が参加し、自由進度学習についての理解を深めることができたと思っております。

本事業を通して、学習者中心の学びへの転換による教育の質の向上に、今後もつなげてまいりたいと考えているところでございます。

○11番（福留 達也議員）

ありがとうございます。文科省がこういった事業を取り入れている目的として、教育現場におけるデジタル技術や革新的な教育手法を活用し、子供たちの学びの質を向上させることが目的だと言われております。こういった背景には、社会的な変化に対応ということでもあるし、学びの多様化ということもあるし、教育格差の是正ということも背景にあったと言われております。これ、前伊田教育長がいろいろ話しながら思ったことは、この背景にある教育格差の是正。言ってみれば地域とか家庭環境に依存しない公平な学びの機会を提供すると、そういった背景があって、こういったことの標準化というのかな、例えば地域といえどこういった離島とかそういったハンディがあるところも、大都市も変わらない環境で授業ができると。

家庭環境にしても貧富の差がある、そういったところのそういった面で、親の貧富の差、そういったことで子供の学習機会というのかな、こういったのがそがれない、そういったことを改善していくための事業なのかなと思っております。言ってみれば、これはあれですか。いろんなAIとかデジタルとか、そういった先進的な技術を活用して、学校の先生方のこれまでの本当に大変な業務が多過ぎて大変だという話をよく聞いていたんですけれども、そういったことを、いろんな業務をデジタル化なり何なりで削減して、余った時間をその子供の教育に力を注ぎ込んでいく、そういったことがしたいという、こういった事業なんですか、これは。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

本町におきまして、ただいまありました授業改善、そういったところに向けてICT機器の整備、このことにつきましては、先ほどのオンライン英会話にも関連いたしますが、全児童生徒にタブレット1台ずつ配付して、それをもとに学習を進めていくと。そういったところを積極的に推進しているところでございます。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今教育長から説明がありましたが、今回のこの事業については、授業改善を行ってその中で空いた時間をほかの分野に生かす、業務改善をしながら、そういった働き方改革を進めるといったところが趣旨の事業となっております。

また、議員からありましたように、現在学校のほうでは授業改善の一方で、業務改善の分野では校務支援システムを導入しております、以前、紙媒体で処理をしていたものが、今は電子化されております、そういったもので業務管理を行っておりますので、この分野についてもこのシステムの導入によって、改善がなされているという状況がございます。

○11番（福留 達也議員）

分かりました。これまでにこの事業に取り組んだ自治体というのかな、取り組んだところの成果として、いろいろ上がっております。例えばデジタル基盤の整備ができた。言ってみれば児童生徒1人1台の端末が、全国の学校にも配備され、オンライン学習の基礎が整備されたとか。

あるいはパンデミックというんですかね。コロナのときに登校できない。そういったときにも遠隔授業ができる環境が整ったと。また、学習の多様化もあると。それと、地域連携の学びの充実にも貢献できていると。言ってみれば、それぞれの地域には、それぞれの課題があるんでしょうけれども、そういったのに児童生徒が興味を示して、そんなことの課題の解決に努めていきたいと、そういったことも成果として上がっておるようであります。

どんどんどんどん進めていくんでしょうけれども、今考えられる、今の時点で今後これを進めるに当たって、課題と解決しなきゃいけない事柄、そういったのがあれば伺いたいと思いますが。

○教育長（幸田 順一郎君）

現在抱えている課題、そういったところにつきまして、各学校で授業改善等積極的に進めているところですが、その一つとして、今回の文科省の未来の教室プロジェクト、これに積極的に参加したり、そういったところで伊仙町の子供たちに力をつけようということで進めているところですが、今後さらにそういったところを一つ一つ洗い出して、今までの取組、そういったところの振り返りをしっかりといたしまして、今後につなげてまいりたいと考えているところです。

○11番（福留 達也議員）

今そういったので言われている、課題的になっていくんだろうと言われていたところが、教員の負担を軽減する意味合いもあったんですけども、むしろこういったスキルを覚えて教えていかなきゃいけない。それでまた教員の負担にならないか、そういった心配もされているということでもあります。それと、学習格差の懸念ですね。どんどんどんどんやっていく子はいる。だけどそれに

取り残されていく、そういった子もまた出てくるんじゃないか、そういった心配事もされているようでもあります。

未来の教室プロジェクト、教育の個別化、デジタル化、社会化を目指しており、多くの可能性を秘めていると言われております。一方で、現場での実践には多くの課題があり、継続的な改善と支援が必要であると言われております。

このプロジェクトが成功すれば、次世代の学びの形を示すモデルとなり、世界的な教育改革の一翼を担う可能性があるとも言われております。

先ほど私も述べましたし、教育長が答弁したように、今後いろんな課題等難しい場面も多々出てくるとは思いますが、粘り続く対応して、ぜひとも数多くの成果というのかな、実績を出していただくよう頑張っていたきたいと思います。

以上で、教育委員会部局の質問は終わりたいと思います。

2点目の地方創生の件に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○町長（大久保 明君）

おはようございます。一般質問、福留議員の地方創生の取組についてになります。まずは、1番の先般開かれた国会において、石破首相の所信表明演説が、伊仙町の子育て支援の取組が紹介されました。それをどのように受け止めているかという質問でございます。2番目が、地方創生のメインの取組は東京一極集中の是正だったが、全国的に見てもあまり成果が上げられていなかったと考えているが、今後伊仙町としてはどのように取組を行っていくかということの問いでございますので、これは重複しておりますので、まとめて答弁をしていきたいと思っております。

まず、森まさこ少子化担当大臣が参議院議員1期目で大臣になったということで、どうしても徳之島に行きたいということで来たことと、それから伊仙町がその前後して、全国の市町村会館で、伊仙町の取組を石破地方創生大臣に来ていただきまして、発表を聞いていただきました。そういった経過の中で、石破大臣が、今回伊仙町のことに、これは小さな自治体のことを所信表明で出すということは非常にまれなことであるそうであります。そのことで伊仙町の出生率の高さを、全国に発信していただきました。

その後、いろんな東京での活動を町村会館でやったり、また伊仙町において小学校の存続のための小規模校を残していくという政策などを打ち出してまいりました。また、人口問題に関しましては、集中から分散というストーリーガンを上げました。これは小規模校を残すことが、その自治体を存続させるということになっております。

このようなことを考えながら、伊仙町のまずは子育て支援という形では、これは何回も話をしましたけれども、集落説明会の中で、2か所の集落から高齢の女性の方々が、一人は孫のために自分たちのいろんな高齢者祝金とかの活用をしていただきたいと。もう一人の方は、住宅を造ったら、自分たちが孫を島に呼び込んでくるという、この2人の女性の発言が大きな私たちの政策のヒントとなったし、突破口となったと今でも考えております。

学校を残したことが、子供たちを増やすためには、徹底的な住宅政策をやっていくということで、小規模校からどんどんどんどん住宅を造っていきましたら、ある程度の成果が出ました。

その成果の結果が、直近の10年間児童生徒数が120人増加したということでもあります。

これはまた次の段階で、次の手を打っていかねければ、また人口減少、学校の子供たちが減っていくということになるわけでありますので、そのために今度はいろんな政策を打ち出していくと考えております。

一応今の質問でありますけれども、石破総理の所信表明の中で、伊仙町が平成15年から10年間日本一という栄誉をいただきました。そのときの次の5年間においては、2.41でしたけれども、沖縄の小さな集落が2.42になって2位という状況でありました。

しかし、今回の5年間は1.98という形で、子宝日本一というスローガンが打ち砕かれたような状況でありますけれども、その要因は、やはりほかの自治体が伊仙町に見習って、いろいろなことをやってきたということでもありますけれども、今後次の政策として考えていることは、先般、奄美群島で、奄美地域医療シンポジウム、健康長寿の奄美大島持続可能な地域医療ということに案内を受けまして行きました。また、その前日には芳村さんたちの主催で、夢をかなえるためにはということで、伊仙町のほうでDr.コトー診療所の説明がありました。

こういった中で思ったことは、まずこれは次の質問にも関連して、美島さんの質問にも関連してありますけれども、これからやはり人口を維持するということは至難の業でありますけれども、それをどのようにして覆していくかということは、このシンポジウムの中で驚いたことは、シンポジストに4人のうち2人が徳洲会の先生だったということでもあります。座長は郡の医師会長でありました。

ですから、これから離島医療は特に、ちょっと話はそれますけれども、そこに人口維持、人口増加の大きな可能性があると思っておりますので、そのことを含めて、ちょっと話が飛んだりしましたけれども、福留議員の質問は、非常に先ほどの質問にとってもそうですけれども、今最も重要なことを根本的に改革して、そして改めていけることは伊仙町しかできないのではないかとというぐらいの気持ちもあります。

石破大臣の所信表明演説は、その意味において、普通考えられないことを伊仙町に大変なエールを上げていただいたわけでありますので、東京でのシンポジウムでも石破大臣がわざわざ来ていただきました。それから、自民党の全国町村会大会で、私に発言の機会もいただきました。そのぐらい伊仙町に対する思いが強いと。

ですから、今回このような状況になった中で、伊仙町に再度日本一になっていただきたいというエールではないかというふうに私は思っておりますので、そのように受け止めている状況であります。

#### ○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

福留議員の①の石破総理の所信表明の中での取組が紹介されたということで、どのように受け止

めているかということでお答えいたします。

石破総理の所信表明で紹介されたとおり、平成15年から平成19年の出生率が2.42、平成20年から平成24年、こちらの出生率が2.81で、全国1位となりました。その後、平成25年から平成29年は2.46で全国2位、このように出生率が高い要因といたしましては、子は宝という先祖崇拝の精神文化が根つき、人生の大切な節目である出産、入学、成人祝いを親族だけではなく、友人、知人、近隣住民が共にお祝いをし、子育てを応援するこの高い地域力があると思います。

また、町長が、今、答弁したように、各小中学校の存続と住宅整備で出産祝金の増額等を実施してきたことが、全国でも上位の出生率につながったと受け止めております。

ですが、今年発表された出生率では1.98で16位という結果になりました。今後は、これまでの取組も継続しつつ、母子保健事業、そして結婚支援などにも力を入れて、若い年代、子育て世代の方たちがこの伊仙町に定着するような取組を実施していきたいと考えているところでございます。

#### ○11番（福留 達也議員）

ありがとうございました。

先ほどの町長の石破総理の紹介を受けての感想で、確かにこれまでずっと取り組んでこられたこういった政策が評価されての紹介だと、本当にそのように思って、我々住民はもちろんそうなんですけれども、出身者も本当にうれしいというのかな、誇りに思えたそういった出来事だったと思っております。

今後、これまで続けてきた人口の増える町ということで、小規模校を存続させると、そのためには住宅政策をその小規模校を中心に建てていくと。そして、手厚い子育て支援策、これをまだやっていくということであります。

今日、初めて聞いたことは、今後は医療を充実させるそういったことで、より住みやすい永続的な人口の減らない、そういった町にして豊かになっていこうとそういった感じ。要するに聞きたいことは、これまでの取組をより進化させつつ、その医療分野にもうちょっと力を注ぐ、そういった町で伊仙町は、今後取り組んでいこう、そういった理解でよろしいですか。

#### ○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

医療に関しましては、先日、条例改正も行いまして、ここが高校生18歳まで年齢拡充、そしてこれまでは18歳までの非課税世帯のみが対象だったんですけど、課税世帯までの対象として、令和7年の4月1日からの事業開始をする予定となっております。

#### ○町長（大久保 明君）

今、その離島医療の件に関しまして、残念ながら、今、徳之島にある徳洲会病院も医師の派遣ということが非常に厳しい状況になって、私たちがいた時代よりかなり人数が減ってまいりましたので、何が起こったかということ、ドクターヘリで沖縄とか奄美市、鹿児島に搬送する例が、以前より3倍ぐらい増えております。

これでは、安心して島で生活することは今の現状では厳しいんじゃないかと考えておりますし、それを改善していくことが重要だろうと思うし、いろんな難しい病気も島で治していくという考え方で、私たちのときは徹底して搬送しないで済む医療ということをスローガンにやっていたけれども、残念ながら、今はそういうことがかなり失われているという残念な状況でありますので、私は、今回、町長職を退いて新たな改革をしていくことが、島にとっても人口問題にとっても有意義であるというふうに思っておりますので、今日そのようなことも申し上げましたけれども、それは、当然大きな港が必要であるとか、クルーズ船が来るような状況が必要であるということを国に、なぜかということに関しましては人口維持であり、ヘルシー・リゾート・アイランドということを、これは決して夢でも何でもありません。外国ではそういうエリアがあるわけですから、オーストラリアとかそういうのをやっていくということが重要であると思いますので、そうすれば、今、本当にドクターヘリで運んで、そしたら本人もそうですけれども、家族もいろんな方々も島から行って療養したりしなければならぬと、そしたらそういう医療機関が充実しなければ、島に移住したいという人たちも、以前よりは少なくなっているような気がいたしますので、その辺を突破口として人口問題をやっていくということが重要であると思います。

話は、少し福祉面に行きましたけれども、農業と福祉も連携していけると思います。いろんな方々が農福連携という形で、ブルー・スカイさんとか、それから統合失調症の方々だけでなく、発達障がいの方々を治療している方々が島に出てきたりしておりますので、そういう意味で福祉と農業も含めて、連携した島づくりをしていくということが重要ではないかと思っておりますので、これは先ほど学校の問題が出ましたけれども、職員も、今、障がい者雇用という形でありますけれども、それは健常者と障がい者と言ったらいけませんけれども、同じ時間同じ給料をもらうということは、これは無理があるわけですね。ですから各自治体1人、2人で、ペースメーカーの方、人工骨の方は普通に仕事をできるわけありますので、そうでなくて1日、半日ぐらいしか働くことのできない方々を、条例を変えて職員としてやっていくという、今、それを模索しておりますので、それをなんで、教育委員会ともしっかりと連携をとってそうしていくことが、今、小規模校を残すとか、それから子供たちの英語教育をするという形で、いろんな改革が進んでいる中で、町としてもいろんな働くことが長時間できない方々のための雇用の場ということを、やっぱり行政の中でやるのか、いろんなそういう仕組みをブルー・スカイとかのような形で広げていくのかということが、これからの地方づくりの要点であるし、それは人口維持、そして人口増加に結びついていくというふうに、今、考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○11番（福留 達也議員）

要約をすれば、要するにこれまでの政策、プラス先ほどおっしゃったようにドクターヘリでの当該搬送が本当に多いと、町長から何回も聞いたことがあります。こういったことで、本当に新しい病院も完成するわけです。そういったときには、本当に島内での完結型の医療、そういった体制が実現できるのであれば、先ほどおっしゃったヘルシー・リゾート・アイランド構想というものも、本

当に夢物語ではなく、実現できていくのかなと思っております。

今後の地方創生のこの伊仙町の取組として、人口が増えるでも維持できるでもいいと思いますけれども、そういった政策ということで、小規模校を中心に住宅政策もしていく、先ほど課長がおっしゃった子育てに対する手当を手厚くしていく、そういったことは本当に非常に大事なことだと思っております。

やはり、もう一つ大事なことが、町民の所得の安定だと私は思っております。ここ伊仙町は農業の町であります。基幹産業は畜産、バレイショ、ジャガイモであります。この3分野が継続的に安定していく、そういったことになれば、農家が安定していくんだと思っております。さとうきびはさておいて、このバレイショ等の園芸に関しては、現在、経済課が中心となって有機農業の推進、取り組んでおります。

実際に、このジャガイモなんですけれども、いつもジャガイモの出荷時期になると、みんな今日は10円上がった、5円上がったとかそういった話で持ちきりで、平均にして100円から150円前後推移していると思っております。でも実際この十数年、この伊仙で有機でジャガイモを作っている農家の方がいらっしゃいます。彼らは有機ということで、多少品質が悪くてもキロ単価280円を出せて、送料も相手が持ってくれる、箱代も相手が持ってくれると、本当に安定してどんどん需要があるので、増やしていこうと頑張っております。

最近、また経済課が中心になって、本当に有機で頑張っていこうという方を支援しながら、そういった広まりがあります。本人のやる気とちょっとした苦勞を厭わなければ、本当にこのジャガイモに関しては、いくらでも可能性があるのかなと思っております。

もう一つの基幹産業の畜産に関して、ちょっとお聞きしたいと思います。

現在、畜産農家の大変さを述べている、今回、農林水産大臣に就任した江藤拓さんという宮崎選出の国会議員の就任のときの記者会見での、記者とのやり取りがあります。これが、今、畜産農家の現状を非常に正確に表現していると思われるので、ちょっとその記事を読み上げたいと思います。

記者が「現在、子牛及び枝肉の価格が低迷しております。この問題についての認識と今後どのように対策されていくかをお聞きしたい」という質問でありました。これに対し大臣は、「先ほど申し上げましたが、私は子牛の競りには政治生活20年、できる限り行くようにしております。ですからよかったときも知っているし、悪かったときも知っております。一昨日は私が大臣に内定したということで、皆さんにここにしておめでとうと言ってくれましたが、状況としては厳しい。そして、今は保証基準価格を56万4,000円まで上げました。これも思い切って上げたつもりです。でも、それでは足りませんので、60万円事業をつくりました。これについては正直に言いますと、法的根拠がまるでない。もう財務省とごりごりの交渉をやって、とにかくこの水準じゃないととてもじゃないけど続かないよと訴えてきました。繁殖の世界は厳しいのです。決して肥育の方々を悪く言っているわけではありません。誤解のないように言いますが、肥育の方は子牛の導入の金額を下げれば、

コストを下げることができます。ただ繁殖の人たちは、コストの下げようがありません。コストを下げたいと思ったなら、餌を絞るしかない。餌を絞ると当たり前のことですが、きちんと育ちません。小さい牛しかできないのです。そうすると競りで叩かれると。手取りが減ると。そうすると、手持ちの資金が減るから、さらに餌を絞る。もしくは繁殖雌牛を肉用牛として出してしまう。本来だったらあと2回、3回出産させたいにもかかわらず、こういったことは実際に起きております。本当だったら、あと2回から4回出産してもらいたいのに、餌代がないから養う数自体を減らさざるを得ない。もうその姿を見ているとつらくてたまらないのです。60万円事業を開始して、喜んでいただいております。11月にこれから1頭当たり9万5,100円が出ます。それは畜産以外の方々から見れば、1頭当たり9万5,000円も出る畜産はいいな、施設園芸は何もないのかと、路地野菜は何も出ないのかと、そういった不満も正直なところを出ております。しかし、今、その支援をしなかったら、本当にいなくなってしまうから、繁殖がいなくなったら肥育もできないのです。そして、今、石破内閣は地方創生ということに重点を置く。それが政権の要とおっしゃっております。もし宮崎のこと、鹿児島のことだけで言わせてもらえれば、この和牛文化が駄目になってしまったら、もう地方はがたがたです。牛だけの話ではなくなります。牛にぶら下がっている産業はたくさんあります。地域経済を支えると言っても過言ではありません。ですからご批判をいただいても、何が何でもこの牛を守らなければならないのです」と、畜産農家の現状を的確に表しているということで、このあれを紹介しました。

この先ほどから出ておる56万事業、あるいは60万事業というのが出てきておりますけれども、正式にはこの56万事業というのは、肉用子牛生産者補助金、60万事業というのは優良和牛子牛生産推進緊急支援事業という名目であります。この56万とか60万というのは、牛が生まれて競りに出すまでの間にかかった経費が、これぐらいだと農水省がはじいた金額だと言われております。

ある町内の畜産農家の方にちょっとお聞きしたんですけれども、この60万事業というのは大変ありがたい事業であると、だけれども今年度中、要するに来年の3月いっぱい打ち切られるそういった編み込みであると、大変残念がるというのか、心配しておりました。この60万事業というのは、牛が生まれて競りに出すまで60万かかりますよ。じゃあ競りの平均がそれ以下だと保証しますよという、集計される対象地区、これは九州ブロック、全国に北海道ブロックとか関東ブロックとかいろいろあって、この離島、徳之島を含めた奄美群島を含めた沖縄を含めたこの離島も含めた九州ブロックという、一括されてその60万という金額が弾かれているようであります。

だけれども、実際はこの離島にいれば県本土の人たちと違って、飼料代も輸送代がかかるわけですから、プラスになると。県本土の人以上に飼料代もかかると、競りが終わってまた牛を買ってもらったら、また輸送コストもかかると、60万というシミュレーションで農水省が出しているんですけれども、離島に関してはプラス10万ぐらいしないと、本当に実際には大変だという話があるんですね。

これ経済課長、こういった認識で大丈夫ですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、補給金制度は全国統一のものとなっておりますが、優良和子牛生産推進緊急支援事業こちらの対象ブロックが、現在、九州・沖縄ブロックとなっております。

議員のおっしゃるとおり、本地区においては飼料、肥料等全てにおいて輸送コスト等かかってまいりますので、この基準よりも1頭当たりの使用に係る経費というのはかさ増ししていることは事実でございます。

○11番（福留 達也議員）

実際そうだとおっしゃっております。ですからこの方が言うには、九州ブロックという一くりにせず、算定する基礎を離島ブロック、そういった形で分けて、もうちょっと細かく見てくれないかとか、そういった要望でありますけれども、こういった要望活動というのは課長どうですか、やったことはあるんですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

おっしゃるような要望活動は、現在のところなされたことはありません。しかしながら、優良和子牛生産推進緊急支援事業こちらにつきましては、要項の中で令和7年3月で現段階では打ち切りということも出ておりますので、その事業の継続、また併せて離島ブロックの新たな創設、こういったところは要望していかなければいけないと考えております。

○11番（福留 達也議員）

このような離島という条件、不利性の解消のためには、この方は単独で要望活動に行かれたらいいんですけれども、今後、1人単独とかじゃなくて、畜産農家の代表そんな方ばかりではなくて、行政、JA、議会等いろんな団体の代表が、要望活動をしてやっていただけたらと思います。

本当に地方創生の取組、素晴らしい取組をしておりますけれども、やはりここに暮らす人ですね。住民、暮らす人がやっぱり豊かで、生き生きと暮らしていくということが、本当に根本というのかな、大事なことで、そういったことがあれば本当にいろんな方が暮らしたいなと思って、どんどん交流人口なり、本当に自然人口なりも増えていくんじゃないかなと私は思っておりますけれども、ぜひ地方創生による人口増加、地域の活性化を実現するためには、こういった地域の人々が豊かになる、そういった政策を中心に、まだまだ取り組んでいていただきたいと思っております。

以上で、終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、福留達也議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、美島盛秀議員の一般質問を許します。14番、美島議員。

○14番（美島 盛秀議員）

おはようございます。14番、美島盛秀でございます。ただいま、議長のほうから一般質問の許可が下りましたので、質問をいたします。

大久保町長の町政全般における政治姿勢であります。

このことにつきましては、まず1番目の政争の町から政策の町へということであります。この項目につきましては、平成13年度10月に大久保町政が誕生したあの選挙以来の流れを、町長にも考えながらどういう政策を取り入れてきたのか、あるいは政争の町から政策の町へどういう結果があったのか、答弁をいただきたいと思います。私も23年前の新聞を、今日、持ってきました。町長の答弁を聞きながら、私もまた質問をしまいたいと考えております。

この政策について、5つ通告をしてあります。まず、大久保町長の基本的な町政は理念と理論が派閥によって排他的で感性が強い。このことをどう認識しているのかお尋ねいたします。

②町長が任命した駐在員は、選挙運動または活動を許しているのか、お尋ねいたします。

③「地方創生成功事例に伊仙町」と石破総理の所信表明演説が新聞記事で紹介されたことについてお尋ねいたしますけれども、この件と④の件につきましては、先ほど福留議員の答弁にもございましたので、簡単に説明をいただきたいと思います。

⑤政争からの脱却はできたのか、お尋ねをいたします。

大きな2番目に、新庁舎建設について。

①2期工事が大幅に遅れ庁舎完成が見通せない状況にあるが、見解を問うものであります。

②指名入札についてお尋ねをいたします。

③町内業者育成に関し努力をしておられるのか、お尋ねいたします。

④業者との疑わしい案件、これも今までいろいろと一般質問等もやってまいりましたけれども、過去にはなかったということでもありますけれども、また今回改めて癒着問題や談合問題、政治献金問題などをお尋ねいたしたいと思います。

次に、農業政策について。

①糖業振興会における1,400万円の用途不明金問題に関する訴訟の経過状況についてお尋ねいたします。

②基幹作物のさとうきびは農家の命綱であります。町当局や農協または南西糖業など関係機関との連携は密に努力されているのか、お尋ねをいたします。今年のさとうきび創業の関係上、非常に、今、精糖が危ぶまれております。その辺りをしっかりと答弁していただきたいと思います。

以上、1回目の質問をいたしまして、2回目から議席で行いますので、よろしくお願ひいたしま

す。

#### ○町長（大久保 明君）

美島議員の1番目の政争の町から政策の町へについての件でありますけれども、私が町長になる以前、伊仙町はかなり混乱しておりました。私が町長になってからも、選挙は機動隊が来ないといけないという状況の中で、これは誰が見ても、全国的にもかなり悪評でありました。

それはその当時、私は政争から政策の町へということを行うことが、最も重要であるというふうにしておりました。そして、そのために1回目の選挙も激しい選挙でありました。2回目も非常に激しい選挙でありました。その2回目以降は、混乱はなかったけれども、機動隊の方が来るという状況でありました。3回目以降は安定した形で、今、残りの3期半はそういうふうな状況ではありません。

この議会の中で、かんかんがくがく意見を出し合って戦うというのは、これは議場である言論でいいか正しいかを正すことでありますので、そのことに関してこれは政策論議をしているというふうに判断しておりますので、具体的に政争という激しい状況は、現在は全くないと思っております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

今、町長のほうから、平成13年10月の町長選挙以来の流れについて簡単に答弁していただきましたけれども、当時の平成13年11月1日の大久保町長選スタートのときの町長の答弁内容です。記者に対しての答弁内容ですね。途中から抜粋でやりますので、「特に職員には公務員としての自覚と誇り、謙虚さを持ち、公私混同をせず、私利私欲を捨てて、町民のために奉仕を、心のふれあいと思いやりのある町、職員の対応も服装も全てすばらしい町と言われるようにしたい」とこう述べておられます。また、さらにこの私利私欲をなくし、町民一人ひとりに奉仕する公僕の間、何回か使われております。そういうような、すばらしい所信表明をいたして、現在23年間、大久保町政が続けられているところでありまして、そういう中で、私が今、通告しました町長は、基本的な町政が理念と理論が派閥によって排他的で感性が強く、このことをどう認識しているかということを知りたいところでありまして。

今、穏やかな選挙になったということで、私も非常に感謝をいたしたいと思っておりますが、しかし、この一般質問の中の流れから、これからいろんな問題点を町長にも答弁していただきたいと思うわけでありまして、その町長の基本的理念とする理論が派閥によって排他的になる。排除すると、派閥によって排他的というのは排除するということじゃないかと考えますけれども、昨日、一昨日のテレビ放送でも入札に入られなかったという業者さんがテレビに出て、いろいろと監査請求の件で説明をいたしておりました。こういうことを含めて、私はまだ大久保町長は派閥の次元の低い考え方で、この23年間を町政をやってきたのではないかなという考えを持っておりますので、この排他的考え方、このことに対して町長の答弁をお尋ねいたします。

#### ○町長（大久保 明君）

この激しい対立から、ある程度柔軟な形にはこの20年間で達成していると思っております。この排他的

という表現は、それは例えばある会社がしっかりとした事業をすとか、それから本当に町民のこ  
と、地域のことを考えてやっているのか等、その辺も私の中でいろいろ判断しながら、一生懸命や  
っている方々を優先的にやるというのは、それはある程度事業が限定されている中で、外れる人は  
外れていくということになるわけでありますので、排他的という表現は、これはそのとき排他的と  
私が表現したかどうか、派閥によって排他的で感性が強いというふうな表現をしたとなったら、そ  
のことは深く失言だというふうに、今、考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

この23年間の中で、町長も思い出すこともたくさんあると思いますけれども、例えば私に協力の  
できない人には仕事もやらないと、あるいは出張にも行かせないと、議場で指差しでその本人に言  
われたこともありますけれども、こういうことをしたそういう経過など記憶にありますか。

○町長（大久保 明君）

感情的な表現でありますけれども、例えば町長というのは、ある程度責任があるわけです。出張  
に行くときにちゃんとした報告書も書かないとか、それからいろんなことを私は職員のほうから聞  
いたこともありますので、ですから出張に行かせないということを記憶をたどればあったかもしれ  
ません。ただ町の金を使って行くためでありますので、それは一人ひとりが責任を持って自覚して、  
県のほうに要請に行ったりとか、東京まで行くとかいうことは、非常に重要であるし、それは職員  
にとっては勉強にもなるわけでありますので、そのことはずっと認めてきたつもりでありますけれ  
ども、そういう意識が少し薄いような職員もおったのではないかと思っております。ですから、そ  
ういう厳しいことを当初やっていくということは、これは町長の責任として、強く指導していくと  
いうことはあると思いますけれども、ただ出張に行かせないということはあったかもしれませんが  
けれども、この十数年では行くなと言った記憶は全くありません。

○14番（美島 盛秀議員）

町長がそういうことを言ったことないと言いますけれども、これは議事録にも残っています。町  
長の発言は。そこを時間をかけて言うわけにもいきませんので、例えばそういうことを最初から政  
争の町から政策の町へと、その政策をどう実現するのか、その政策について実現することであれば、  
私はまずそういうことを出さないような、そして職員の人材を育てる、職員の教育、人材教育、こ  
ういうことが最も大事ではなかったのではないかなと思っておりますけれども、今、議場内にいる職員は、  
ほとんど大久保町長のそういう側近で仕事をした人はいないと思います。最近、この何年かで課長  
になったり、部下を指導したりという状況であったわけですので、そういうどういう人たちに指導  
を受けたのか、綱紀肅正ということで、私もずっと質問をしたりしてきたわけなんですけれども、  
今現在の職員の、先ほども風紀という言葉が出ていましたけれども、職員の綱紀肅正このようなこ  
とについて、非常に聞きづらい声ももう数少なくありません。職員というすばらしい、町長が最初  
言った私利私欲を捨てて、公僕としての奉仕の気持ちを持って頑張りなさいよという気持ち、そ  
ういうようなこと等がこの23年間になってかけ離れたような人が多いんじゃないか、そういう思い等

もして、残念な思いもいたしております。

こういうことについて、どういう人材育成、そして綱紀肅正に向かって指導、教育をしているのか、お尋ねいたします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

綱紀肅正については、機会をとらえて、例えば全体朝礼であるとか課長会、その他もろもろの職員の面前において、綱紀肅正というところは常々指導しているところではございます。

あと人材育成に関してですが、現在、島外の各内閣府であったりとかというところの職員の派遣、または各階層におけるスキルアップのための研修への参加等も行っての人材育成という部分でも、努めているところではございます。

**○14番（美島 盛秀議員）**

たびたび綱紀肅正ということについては、同じような答弁で、理解をさせるような答弁しかありません。

また理解もしますけれども、しかしその結果が、やっぱり指導というものは結果を出さなければいけないと私は思っております。議員として、口に出せないようなこと等もたくさんあります。そういうような雰囲気をつくってきた大久保町長の23年間、派閥の次元の低い感性の強い町政と私は言いましたけれども、前後しますけれども、自分の後継者として前教育長を支持するとか、こういうことを平気で議場でも言う。答弁でも言う。また外でも外部でも言う。私はこういうことが、町長の政争の町から政策のまちづくりへは完成できていない、努力が足りなかったと思うんですけれども、そこら辺り、町長、再度お尋ねいたします。

**○町長（大久保 明君）**

努力はしてきました。今、努力が足りなかったのではないかということですが、私も万能でも何でもないわけですから、そういう情報がなかったり、そしていろいろ職員でもいろんな仕事を休むとか、いろんなことに関しても甘かった点もあるとは考えておりますけれども、最大限の私としてできることはやってきたと思っておりますので、私自身、当初、本当に2回目、激しい選挙でありました。3回目、4回目は非常に安定した政治ができたと思っております。5回目、6回目はまた激しい厳しい選挙になったわけでありますので、それを乗り越えなければいけないという気持ちはずっとあったわけでありますので、それは政策論争も含めて、職員の指導も含めてやってきた中で、職員で堂々とさぼったりとかそういうことをする職員が出てきました。そういう職員には厳しく言わないといけないということがありました。ですから全体として、伊仙町は先ほど申し上げた社会保障・人口問題研究所の20年前の推測は、一番人口が減るということになっておりました。それを一番減らない町にしてくるために、あらゆる政策を取ってきたと思うし、そのことは職員一人ひとりにしっかりと全体朝礼、毎月やりました。その中で、強く指導してきたと思います。

また集落説明会も、毎年、全集落で行ってまいりました。それは、職員は全員参加でありました。

そうやって集落の方々、高齢者の方々の気持ちも、また子育て世代の方々はどうして安心して生活ができるかということで住宅政策等、あらゆる政策をやってきたと。農業生産額も30億前後から50億近くまで伸ばすための最大限の努力をしてきたと考えておりますので、美島議員の言っていることも、ある意味では真理であると思います。それ以上に、それを凌駕するだけの政策、そして行動、中央の要請等、全力でやってきたことを私は誇りに思っております。それだけのこの町が大きく前進できたということ、その結果がやっぱり私に対する評価ではないかと思えます。個人としたらいろんな欠点もあります。暴言もあります。そういうことで、職員に厳しいことを言ったこともあります。ですから、そういう細々したことは、私も欠点がいっぱいあるわけですから、その中で町がこのようになってきたということは、私の誇りでもあります。人口減少を止めると、それは厳しいかもしれませんが、そのようにして新しい庁舎も完成間近でありますけれども、伊仙町が先ほど申し上げたように、全国から評価される町になったということは、これは間違いない現実であります。そのことを考えていただいて、私のいろんな至らぬところはいっぱいあります。それを美島議員が鋭く質問することは、私は本当に心からまだまだ人間として完成、70になっても欠点だらけだなと、今、考えておりますので、このことはこれからの人生に本当に肝に銘じて、指導が足りなかったというのを心から反省しながら、残りの人生をまた全力で頑張ってまいりたいと思っております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

町長の答弁は、いつも聞いておまして、政策の面においては非常に私も称賛できる政策がたくさんあります。それを全部が全部私は否定しているわけじゃありません。幾つかかいつまんで、私が言っていること、こういうことに対しての町長に対する反省の念を持って取り組んでくださいということを、私はお願いをしているわけであります。

また、あと10か月で役場も去られるわけなんですけれども、その10か月でやり残したこともたくさんあると思います。いろいろ厳しい選挙を戦ってきた町長のその気持ち、十分分かります。しかし、町長と私たち議会というのは、対等の立場であります。バケツ一杯の水に一滴の赤いインクを落とせば、全部染まってしまう。私は是は是、非は非で、この30年近く議会議員として取り組んできたと自負いたしております。そういう気持ちで私は質問をいたしておりますので、誤解のまかないような答弁をお願いいたします。

次のこれも私が派閥とかいろいろそういう昔からの派閥に絡んだような、そういう選挙活動、選挙運動等によく聞きますので、町長が駐在さんに選挙の応援を求めたのか、選挙活動に協力するよう求めたのか、そういう経緯があるのかどうか、お尋ねいたします。

#### ○町長（大久保 明君）

町全体の話はずっとしてきたつもりでありますので、個々に駐在員の方に私が何したというんですか。

○14番（美島 盛秀議員）

選挙運動、選挙活動の要請をしたことがあるのか。

○町長（大久保 明君）

それは私からではなくて、その駐在員の方々がそのような行動を取ってきていることを容認してきたということはありません。それは駐在員の方々も選挙民ですから、いろいろお考えがあったとは思っておりますので、強制したとか、恫喝したとか、そういうことは全くないです。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時54分

---

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島 盛秀議員）

駐在員に選挙の、あるいは選挙活動のお願いをしたことはないかということで、ないということなんですけれども、町長は先ほども言いましたように次の選挙には出ないということを行ったんですけれども、ある駐在員が「次の町長選挙には前教育長をお願いします」という電話があつちこつちに来ていると。誰々の、名前も私聞きましたけれども、名前は言いませんけれども、そういうようなことを町長がお願いをしたということで話を聞いたんですけれども、それは個人的なことでやったかもしれません。ですから、こういう駐在員は報酬をもらっているわけでありますので、選挙活動は私は禁じられていると思いますけれども、そこら辺りはどう認識をしておりますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在の区長、いわゆる駐在員という方々の立場であります。令和2年度の法改正により、それまで特別職の非常勤での立場であった駐在員という立場の方々が、法改正後は伊仙町行政事務連絡業務の委託ということで、現在、町と個人との委託契約という形になっております。その委託業務の内容としては、区長会への出席であるとか、配布物の配布または周知、あと各機関の調査業務への協力等々という業務の委託契約というふうになっております。ですので、報酬という形では支払っているわけではなく、委託料という形で現在委託契約を行っております。

○14番（美島 盛秀議員）

その委託料をもらっている町から町長が任命をした駐在員、委託料ですので、それは選挙運動をしてもいいと、活動してもいいと受け止めてよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

現在の区長の立場であります。地方公務員法の適用外の立場の方々であります。選挙運動云々

ということではなく、町としては委託料を支払って、委託契約という形で町の各種行政推進に協力していただいているということでございます。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

理解できますけれども、例えば、駐在員会があります。そういうあたりで、委託料をもらっている駐在員でありますので、選挙運動には関わらないようにとか、あるいは、区長さんというのはその集落をまとめていく立場でありますから、二分するような、人を分けるようなそういう活動は私は控えていただきたいと、控えるのがまた常識じゃないかなと思うんですけれども、私、自慢ではありませんけれども、私の集落では以前は私の選挙でさえ、自分は区長だから来ないよと、協力はできても選挙運動はできないよという人等もいました。

それと、もう一つは、保護司とか民生委員、これはもうボランティア活動ということで選挙活動はやってもいいんじゃないかという、私、考えていたんですけれども、こういう人たちも法務大臣とかあるいは厚生労働大臣とかいう国の公的な機関からの任命でありますので、そういう人たちを推薦するのが町長の立場だと思います。ですから、町長はそういう公的な人たちにそういう活動、運動等はさせないような指導を私はぜひしていただきたいと思うんですけれども、そういうことが私は派閥の、あるいは選挙の派閥構造をつくってくる、あるいはいろんなしがらみ関係をつくってくると考えますので、ぜひ、町長はあと10か月しかないんですけれども、そういうこと等を職員やあるいはそういう委員を務められる公僕のある人たちには、町長の所信を伝えて指導していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

#### ○町長（大久保 明君）

今の美島議員の質問は、大変常識的な本当に当たり前のことでありますので、今まで個々に駐在員の方々にそういうことは、例えば、中立の立場であるからそのとおりに行動してほしいとかそういうことなど、選挙に関わることを言ったという記憶はほとんどないです。それは、区長会でもそのことはしっかりと理解してやっている状況でございますので、今後、区長会のたびにそのことは厳しく、区長の方々に理解していただくように、公正な立場での区長であるということをしっかりと要望していきたいと思っております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

23年前から町長の目玉政策であります。そういう政争から政策のまちづくりという大きな町長の手腕でありますので、ぜひ、そういうことを次期町長選挙にはそういうしがらみなどがないような方向で指導をしていただきたいと思いますと思っております。

次の地方創生、3番目の地方創生成功事例、これは先ほど説明がありましたので、1点だけお尋ねをしたいと思います。

例えば、今、これは内容が「子ども宝」、子育て支援と子ども支援でありますけれども、私の阿権小学校で確かに10年前ですか、生徒数が9名、10名に足りなかったです。それが民間資金活動住宅をつくりまして、21名まで3年ぐらいで増えたことがあります。それでまた、今、生徒数が減っ

てきて、現在は16名ですか。しかし、そういうふうにして子どもが増えて、今、16名であるんですけども、その住宅に住まわれた人たちの子ども、これが1人、2人もう出て行って子どもがまた少なくなってきた。あと5年、10年すれば、恐らく子どもは今の半減にまでなるんじゃないかなという心配をしております。

そういう中で、まだ土地に住宅をつくる余地もあります。こういう民間資金活力事業を使って、町としても財政が圧迫されないように、そういう事業で住宅等をつくっていただきたいところなんですけれども、その子育て支援事業で、今現在、阿権小学校の定数あるいは今後の見通し等が分かっているならば、今、答弁できますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

すいません、今、手元に資料がございませんので、また後ほど確認をしてお伝えしたいと思えます。

○14番（美島 盛秀議員）

1週間ほど前に校長先生のほうからお願いされて、来年、入学生がいないということで、非常に、あと4、5年すれば2学級になるんじゃないかなということ等を聞かされました。あと4、5年で阿権小学校が2学級になって職員も少なくなる。これは大変なことだなという思いがして質問しているわけなんですけれども、ぜひ、家賃の安いそういう民間活力事業を使ったそういうので住宅を、阿権だけとは言いません、小規模校の統廃合はしないと、町長の手腕でありますので、政策でありますので、それができるのか。今後できるのかどうか。これはもう毎年、私はそういう事業はして構わないと思うんですけども、どうでしょうか。

○町長（大久保 明君）

全集落に、今、例えば小規模校区を中心にやった後、例えば面縄校区でも検福とか、それから伊仙校区でも、例えば、今、西伊仙西に住宅がないとか、そういう要望があったり、それから西伊仙東は住宅を予定している中で、あと6戸ぐらいはつくらないといけないと。それは小規模校区に持っていくということが可能になりましたので、あと6戸をどこに持っていくかということはこれから検討していきますけれども、今、今年度中に阿権の今の残地に3棟つくっていくということで今計画を立てておりますので。その後、もうあんまり時間を置かないで、阿権神社から下のほうに向かって左側に寄贈してもらった土地がありますので、あそこにはかなりの5棟、6棟ぐらいはできると思っていますので、それを推進してもういけばかなり阿権小学校は安定すると思っております。

例えば、犬田布校区に関しましても、とうばるから崎原という形で小さな字のところにも全部住宅をつくっていくことが重要ですから、そういう形で進めてきた間に小規模校区が遅れましたので、今度は阿権をして馬根という形で計画をつくっております。喜念は前回つくりましたので、しばらくはないと思えますけれども、それでもまだ喜念小学校区から要望が来ておりますので、できていけると思うし、鹿浦小学校区は、元にあった町営住宅を改修して、そこにさらに6戸ぐらい増えましたので、そこにはやっぱり子育て世帯を中心にやっていくということまで今決定しておりますので。

例えば、面縄校区でも、先ほど申し上げた上面縄とか、それから佐弁、目手久にもやっぱり各集落に住宅をつくってほしいという要望がかなりありますので、その中でやっぱり小規模校区が存続できると、安定している後に、安定した後に小規模集落、大規模校区のある小規模校区にはやっぱり住宅をつくっていくように、建設課も含めて今段取りをして計画を立てている状況であります。

○14番（美島 盛秀議員）

住宅をつくるのは大切です。建設をしなければなりません。その家賃の問題ですけれども、非常に若い人たちには家賃の問題で住みにくい、支払いがしにくい、そういう点もあると思うんですけれども、その家賃体系、例えば、今言った事業は子どもが18歳未満の子どもがいるところは5,000円を減額して、最高、上が3万5,000円だったですか。ところが、ほーらい館のあの辺りにある家賃は所得に応じて家賃が払う請求が来るということで、ある友達が8万円、7万幾らか請求が来た。もう高過ぎるからもう出ていったという人などもいますので、そこら辺りの決め事、それははっきりと町民、あるいは資料として、あるいは広報でもよろしいけれども、載せて、今後の体制、計画をしていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えします。

美島議員が言われたとおり、公営住宅については所得に応じての家賃になっております。定住促進住宅につきましては一律3万5,000円という形で、高校生以下の子ども1人につき5,000円の免除をしているところでございます。そこら辺の家賃の在り方、そこら辺も広報紙等にも載せるように段取りしてみますので、よろしく願いいたします。

○町長（大久保 明君）

補足をして、町外から一家4人が来ると、年間、月10万円の地方交付税が増えるわけです。そうしたら、一家4人が来て10万円だとすると年間120万円、その人たちが来たことで地方交付税が増えるわけですから、その150万円はその方々の住宅政策とか、また、仕事もなかなか見つからないとかいうことがあるわけですから、それだけは最低やっぱり伊仙町に来た方には猶予、いろんな政策の中で有利な点をつけていくことは、これは当然のことだと思っておりますが、まだそれが条例としてまた決定していないので、そのことをまた進めていきたいと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

若い所得の少ない人たち、子育ての人たち、こういう人たちは家賃が高くて払えないと言ったり、あるいはまた、入っても家賃が払えなくて滞納が多いということなんですけれども、例えば、住宅管理を町が建設しても家賃は不動産に任せると。民間に任せると。そうすれば、民間はきちっと法的手続等を踏んで家賃を回収するとか、あるいはいろいろあります。都会風に言いますとマンション経営、あるいはいろんなそういう経営体系が整っておりますので、町としてもそういう人たちに委託をして回収するとかいう計画等は考えられないものか。そして、今現在、一番多い住宅料の滞納者は幾らぐらい滞納しているんでしょうか。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時19分

---

再開 午後 1時20分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに他町では民間に委託しているところもあるみたいです。弁護士会とかだと思んですけど、そういうことも検討していく余地はあると思います。

滞納につきましては、個人情報にも当たるので、今現在、滞納としては4,800万ほどあります。それは昭和58年から今現在、令和5年までの滞納額になっております。

○14番（美島 盛秀議員）

かなりの滞納もあるようでありましてけれども、これは滞納して5年を過ぎれば不納欠損で落とせるといふ、平気でそういう人たちもいるんです。5年間頑張れば、あとは家賃を払わんでいいと、もう平気でこういうことを言う人もいるんです。ですから、そこら辺りを考えて、やはり民間に委託をして、いろんな法的な措置で解消するとか、あるいは撤去する、立ち退いてもらうとかいうことが可能だと私は思っておりますので、役場にそういう政策実現チーム、そういういろんな事業に対して話合いができる、意見ができる、そういうチームを職員でつくっていただきたいと。課長会とかありますけれども、専門にそういうチームをつかって、滞納の回収、家賃とか、あるいは畑総の回収とか、そういうチームをつかって、みんなに平等に言えるような立場でやらなければいけないと思いますけれども、町長、そういう政策等、考えられないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、税も含めて平等性というものは必要だと感じております。政策実現チームという名称等もありましたが、税もしくは利用料、使用料等も含めて、滞納回収に向けて実現できるような体制づくりというものは今後整備していかないといけないと認識もしておりますし、実現させていきたいと感じております。

○14番（美島 盛秀議員）

ぜひそういう政策を実現して、町長の最後の10か月を頑張っていたいただきたいと要望いたしておきます。

それから、今の件ですけれども、これは石破総理も地方が大切だということを言っていますので、地方創生予算あたりで住宅建設とか空き家対策とか、これは今、政策として取り上げておりますの

で、何かそういういい補助金制度などがあると思いますので、努力をして取り組んでいただきたいと思ひます。

次の「伊仙町健康・美・長寿自治体に」という新聞の記事があります。その内容について説明をお願いいたします。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

健康・美・長寿推進協議会を8月の9日に東京都・都道府県会館にて、大阪観光局と13市町村で、日本の観光資源の一つとして各地域の健康・美・長寿の秘訣を発信し、ゲートウエー都市である大阪から日本各地への送客を通じて、日本の観光立国の推進に貢献することを目的とし、また、インバウンドへの対応を通じて、日本人の若い世代に対して地域の魅力と伝承を図るとともに、その魅力を再発見することで、移住・定住の促進、地方創生に寄与することを目的とし、健康・美・長寿推進協議会を発足し、記者発表を行ったものが、議員のおっしゃっている8月10日の新聞記事の内容になります。

○14番（美島 盛秀議員）

この協議会ですか、推進協議会、これに町長は参加をされておりますか。お尋ねします。

○町長（大久保 明君）

元官僚といひますか、地方の担当の官僚であった方、過去にもいろんな経験をしてきて地域活性化に関わっている方を中心に、長寿ということで伊仙町も案内が来たということで、今、この会長は京都府の、今、長寿世界一になられた方がいらっしゃる市が会長としてやっておりますので、そこでいろいろ全国公募したら14自治体が選定されたということでもあります。

これは、大阪万博で何日間か分かりませんが、その自治体のいろんな特産品とかそういうものを出しながらアピールをしていきたいということでもあります。そして、各自治体とも、大阪におる市町の出身者を中心に参加をしていくというふうに話しておりますし、この期間についてはまだ、ある程度の日程は決まっていますけれども、どういうふうな形でどれだけの人たちがそこに行けるのかというのは、地元から来る方もいらっしゃるし、大阪府から来る方々、出身者の方々がたくさん来るという形で、物産展をやるか、その辺も含めて最終的には決定していませんけれども、期間はほぼ内定していると思ひますので、担当課長のほうから答弁していただきます。

○14番（美島 盛秀議員）

これは8月の上旬頃だったと思ひますけれども、維新の会の衆議院議員の東さんという方ですか、大阪から島に闘牛を見たいということで来ている方がいるということを知りて、私、たまたまそのとき外に、島外に出ていますて会うことはできませんでしたがけれども、そのときに、島の闘牛文化をこの博覧会に、そういう大阪で取り組みたいというような話を聞いたことがあります。それで、闘牛というこれも一つの文化ですので、そういうようなこと等を出したいということで、全島一の写真とかトロフィーとかいろんな資料を持っていった、借りていったという話を聞いてい

ですけれども、そういうのを展示したり、あるいは、万博に出展したいという話を聞いたんですけども、そこら辺り、闘牛文化のそういう出展を聞いたことはありますか。また、今後計画はするつもりはありますか。

**○地域福祉課長（稲田 大輝君）**

ただいまの質問にお答えします。

闘牛文化だけでなく、伊仙町としてアピールできるもの、まず、今回のもう参加した目的の中の一つにも、長寿の象徴的存在の男女、泉重千代さん、本郷かまとさん、両名が伊仙町生まれであること、まず、これをもって現在はギネスの認定は受けてはいないんですけど、実際、そのときに伊仙町生まれである2名が世界から注目されていたことなどをもっとアピールし、伊仙町の知名度を上げていくために、この協議会の中で世界の平均寿命74歳、世界的にも日本が平均寿命が長いです。その中でも伊仙町として平均寿命が高いこと、それから長寿者が多いというのをアピールすることによって伊仙町の知名度を上げるため、また、この協議会に参加することで大阪観光局並びに他の他市町村からも情報発信を共有することで、職員の伊仙町の情報発信スキルを上げていくためにもなるということで参加をしていっています。

**○14番（美島 盛秀議員）**

この新聞の内容に、「闘牛を育てるため、帰ってくる若者も多い」と「闘牛文化が根づいていることにも町長は触れた」と書いてあるんですけども、確かに新聞記事に載っていますから、今後、こういう島の闘牛文化、すばらしい文化だと私も思っております。今、いろんな問題等発生するのも、闘牛文化がちょっと悪いイメージにも表現されております。昨日は闘牛で事故、不慮の事故に遭った人もいると聞いております。ですから、そこら辺りしっかりとまとめて、島の闘牛文化が全国にいいイメージの闘牛文化が発信できるように、来年の万博開幕に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その決意をお尋ねいたします。

**○町長（大久保 明君）**

場内でできるかどうかというのが一番大きな問題であって、その協議会の方も何とかしたいということですけども、それがまた要するに闘牛を出して見せるということは可能ではないかと思っておりますけど、ただ、そこで戦いをするというはもう不可能ではないかと思っております。それは、万博の外でそういうことをやるかどうかは、まだ東京や大阪の方とそこまで具体的な話はしておりません。

**○14番（美島 盛秀議員）**

分かりました。いい文化でありますので、こういうすばらしい昔から歴史を刻んできた文化、こういう文化を発信できるように努力をしていただきたいと思いますと思っております。

それで、最後の5番目なんですけれども、政争からの脱却はできたのかお尋ねをいたします。

**○町長（大久保 明君）**

先ほども申し上げたとおり、1期目は機動隊の方が来て、いろいろこじれたことがあった。最初

の選挙のときです。2期目の選挙のときは安定しているので私たちは要望しなかったし、機動隊は来る必要はないということも県警に言いましたけれども、機動隊の方は「いや、絶対来る」という形で強引に来て、何のトラブルもなく終わりました、そのことを考えてみますと、激しい政争、暴力的な政争ということは完全になくなったと思いますし、政争というか、これは、選挙の激しさというのは、ある意味、投票率が高いということはどういうふうに解釈していいかわかりませんが、ただ、島外におる方々とかが来るということ、それから、そのときに住民票を移すということなどが法的には問題ないということを活用しているということは、ある意味、政治に対する熱心な地区だと言うこともできるし、ただ、もう以前は高齢者のいろんな自分で言葉を使えない方々とかそういう方々、視力障がい、聴力障がいの方々が強引に選挙に行くということも、かなり以前と比べてもう改善しているわけでありますから、そういう意味で考えたら、政争の町というのは完全になくなっていると私は思っております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

町長も「政争の町から政策の町」と大きなタイトルで町長選に当選したわけでありますので、その件に関して、私は町長の責任とは言いません。以前からそういう派閥的構図が根づいていたということは私も理解をいたします。

それで、これ、10月24日の新聞なんですけれども、「保徳戦争は日本政治の縮図」という記事の新聞が載っております。確かに私もそうだと思います。田中角栄時代に日本列島改造論で、地方のソフト事業あるいはハード事業、これを推し進めた。これを言ったのが、また批判をしたのが、徳田虎雄先生が「田中軍団を潰せ」と、「土建を潰せ」と言って歩いたのが私も記憶に残っております。それを「徳田先生は大ぼら吹きだ」とみんなまた批判をし合い、あるいは誹謗中傷し合って、2人の闘いが今の派閥構造をつくってきたということを私も非常に残念に思ったり、悔しい思いで今日に至っているわけなんですけれども、それを政争の町から政策の町へと考えて取り組んできたのが私は大久保町長の手腕だと思いますけれども、私から言わせれば、23年今たったときでも、まだその構図は続いていると言わざるを得ないから私はこういう質問をしたわけであります。

たまたま、11月12日、徳田理事長の偲ぶ会に参加をさせていただき、確かに素晴らしい人だったんだと、涙ながらにいろんな方々の弔辞を聞いていました。また、それ以前には、保岡先生のしのぶ会にも参加をいたしまして、素晴らしい功績を残した先生だなということ等もいろんな形で聞いたり見たりしてまいりました。そういう時代を乗り越えて、そして、これからの若者を育てていく、そういう若者を育てていく将来の未来を見通す町長選挙が来年あるわけです。その町長が目指してきた政争から政策のまちづくりをするのは、若者を育てていくためには政争からやはり脱却しなければいけないと私は考えます。

そういうことで、ある昔の新聞なんですけれども、ある町長が3期目に不出馬を決定した。天城の町長さんなんですけれども、リーダーに立つ者は出馬をやめるのも勇気が要ると。自分の出ること、その集落、その町をマイナスイメージを与えてはいけないんだという思いで、残念な思いで

不出馬を決定したという新聞記事がまだ私残っているんですけども、そういういろんな政策等を通して頑張ってきた町長も6期務めました。最後にはそういう派閥をつくらない、私は町のリーダーとしての勇気を出していただきたかったですけれども、まだまだ自分の思うようにいけるような支持が同じになる人を後継者として支持しているということに対して、私はまだ残念な思いをしているわけなんですけれども、そこら辺り、町長、再度、今後も後継者として一生懸命応援していく考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

**○町長（大久保 明君）**

今、もう一回確認しますが、誰か勇退すると宣言しましたか。天城の町長さん。何かよく理解ができなかった。

私は伊仙町が発展することを今まで全力で頑張ってきました。ですから、次の町長はそういうことのできるように、この伊仙町が真っ二つになることのないような形でなることを強く望んでおりますので、私自身もそのようにしてこの町がどうしたらさらに推進していけるかということを見守っていきたいと考えております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

つい最近も業者さんを連れて歩いたり、あるいは、その集落の有識者を連れて歩いて選挙運動と一緒に歩いていたという情報も聞いております。話も聞いております。ですから、最後の有終の美を飾るためにも、私はそういう派閥的なことを町長にはしていただきたくないという思いでこの質問をしたわけなんですけれども、先ほど言った天城町の町長なんですけれども、ちょっと読んでみましょう。「派閥解消による町民の融和を目指して頑張ってきましたけれども、勝とうが負けろうが、しこりが残って町のマイナスになる。町民を再び激しい選挙戦に巻き込むのは忍び難い」、3期目の出馬を断念したという、これはその年の5月に入ってからです。そういう町長もおります。それで、もうお亡くなりになりましたけれども、私も日頃、何回か行ってお会いして指導等を受けたこともあります。ですから、やっぱり町のリーダーというのは、将来の自分の町を展望して、どうしたらみんなが融和であるのか、そういうことも考えて取り組んでいかなければいけないのではないかなとつくづく思ったところでありました。ぜひ、今後、そういうことがないような融和なまちづくりに取り組んで、有終の美を飾っていただきたいと思っております。

次に、新庁舎建設についてお尋ねいたします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

新庁舎建設について、①2期工事が大幅に遅れ庁舎完成が見通せない状況にあるが、見解を問うというところでお答えいたします。

2期工事については、本年5月及び8月の2回入札を行いました、いずれも入札取りやめとなっております。今後の予定としましては、再積算を行いまして、今議会にて増額分を補正予算で計上しております。予算成立後、早急に発注を行い、来年1月末もしくは2月をめどに開札、その後、

契約議案を上程して議決を得た後、令和7年中での完成を目指し、進めていくスケジュールでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

この件に関しまして、2期工事に関しましては、ずっと6月議会、9月議会で説明等も聞いておりました理解をいたしております。今回の補正で4,500万補正をして、来年の1月頃に設計をして、3月頃に入札を開始すると、指名をするということによろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今議会にて補正予算として増額分を計上しております。その予算成立後、速やかに発注を行い、1月末もしくは2月上旬をめどに開札、その後、契約議案を上程して議決を得た後に、令和7年中での完成を目指していくというところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

これはたしか8月の入札で積算単価が合わない、物価高騰で合わないということで辞退した業者さんがあったと。その辞退した業者さんが5業者で、5月が5業者、8月には辞退で入札が成立しなかったと。3人しか残らなくて3業者しか入札に参加しなかった、辞退をしたとか、そこら辺のちょっと説明をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、2期工事については、本年5月及び8月の2回入札を行っております。5月が3業者、8月が5業者を指名して入札を行いましたが、いずれも入札取りやめとなった経緯でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

私は、そもそも入札ができなかったということは、5月の時点で3業者しか指名に入れなかったと。それで、8月になって5業者になったと。私はここら辺りがちょっと不自然な感じがするんですけども、そして、その5月、8月の中に地元業者がいましたか、伊仙町内の出身の業者が。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

この本2期工事については、参加資格として、特定建設業の許可を有し、建築施工1級の資格を有する技術者を専任で配置できる業者として、県における建設工事格付で土木一式工事A、建築一式工事Aの資格を有する業者を選定してございます。

先ほど、町内にそういう業者がいらっしゃるかという質問でしたが、町内にはその両資格を有する業者がいらっしゃらないために、町外もしくは島外というところを指名した経緯でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

入札に参加できる適格業者がいなかったということで受け止めてよろしいですね。としますと、

これはこれで終わります。

3番目の町内業者育成に関してなんですけれども、もう大久保町長になって23年になります。天城町、徳之島町、永良部、与論、どこの町でも地元業者が町の住宅やら、あるいはいろんな建設工事、特に庁舎あたり、分割発注をしてでも地元業者を必ず入札に参加させております。そういうこと等は考えられなかったんですか。そうしたら、地元も潤うし、地元業者育成にもつながるんですけども、全く地元業者育成、地元のことは考えていない入札制度だと、入札の在り方だと私は考えるんですけども、どうでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

新庁舎建設事業に関しては、その工種、規模、特殊性により、町内業者では対応が厳しい、難しい部分もあるということで、町外もしくは島外業者を指名して入札を行ったという経緯でございます。

町内業者育成という部分では、このような特殊性の高い工種については、受注事業者の地元業者への下請利用等により、結果として町内業者育成につながる部分はあるのではないかというふうに考えてはおります。

○14番（美島 盛秀議員）

毎回同じような答弁しか聞けないんですけども、私はもう大久保町政になってからずっと町内業者育成ということを言ってまいりました。そのためになぜ努力をしなかったのか。私はそこら辺りが私の考えでは理解できないところが多いところでありまして、やっぱり地元業者を育成すれば、従業員の関係、あるいはその辺の資材・材料あたり、あるいは多方面によって地元還元できるんです、地元の業者は。そこら辺りを今後真剣に、今後と言ってももう時間がないわけなんですけれども、今後、そういう取組をしなければならぬと私は考えます。

それで、今までのことを言っても仕方ありませんけれども、それに関連して、町内業者が育成できなかった、育成できなかったんじゃなくて、非常に多くの41業者いるという答弁でありましたので、41業者の従業員を考えればもう何百人になります。その人たちがこの伊仙町に住んでもらえるような、そういう地元業者育成をしていかなければならない。先ほどから子育てとかいろんな問題等も出ていますけれども、やる前に地元にいるのを大事にしながら、地元の業者を育成する、地元の町民を大切にする、そういうことが私は先決ではないかなと思っておりまして。

次の4番目に移りますけれども、業者との疑わしい案件、癒着とか、談合とか、政治献金など、こういうこと等はないのか。今までにも私は何回もこういうことを言ってきました。町長は、美島議員はうわさとか、自分勝手な考えとか、そういうことを言って「ありません」という答弁でしかなかったんですけども、これは今事実出てきているんです。冒頭申し上げました業者外し、そういうこと等で出てきておりますので、その裏に絡んでいるのは何か、そこら辺りを私は追及していきたいと考えておりますので、そういう癒着とか談合とか政治献金等についてはどう受け止めてい

るのかお尋ねいたします。

#### ○町長（大久保 明君）

どこの自治体も公共工事に関しましては人口減少等も影響しておりますし、この伊仙町においても、若手の業者の方々でかなり会社を拡大してきている方々も研鑽されますので、そういう方々、若い方々が新しい考え方で、この伊仙町のために会社をどんどん増やしていくということが重要ではないかと考えております。

大事なことは、時の町長と協力し合って理解し合っていくということは、これはまた人間の情として当然のことだとは思っておりますので、私は、そういうつもりでは伊仙町を共に信頼のできるいい町にしていこうという方であれば、ほとんどの人は参加していけると私は思っておりました。そういう中で、今、やっこここの伊仙町でも町のことを真剣に考えていく方々が増えてきているような気がします。それは、私が指名しなかった方々が町のことを考えていないということではありません。やはりもっと深く執行部とも連携し、伊仙町議会の方々ともしっかり議論していくような仕組みがなかったのではないかと思うし、それをこの24年間の間に十分できなかったことは、これは私の不徳の致すところでありますけれども。

これは、今、美島議員が言ったことも一つの考え方でありますけれども、そうではなくて、より重要なのは、伊仙町が発展していくということでありますし、どこよりも人口減少を防いだと。そしてさらに、このように国からも評価されるようになってきたということは、一つのことがうまくいかなかったために私は批判される必要もないし、結果として町が発展していているということが重要であると思うし、本当に真剣になってすばらしい会社ができたらとは思っておりましたけれども、そうではない方々もいたような気がいたしますので、今のような現状になったと思っておりますので。今後は、真剣に伊仙町のことだけを真剣に考えていく方々が出てきて、町の発展につながっていくようになれば、私はそれで役割は終わったと思っておりますので。

町内業者育成ということは、誰でも必死に考えております。しかし、それがなかなかうまくいかなかったということは、私の力不足であります。そして、そのことを指導できなかったということは私自身も後悔をしますけれども、ただ、今まで全力でやってきたということは、私は自分には力を全部出し切ったとは思っておりますので、それは皆さん方が批判するなら批判してもよろしいと思います。ただ、言ったことをできなかったということが一番悔やんでいるのは私でありますので、今後、つくった目標に関しては、これからも今回の今美島議員の言ったことを糧にして私は努力をしまいたいと思っておりますので、一つのことが不調に終わったということは、それはあらゆる政策の中、あらゆる人事の中で必ずあることであると思っておりますので、そういう目標をつくってきたということは、私は間違いではなかったと思っております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

町長のすばらしい演説を聞きました。ありがとうございます。しかし、町長というのは権力の持ち主なんです。町長の権力というのは非常に大きい。そして恐ろしい。町長の一言一言が信用でき

る。あるいは、実際に証拠の残らないことを町長が「私はやっていません」と言えば、みんな信用します。しかし、最終的に決まるのは司法の手で決まると思います。日本は法治国家であります。

そこで町長にお尋ねしますけれども、この前のテレビニュースの件、私もまだ携帯に残って見えています。これ、夕べ、友達からもらいました。住民監査請求の件です。この住民監査請求、町長、受け取っておりますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

住民監査請求が行われているというところについては報道等で承知はしておりますが、詳細な内容についてはこちらのほうに届いている状況ではございません。また、その住民監査請求の受理、また、却下等の判断については、監査委員の判断に委ねられる事項だと考えます。そのため、現時点では、監査委員の判断を待つ必要があるというふうに考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

今の答弁は総務課長での答弁ですよね。町長はこのことを聞いて、受理する考えはあるのかどうかお尋ねします。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

ただいまの質問にお答えします。

受理とかいう先の問題でありまして、今、受付をしまして審査をしている段階ですので、町長が受理とかいうことはまずあり得ないと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

すいませんでした。じゃあ、監査委員会のほうでしっかりと監査を進めていただきたいと思います。その監査をした理由についてちょっとありますけれども、これ、町長がその5人の業者を呼んで、呼んでじゃなくて、5人が指名、4月から指名に入らなかったのをお願いに行ったら、一人一人に「なぜ自分に協力できないのか。応援できないのか」と言ったら、断られたらもう指名を外された。そして、ある一人の業者さんは、非常に、何と申しましょうか、悔しがっていました。4年間も4月から1つも仕事をもらっていない。税金も払っている。県の入札にも入っている。そういうので何で町の町長の選挙に協力しないというだけで、自分たちを指名から外されたんだろう。そして、その子どもまで役場の職員にいるらしいです。子どもまで町長室に呼んで、「あんたのお父さんは一体どうしたの」と。「協力できないと言っているらしいけど、大変なことになるよ」というようなことを言ったという話まで聞いております。そういう業者さん、あるいは職員呼んで、そういうお願いをしたりした事実はありますか。

○町長（大久保 明君）

ある職員には来てもらいました。ご自分はちゃんと町長を支持するというふうな話はしていただきました。4人が来たときは、私は詳しい答えはしていないと思います。ただ、彼らは、私が話しても前に進まないの、町長室から出ていきました。

人間社会というのはいろいろあると思います。町長までだましておけばいいということを平然と言う業者も世の中にはいます。ただ、そういうことは絶対あってはならないことだと。信頼関係がありますので。私もそうしてかなり屈辱的なことをこの25年間の間、何回も受けてまいりました。それは、要するに世の中の信頼がないと、平気で信頼を裏切っていくという方々もいっぱいおるわけですから、私は神様ではありませんので、いろんな方々がどう考えているかはある程度読めるわけでありまして。そういう意味で、町長室に来て、はあ、こういうことを言うんだなど。今まで私がどれだけ苦勞して皆さん方を守ってきたかということは1mmも分かっていないなというふうな気持ちはいました。以上です。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

私には全く理解ができません。町長はそういう職員に指導する、さっきも言いました、綱紀肅正の件で。人材育成、町長の平成13年の当初時代からの政策じゃないのということも私は言いました。私は今、ちょっと町長は冷静さを失った町長だとしか思えませんけれども、そういう在り方、それはどこにもあります。私もあります、そういう考え方は。しかし、そういう人に指導する立場の人は、もっともっと冷静に判断して丁寧な指導。親がちょっと自分の子どもに、やんちゃ坊主に怒り飛ばすようなそういうようなのを、職員を怒るとか、そういうことをする町長というのは私は聞いたことがないです。兵庫県の斎藤知事もいろいろ問題がありましたけれども、直接、職員を怒り飛ばしたとか、そういうパワハラ的なことは私はないと思います。他の面ではいろいろありましたけれども、こんな小さな5、6千人の住民のいる小さな町で、そんなしがらみをつくるようなことを私はやってほしくないんです。同じことを私はもう言いたくありません。町長との質疑・討論は、いい議論ができると思っていましたけれども、町長との議論、私は全く理解ができません。ですから、町長も考え直す気があるのかどうか、今後、答弁の仕方をまた考えていただきたい。

これはいろいろ問題点がありますので、今後、司法の手に委ねると私は思っております。業者との癒着関係、建設業界の3%の問題、献金問題、いろいろあると思います。そこら辺りをやはり理解しながら、今後10か月、頑張っていたいただきたいわけでありましてけれども、そういう汚点を、もしあったとしたら、そういう汚点を次の町長の後継者に引き継がないように、しっかりと頑張って職員の指導、業者の指導、町民に対する恩恵、そういうこと等を町長としての努力をしていただきたいと思います。

そして、指名入札についてなんですけれども、下向里団地の町営住宅、あそこはたしか年度当初に発注して工事が進まなくて、3工区に分けて入札を5月10日に行っております。その行われた時点で1業者が3か所落札しています。1工区が4,636万5,000円、2工区が3,866万5,000円、3工区が4,855万円、総額で1億3,358万4,000円という工事を3つに分けて落札しております。入札執行調書がありますので。これ、私は問題じゃないかなと思ってます。問題がないとは私は考えておりません。なぜなれば、この1工区、2工区、3工区、これ、5,000万以下です。これを一括して出せば議会を通過するから、問題が出て議会が承認しないからだろうと。意図的に分けて3工区に

1 人に入札させた可能性がある。だから、こういうことに対して、私はさっきの疑わしい点ということを行ったわけなんですけれども、この入札結果について説明をお願いいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、経緯、説明したいと思います。

下向里団地建設工事についてですが、外構 1 期工事が令和 6 年 7 月に完了して、同月、建築工事 2 工区、電気工事 2 工区、機械設備工事 2 工区、金属建具 1 工区の入札を執行しました。建築工事以外は落札者が決定しましたが、建築工事における 2 つの工区の入札が予定価格超過により不落に終わりました。

その結果を受けて発注形態の見直しを実施し、令和 6 年 9 月に再度入札を執行し、落札者が決定しました。発注者増加のため、3 工区に分けて発注しましたが、前回の入札で不落になっているため、落札制限は設けていませんでした。

それから、3 工区に分けたんですが、経費とかの件についても指摘されている分割発注した場合の経費についてですが、全体工事費をまとめて経費率を算出し、その経費率を各工事の工事費に乗じて算出しているの、分割発注した場合と一括発注した場合の総体経費は変わらないことによつて、1 社が落札しても問題ないものと考えております。

○14 番（美島 盛秀議員）

私は素人でありますので、今の説明は理解はできませんけれども、後もって議事録を見て、また 3 月議会でもありますので、これから臨時議会あたりでも質疑はできますので、しっかりと精査していきたいと思つています。

それで、この工事、もし問題点などが起きた場合、工事ができなくなる。工事中止命令が出る。そうした場合に、その責任を誰が取るんですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えします。

問題点等に関しましては、毎月、工程管理を開いて現場の中身等を業者と打合せをしております。その中で問題が発生した場合は、直ちに対処して解決していきたいと思つております。

○14 番（美島 盛秀議員）

これ、令和 6 年度の事業で、これ工期はいつまでですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

3 月の下旬になっていると思つています。

○14 番（美島 盛秀議員）

工期は今年度いっぱいなんですけれども、これは令和 5 年度の繰越明許の事業。それで、もしこの 3 月 25 日、この工期に工事が完成できなかった場合、あるいはまたさらに明許繰越しができる、あるいは物価高騰で予算が足りない、そういうこと等があつて工事が完成できなかった場合の措置

について、その補正を考えたり、あるいは明許繰越しができるのかどうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

工期についてですが、工期が間に合わない場合は出来高分のみの交付金請求を行い、残金は町単独費による事故繰扱いになると思います。このような形にならないように、毎月の工程管理を徹底していきたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

私は、この入札におきましては非常に疑問を感じておりますし、また、先ほどから言っております業者育成の問題、普通は1,000万とか、あるいは5、6百万とかいう事業費を入札、落札費を幾つかの業者さんにも分けて頑張ってもらっている。しかし、1億3,300万、こんな巨額な予算を1人の業者さんに入札させている。落札させている。これはどこに行っても通用する入札ではないと私は考えておりますので、これからはしっかりと精査をしていきたいと思っております。

この件については終わりました、農業振興についてお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時15分

---

再開 午後 2時27分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（橋口 智旭君）

美島議員の【3】農業振興について、①農業振興会に関する訴訟の経過状況についてでございますが、9月議会以降、令和6年10月21日に原告を代表しまして、私のほうが証人尋問を受けております。また同日被告2名に対しまして、尋問が行われております。

現段階では、この10月21日の期日をもって裁判は終結となっております。判決の言渡し予定につきましては、年が明けて令和7年1月14日となっております。

○14番（美島 盛秀議員）

来年の1月14日に裁判が終結すると、判決が言い渡されるということなんですけれども、その判決の内容として、例えば和解するとか、あるいは使い込んだ金を弁償するとか、あるいは町が立て替えられるとか、そういう内容的なことについては、まだ掌握されていないんですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

判決の内容につきましては、まず和解というのは、判決を前にお互い合意の下、話し合いで解決する、ということとを和解といいます。ですので、判決を得るということは、和解ということとはもう存在しないということになります。

我々が求めている訴訟につきましては、金銭の返還に関する訴訟でございますので、判決につき

まして、被告に対し、幾ら返還しなさいといった判決を得られるものと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

1,400万の一部は返却されておりますけれども、残った1,100万ぐらいのが、まだ使途不明金となっていると思います。その1,000万以上の金が使途不明金になれば、伊仙町にとっては大きな痛手になります。

ですから、ぜひ全額回収ができるように、また今後も努めていただきたいんですけども、いかんせん1月14日には判決が下りる。判決で幾ら金額が出るか、あるいは禁固刑になるか分かりませんが、そこらあたり、これ回収が全く見通しが立てないといったときには、上告する考えもありますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

まず判決によって、幾ら返還しなさいといった判決を得ることになると思います。禁錮等に関しても、これ以前お伝えしておりますとおり、刑事事件の告訴につきましては、懲役2年、5年間の執行猶予ということで刑が確定しておりますので、ご承知をおきください。

また、上告等につきましては、その金額が幾らか出てこないか、いかんせん話ができる問題ではありませんので、判決を見守りたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

厳しい財政の中、町に少しでも負担をかけないような努力をしていただきたいと思いますと考えております。

何回も言いますが、町長はあと10か月です。その10か月間で解決をして、財政がいい方向に行けるような努力をしていただきたいと思います。

2番目の基幹作物の件なんですけれども、この前から新聞報道で、きび輸送費交渉が混迷、あるいは再び製糖開始が不透明という新聞記事が出ております。

このことに関しては、私は非常に注視をいたしております。実は、私も農業振興の観点からハーベスター事業を行っておりますので、非常に今、迷惑と同時に、町民にハーベスター所持者として迷惑もかけているのではないかな、あるいはお互いのいろんな関係もぎくしゃくしてきて、大変な事態が起きております。

そこらあたりを行政、あるいは農協、あるいは南西糖業、関係する輸送組合、ハーベスター組合、そういう人たちの過去に話合いといいたししょうか、取組を町行政として指導したり、連携に当たったことがあるかどうかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在おっしゃっているのが、今期の製糖に関する状況です。輸送組合と南西糖業との関係といったところで、以前、伊仙町が対策本部の事務局を持っておりまして、私が事務局長をしていたときには、南西糖業、また輸送組合、それぞれの代表者を招聘して話合いの場を持ったことはあります。

しかしながら、民間同士の話でありますし、民間同士の値段交渉の中での話でございますので、

そういった部分には行政としては関わらない、物を言うべきではないということで、3町一貫して認識を統一しております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

この輸送問題では、輸送組合と会社と農協と三者で今、話しを進めているようでありまして、その中には、もう法的根拠がありまして、その法を変えなければいけない。

あるいは、もし輸送組合との契約がなかった場合は、その輸送する運賃、これを補償金を支払わなければならないとか、いろんな法的な関係があるらしいです。

そこで話しがつかないと、今、弁護士を入れて話しをしているようでありまして、恐らく最低でも2、3日はかかるということで、操業は無理だろうという連絡を受けております。

そこで、去年200円の輸送費を会社が出した、その200円は、去年のみの200円で、来年からはないですよと、平常どおり行きますよということ、南西糖業が主張してあったらしんですけども、輸送組合としてはそれを聞いていない、だから一旦払うと約束をしたのに、また払えないとなると、自分たちは今度は積まない、運ばないという話で、今は決裂しているようであります。

そこで、いつまでも話しが進まないでおけば、本当に農家は苦しみます。正月もできません。本当に基幹作物のこのさとうきびというのは命綱です。ですから、本当に町民の幸せを考えるのであれば、早急に3町が連絡し合って、その200円を100円ずつ、100円は会社のほうと輸送組合に持っていて、そしてその100円ずつを、16万t、3町でそのトン数割りをして、補助金として出すか、あるいは一時、その輸送賃を支払いをして、来年にまた結論を出したら、返却をしてもらうような話しをするとか、そういう妥協点は見出せないのかという、これも私の考えでもありますし、そういう話をハーベスター組合の仲間の人にも話しました。私が議員という立場で、そういう話ができるという思いで言ったのかもしれませんが、私もハーベスターを所持、持っておりますので、こういう提案をしたんですけど、そういう16万tですので、100円ずつ200円としたら、幾らですか、1億2,000万ですか、ちょっと計算がしにくいんですけども、そこで補助金を立て替えておくということが、話しでできるのかどうかお尋ねをいたします。

#### ○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現実的にはかなり厳しい話だと思います。輸送組合が話をする、運ぶだけ赤字だとか、そういった部分の根拠資料等も対策本部のほうで求めてきたわけですが、そういったものも一切出されていない状況であります。また、議員のおっしゃるとおり、後々返還を求める、そういったときに返還をなされなかった場合、じゃあ誰が責任を持つのか、また財源等はどうするのか等々いった問題もあります。

また、来年以降じゃあどうしていくのか、一時的な解決にしかないような方法は得策ではないと、行政のほうでは考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

今、答弁も理解できないでもないです。しかし、今、農家苦しんでいるんです。それを助けるのがまた行政じゃないですか。一時的じゃなくて、そういう計画をきちんと出し合って、契約を結んで、それを早急にやらないと、農家は厳しい、税金なんか払う人いなくなってきました。

ぜひ、今日、私のこの質問を聞いて、そういう考え等、執行部のほうで話し合って、またできるか、できないかは、問題として、3町、そういう話し合い等、問いかけてください。前向きに考えていただきたいと思います。これ話がずっと長引いて、今年できない、来年明けたら余計できないです。事というのは、物事は早急に解決する。その打開策、計画を立てて取り込まないと、明日でいいよ、来年でいいよ、こういうことでは、本当に農家は困ってしまう。お互いもう身を切る農家がいると思います。

ですから、そこを真剣に考えて、3町で、議会からこういう話が出ましたよということで、考える余地があると思いますので、ぜひ努力をしてみてくださいと思います。

このことに関しては、やはり政治の力だと私は思います。今、課長が答弁しましたけども、町長、このことに関してどう考えておりますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、補助を出していくという方法もあるわけですが、それにつきましては、我々3年、4年も前から、行政のほうでは、3町そろって話し合いをずっと設けております。

そういった中で、補助金を出す根拠として、各輸送の事業者ごとの損益計算書等の提出を求めているところであります。しかしながら、そういったものの提出がないために、予算化に踏み切れない部分が、この3年、4年間続いておりました。

また、議員のおっしゃるとおり、政治の力を活用しないといけない部分も、もちろん出てくると思います。そのためにも、各事業者さんの損益計算書等の根拠資料、こういったものがないと補助金の要望等にもつなげていくことができませんので、そういった部分には、輸送組合の各事業者さんのほうへも、お願いはしているところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

分かります。だけど、こういうことは政治の力なんです。町長、言いましたが、法律が悪い、法律を変えなければいけない、言ってきました。

だから町の条例、あるいは法令とかも変えられるんだから、変えるようなことを考えて、今後、例え短い短期間であっても立替えをして、それを返金してもらおうというようなことを考えてやらないと、本当に農家は自殺者も出ると思います。大変な問題です、今。そこあたり、町長どう認識されているのか、お願いいたします。

○町長（大久保 明君）

社長が2、3日前来て、南西糖業の中でも、私は思ったのは、考え方いろいろあるなという気が

いたします。

社長はもう絶対に譲れないという状況でしたけど、そこを考えたら、もう少しやっぱり3町とも含めて交渉していく余地はあるような気がいたしました。まずは、そこから南西糖業がどう出るかも含めて、やっていかないとはいけないと思うし、ほかの島の単価よりも南西糖業が少し高いような気もいたしますので、そういうことも含めて、これは再度、3町含めて今年度中に話をしていくしかないと思いますので、途中決まるまでに、糖業開始になるとは思いますけれども、その辺はしっかりと話し合いをして、農家に今、美島委員が話したように、農家の人たちは本当に苦しいと思います。

それを南西糖業という、ある程度大きな会社が、どうして、この島の農家の方々の気持ちを理解させるようなことは、私はこれからも、これまでも話が結論が出なかったわけですから、そういう形で粘り強くやっていくことが、今一番大事だとは思っております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

年末も押し迫ってきました。明けたら5日までは休みです。官公庁も閉まります。ですから、早急にそういう対策を考えて取り組んでいただきたいと、強い要望いたしまして終わりたいと思います。

#### ○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

次に、牧本和英議員の一般質問を許します。

#### ○5番（牧本 和英議員）

町民の皆様、こんにちは。5番、牧本です。ただいま議長から、令和6年第4回定例会において、一般質問の許可がございましたので、通告順に沿って質問していきます。

まず最初に、伊仙町で非常に悲しい事件が発生いたしました。町民の皆様におかれましても深い悲しみと思います。いまだ解決には至っておりません。町民の皆様の不安を軽減し、安心して生活できる環境を整えるためにも、町も警察と協力し、町民の皆様の安全確保に全力を尽くし、一日も早い事件の解決に向けていただきたいと思います。

そこで、1番目に防犯対策について。町内における防犯カメラ設置状況とその有効性について問う。

2、農業振興について。世界で今後さらに地球温暖化による気象変動が進めば、コーヒー栽培に適した土地が大幅に減ることも予想されている。また気象変動によりコーヒー価格が、右肩上がりが続いている。徳之島コーヒーの注目度も上がっているのではないかとと思われるので、徳之島コーヒー栽培に関し、植付けに係る経費に対し、町単独助成等ができないか問う。

3、東犬田布集落公館について。東犬田布集落公民館建替え計画について、進捗状況を問う。

4、ハラスメント対策について。ある県知事のパワハラ問題が全国に報道され大問題となりました。公共団体でのハラスメント対応は、組織全体で取り組むべき重要な課題であり、明確なハ

ラスメント防止方針を策定し、全職員に周知することが大切と思われるが、町では各種ハラスメント対策に関し、町としてどのような対策が行われているのかを問います。

これで1回目の質問を終え、2回目から自席にて質問いたします。

**○町長（大久保 明君）**

牧本議員の質問にお答えいたします。

先般の本当に町内で、あのような痛ましい事件があるということは、大変なことであります。いろんな情報が全くないという状況の中で、防犯カメラの有効性については大変重要であると思っておりますので、今、この島には防犯カメラが圧倒的に少ない状況でありますので、今後場所の選定等を行って、また徳之島警察署とも議論を重ねて、これは早急に対応していかなければならないと考えております。

**○5番（牧本 和英議員）**

その中で、島には少ないとの意見でしたが、確かに、去年どうかですかね、防犯カメラをつけるようになったんですが、町で何台の防犯カメラが設置されておるのか、またそういう防犯カメラ、警察との連携というか、そういうのはちゃんと取られているのかお伺いします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

現在町内には18基の防犯カメラを設置してございます。設置場所については、徳之島警察署と協議の上、主要道路や交差点等に設置をしております。

警察との連携ということですが、徳之島警察署と伊仙町との間で、防犯カメラの映像提供に関する協定を締結しており、本協定に基づき、警察から映像提供の依頼があったときのみ映像を提供しております。

**○5番（牧本 和英議員）**

町内で18基設置されているということですが、今後、増やす予定とかはあるのかお伺いします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

18基で町内全域をカバーできているわけではないという認識はございます。今後、防犯カメラ設置に対する補助事業等を活用して、増設についても、検討はしていきたいと考えています。

**○5番（牧本 和英議員）**

ぜひ台数を増やして、台数が増やしたから犯罪がなくなるとも限りはしないんですが、常に見られている意識を持つことも、また防犯対策におけるのには重要ではないかと思えます。

全国でも、闇バイトという犯罪などが多くて、安心して生活ができない。またこの島でもいつ起き得るかもわからない状態ですので、ぜひそういうところも裏通りというんですかね、そういうところまでいって、なるべく監視ができるような状態にしていきたい。

また、この島でも、島内でも自動販売機等などが、かなりの台数が壊されて、中の現金が奪われ

ているという話も聞きます。ですので、やっぱりもうこれは台数を、とにかくいろんな事業を探して増やしていったら、住民が安心して生活できるよう、また要望したいと思いますが、大体何基ぐらいあれば、監視できるという、そういうあれはないですか。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

何基あればというところは、台数的なものに関してお答えしかねるところではあるんですけども、今後増設等を考える場合には、また徳之島警察署とも協議の上、その有効的な設置箇所というところも協議しながら、設置を、増設を考えてまいりたいと思います。

**○5番（牧本 和英議員）**

ぜひ、本当に安全で暮らせられるように要望したいと思います。こういう犯罪等が起きないような島にしていきたい、そういう思いです。

次に、2番目に進みたいと思いますが、徳之島コーヒー栽培が結構盛んになってきているんですが、現在栽培面積はどのぐらいあるのか、まずお伺いいたします。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

現在、我々のコーヒー生産者会、その中で約6町歩ほどの植付けがあります。

**○5番（牧本 和英議員）**

生産組合、それはもう団体なんですか。個人を含めたらどのぐらいというのは、把握できていないんですか。できていない。

そうすれば、大体苗木から収穫できるまで、聞いた話では3、4年かかるということなんですが、3、4年でどのぐらいの1本から収量が取れるのか、分かる範囲で構いませんが、お願いします。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

現在、徳之島地域では植付けから約3年目から収穫ができるようになりますが、3年、4年目においては、1本の木からグリーンビーン、実を剥いて乾燥させた段階の豆の状態です約100g、そこから木の成長とともに5年、6年生になりますと、最低でも200gは取っていききたい。木の能力を考えると、1本あたり300gを取れるような木の能力はございます。そういった苗木を供給しております。

**○5番（牧本 和英議員）**

3、4年で100gで5、6年で200gということですが、これ大体町で、目標トン数を上げていると思うんですが、大体年間何tを目標にして栽培されているんですか。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

目標としましては、当初の目標が、令和7年で1tの収穫を目標として、本プロジェクトを立ち

上げてまいりました。しかしながら、台風の影響等により枯れた木等もございましたので、植え替え後、現在直近の目標では、来年度で300kg程度の収量は確保したいという目標を持っております。

しかしながら、先々週AGFの職員とともに収量調査を行いました。今期についても若干の遅れ等ございましたので、120、130kgのレベルで停滞するのではないかと予想しております。

○5番（牧本 和英議員）

予想していたよりかはるかに少ないような気もするんですが、これを苗木として植えたい方々がおった場合は、その苗木の購入とか、今そういう団体に苗木の育成なんかされているんですか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

苗木につきましては、我々が保有する苗木については、生産者会への加入を条件とさせていただいております。といいますのも、丸紅さんから良質な豆、種子を頂き、島内の福祉施設や徳之島高校等に委託をして苗を生産しております。また、現在では支援センター等でも生産を行っております。

価格が1本200円での販売を行っております。通常コーヒーの苗木ですと、市場で1本1,500円から2,000円程度するものですが、我々は島内で生産しているということで、1本200円で販売をいたしております。

○5番（牧本 和英議員）

分かりました。これは生産組合に入らないと植付けができない。また出荷もできないということですか。そうしたら、個人で植えたい方々も、生産組合に入らないとできないということで、理解します。

最終的に、やっぱりこれは伊仙町の特産品として返礼品などに用いると思うんですが、大体何tぐらいすればそういう返礼品として、そういうのができるんですか。何年かかりますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

昨年の収穫したもので、本年度ドリップタイプの商品を製造しました。その商品につきましては、百菜のほうで10月1日より発売を開始しております。

また、ふるさと納税の返礼品としても、その商品を現在登録しており、メニュー化されているところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

昨年ドリップタイプが出たということで、先々月ちょうど東京からある会社の社長が来られまして、犬田布岬行ってコーヒーを飲ましたところ、美味しいという評価で、買って帰りたいということで、百菜に行って、その徳之島コーヒーのドリップタイプというんですか、それを購入した。また電話がかかってきたら、何で、これみんなブレンドだねという意見があったんです。

せっかく徳之島コーヒーで売っているのを混ぜて、せっかくのブランドになるものも、純徳之島

コーヒーとして出していけないのか、それまで、こんだけ量が少なければなかなか難しいんだろうとは思いますが、買われた方がちょっと残念がっていたということがありますので、ぜひちゃんとした純徳之島産のコーヒー、徳之島コーヒーとしての売り方ができないのか、また今後返礼品として扱うことができないのかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

今年製造した商品につきましても、当初は100%の徳之島コーヒーで、ドリップタイプ化を計画しておりましたが、品質等々、数量等々の問題で、今期につきましてはブレンドでの製造にとどまっているところでございます。

今期まもなく収穫が始まりますが、その中でも一部においては、やはり100%の徳之島コーヒーのドリップタイプということで、製造も計画しているところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

今、このふるさと納税の返礼品について話したんですが、その返礼品でそういうドリップタイプ、コーヒーを品物と言ったらいいんですか、で返礼品をするだけではないと思うんです。

例えば、その苗木を返礼品として出して、徳之島でコーヒー栽培をしないかという、そういう計画等はないのかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在、コーヒーを生産されている別の事業者さんとも取り組んでいることですが、コーヒーの木のオーナー化です。そういったものにも取り組んでいる事業者さんもおられます。

また、我々としてもAGFさんと連携しながら、オーナー化に取り組んでいければと思いますし、また1年に1回程度、来島して苗の成長と収穫等体験していただくようなプログラムの計画等も順次出していきたいと、今協議しているところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひそういうオーナー化制度というか、そういうのをして、ほかの町村と違う返礼品の在り方、そしてまた個人や企業、2月ですか、徳之島まつり、4月にも関東、関西であるみたいですが、そういうところで、やっぱりそういう周知をして募ってみるというのも方法の1つではないかなと思います。

そうすることによって、やっぱり島に行きたいという人も増えるだろうし、やっぱり興味が出て、目標をする面積、また収量、そういうのに達成ができると思いますが、そういった個人向けに募っていくことを計画しているという認識でよろしいわけですね。

○経済課長（橋口 智旭君）

おっしゃるとおり、そういった計画ももちろん組み立ててはおります。いかんせんコーヒーの収量が上がってこないと、徳之島におけるこのコーヒーを産業とすることには程遠いわけでありませ

ので、しっかりとコーヒー豆を生産していく、そういったところも現在支援をしておりますし、昨年につきましては、コロンビアのほうから技師を招聘したり、また現在東京農業大学と連携をできないかということで、コーヒーの生産技術のほうの取得、また周知のほうにも力を入れていきたいと考えております。

いかんせん、このプロジェクトの目標が徳之島をコーヒーアイランドにということで、徳之島の新たな産業としてコーヒーを確立させていきたいということが真の狙いでありますので、そういった様々な部分において、支援していきたいと考えております。

#### ○5番（牧本 和英議員）

分かりました。

私の例え話としてもあれですが、過疎地域、そういう苗を内地の企業さん、また個人の方に買ってもらって、過疎地域の畑に、町が借りるなり、整備して植える。過疎地域、大体土地改良などがされていなくて自然のまま、防風対策にもなるだろうし、またそういうふうにしていったら、企業側もまたそういうところで保養地として徳之島に行きたい、徳之島でコーヒー栽培したいという企業も、中には出てくるのではないかなと思うところですが、やっぱり思い切ってやることをしないと、なかなかこれがいっている徳之島コーヒーアイランドには、結んでいかないのではないかなと思うところですが、そういうことをすることによって、やっぱりふるさと納税とか、企業版ふるさと納税なども増えると思いますが、また雇用にもつながってくると思われませんが、町長こういう案はどうでしょうか。

#### ○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

ご意見ありがとうございます。現在、農業の場面において、どの品目に対しても言えるのが、農業従事者の減少、人手不足そういったところもございますので、どうやって人間を確保していくかということも一つずつ課題として、整理しながら取り組んでまいりたいと思います。

また、AGFさんの圃場におきましては、今期の収穫においては、福祉施設の協力もいただけるようなところにも、話がなっておりますので、そういったところの雇用創出にもつなげていければと考えております。

#### ○5番（牧本 和英議員）

分かりました。

町長、ぜひやっぱこういうほかと違うふるさとの納税の取り方とか、またこういう新しい町で取り上げている徳之島コーヒーを、増やすためには、やっぱり農家にその苗木から植付けの助成ができれば、早めの目標達成ができると思うんですが、AGFさんなんかにしたら、会社的にもそういうふうにして保養地として、徳之島を選んでいただいてコーヒーを作っている。やっぱり他の企業さんなんかもそういう考えを持たれている方もおられると思いますので、ぜひそういう働きかけをして、3、4年収入が農家はないというのは痛手ですので、どうか農家への助成ができないかと思

いますので、ぜひ助成のほうをお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

**○経済課長（橋口 智旭君）**

お答えいたします。

植付け時の補助ではないのですが、現在協議しておりますのが、徳之島地域果樹産地協議会、この中の振興品目として位置づけし、未収益期間、3年なら3年、4年なら4年といった未収益期間の補助ができる事業等があります。こちらが現在徳之島の中でもたんかん等活用されている事業ですが、その中でもコーヒーを推進品目として位置づけし、本事業が活用できるよう現在協議を行っているところであります。

また、振興品目としての位置づけに必要な栽培暦等は、町が農業試験場徳之島支場のほうに委託し、暦として出来上がっておりますし、今後徳之島支場での試験結果による収益性、また未収益期間等の栽培に関する研究成果論文等を示していくことにより、振興品目としての位置づけが可能となりますので、早急にこの事業が活用できるよう、現在協議を進めているところであります。

**○5番（牧本 和英議員）**

ぜひ、そういう事業があるのであれば、いち早く農家のほうにも周知していただきたいと思えます。なるべく農家の負担が、今もう物価高という時代ですので、農家にとっても少しでも収益になるような取組を、ぜひお願いしたいと思えます。

それでは、3番目の東犬田布集落公民館の建替えについてお願いいたします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

東犬田布集会場については、つい先日令和6年11月28日に建物表題登記、所有権保存登記が完了したところでございます。

今後については、奄振の防災関連施設整備事業等を活用した耐震診断であるとか、改修などを検討していかなければならないと考えております。

**○5番（牧本 和英議員）**

この集落公民館の問題は、もう自分の先輩である議員を含めもう15年ぐらいこの東犬田布集落公民館の建替え計画ずっとお願いしているわけですが、大体で構わないんですが、何年度に設計とか、そういうところまでは全然届いていないんですか。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

本集会場については、先ほど答弁したとおり、保存登記、所有権保存登記等が完了したところでございます。

奄振防災関連施設整備事業を活用しての避難所改修という形で、今年度、糸木名集落公民館を整備しているところです。次年度については、ほーらい館や東公民館、西公民館等の比較的大きな避難所が近くにない集落公民館というところからの改修を計画している段階でございます。

その際に、また計画等に東犬田部集会場の改修についても、組み込んでいければというふうには考えております。

○5番（牧本 和英議員）

町長、昨年、犬田部集落で、校区民の前で建替えが決まったと明言していたんですが、それはどうなったんですか。

○町長（大久保 明君）

今、総務課長が答弁したとおり、計画は着実に進んでおるとは思います。ただ、今すぐという状況ではないようには考えておりますので、もうしばらく我慢していただければと思います。

○5番（牧本 和英議員）

区民の前で話したのは覚えていますよね、建替えをするという。やっぱりそれをみんな期待して長年待っているわけですので、ぜひ早急な建替えのほうを要望いたしたいと思います。

そして、もう最後に4番目の各種ハラスメント対策について、町としてどのような対策が行われているのかを聞きたいと思いますが、まず最初に、ハラスメントに関する教育や研修を定期的に行っているのかという質問をしたいんですが、これ自分が質問の相手方に今、町長しか上げていないんですが、教育関係でも、教職員がおりますので、分かる範囲で構いませんが、答弁お願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本町では、令和4年に伊仙町職員のハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、職場における各種ハラスメントの防止というところで努めてございます。

研修等につきましては、自治研修センターが主催する係長研修、あるいは課長補佐研修など、各階級での研修で、ハラスメントに対する研修も同時に行われているものと認識しておりますが、今後、町独自でもハラスメントに関する研修を実施し、職員全体が認識を深め、予防策を理解する機会を設けることが必要であると考えております。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

今、職員のハラスメント防止に関する要綱ということでしたが、学校職員につきましても、伊仙町立学校職員ハラスメント防止等に関する要綱が、先ほどの期日と一緒に令和4年4月1日に公布され適用されております。

教育委員会では、校長研修会、それから教頭研修会などの管理職研修会で、ハラスメント防止を含む服務規律の厳正確保などについて、年間を通じて研修を実施し、防止に努めているところでございます。

○5番（牧本 和英議員）

先ほど総務課長が言ったように、やっぱり職員の認識を高めることが重要と思われます。そこで

被害者というか、職員が安心して、もしそうなった場合、相談できる環境が整えられているのか、お伺いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本要綱において、相談窓口は総務課行政係というふうに規定されております。

○教育長（幸田 順一郎君）

小中学校におきましても、パワハラ・セクハラ等各種ハラスメントに応じて、相談窓口を設置して防止に努めているところでございます。

また、相談に対応するため、教育委員会総務課内にハラスメント相談窓口及びハラスメント相談員を設置しております。

○5番（牧本 和英議員）

総務課のほうでそういう対応ができているということなのですが、今現在そういう相談等はあるのか、ないのか、お伺いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

今現在、ハラスメントに関する相談等というところは、受け付けたことはございません。

ですが、先ほど申しましたように、相談窓口としては総務課行政係ということも規定しておりますし、匿名によるルーズの目安箱という形のほうでも、通報、報告できる形は整えられているものと認識しております。

○5番（牧本 和英議員）

そういう意見箱にも相談等はないという認識でよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

意見箱にも、今のところそういった相談はございません。

○5番（牧本 和英議員）

職員全て総務課にそういう場所があるとか、そういう意見箱が設置されているというのは周知されているのかどうか。意見もないというのが、何かおかしいんじゃないかなと思うんですが。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

その目安箱、意見箱の設置についてなんですけれども、全体朝礼であるとか、課長会を通じて職員への周知は行っております。実際に、ハラスメントに関する相談というところは、投書というか、そういった報告はないんですけれども、そのほかの業務改善等に関するご意見というところは、職員のほうから受け付けているところはあります。

○5番（牧本 和英議員）

もし、そういう届けというか、依頼があれば、迅速な事実関係など調査する、そういう調査するメンバーなど、要綱があると聞いていますが、どういったメンバーでされているのか、お伺いいた

します。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

実際に相談窓口に対して、そういった相談があった場合には、相談員としては総務課長補佐、総務課長が選任する職員、そして職員労働組合が推薦する職員ということで、相談員を構成するということでございます。

○5番（牧本 和英議員）

分かりました。とにかく対応など、再発防止策がすぐ取れるような体制を整えていただきたいと思います。ですが、これも教育委員会としても、こういう迅速な事実関係等調査する係とかはおられるんですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

先ほど教育長から答弁がありましたが、要綱の中で、受付から相談、事務処理の進め方については、要綱に全て流れが記載されておりますので、その要綱に沿って事務等を進めていくという状況になります。

○5番（牧本 和英議員）

先ほど、美島議員の質問の中で、町長がある職員を呼んで話をしたという、先ほどおっしゃられていたんですが、どういった話をされたんですか。

○町長（大久保 明君）

職員とは、多くの職員と色々な話をしますが、今言っている意味が全く分かりません。

○5番（牧本 和英議員）

今言っている意味が分からない。その後の町長の答えが、町長を支持すると言ったと、町長が言ったんですよ。今さっきの答弁で、だから要は質問、その職員に対してどういう話をして、そういう町長を支持すると言ったという答えはどこから出てきたのか、お伺いしたいなと思っています。

○町長（大久保 明君）

今言っている意味がさっぱり分かりません。

○議長（前 徹志議員）

もう一回質問。

○5番（牧本 和英議員）

先ほど、美島議員の質問の中で、職員を呼んで話をしたと、質問内容がどういう質問だったのかちょっと、こういうふうに言われたというのは、ある程度推測できるんですが、最後の答えで、町長を支持すると言ったという答弁だったので、その町長を支持すると言った答弁の中で、そういう職員とはどういう話をして、その支持すると言ったのかを、お伺いしたいということですが。

○町長（大久保 明君）

先ほど僕は何て答えたんですか、美島さん。

よく言っている意味が全く分かりません。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時22分

---

再開 午後 3時35分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（牧本 和英議員）

最後にですが、やはり対応マニュアルをつくったり、共有する仕組みをつくったり、担当者一人で抱え込ませない対策など、相談体制を明確にし、安心して公務に取り組めるよう要望したいと思いますが、今後、要望対策や再発防止策としてどのように考えているのかお聞きいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今後の要望策、または再発防止対策に向けた取組としては、まず問題の原因分析、改善策の策定、研修の強化など、組織全体の協力と意識づけが必要であると考えております。

議員おっしゃるように、今後もよりよい職場環境の構築に向けて、努めてまいりたいと考えています。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひ、よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、牧本和英議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、12月12日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散会 午後 3時37分



# 令和6年第4回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和6年12月12日



令和6年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年12月12日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（清平二議員、佐田元議員、井上和代議員）3名

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	5番	牧本和英 議員
6番	佐田元 議員	7番	清平二 議員
8番	岡林剛也 議員	9番	上木千恵造 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
12番	前徹志 議員	13番	樺山一 議員

1. 欠席議員（2名）

4番	杉山肇 議員	14番	美島盛秀 議員
----	--------	-----	---------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	元原克也 君	事務局書記	實夏三 君
--------	--------	-------	-------

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	寶永英樹 君
未来創生課長	野島幸一郎 君	くらし支援課長	上木博之 君
子育て支援課長	伊藤晋吾 君	地域福祉課長	稲田大輝 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	高橋雄三 君
耕地課長	田中勝也 君	きゅらまち観光課長	上木雄太 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教育長	幸田順一郎 君	教委総務課長	町本勝也 君
社会教育課長	中富讓治 君	学校給食センター所長	森一途 君
健康増進課長	大山拳 君	選挙管理委員会書記長	稲田良和 君
総務課長補佐	古川徹 君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、清 平二議員の一般質問を許します。

○7番（清 平二議員）

町民の皆さん、おはようございます。7番の清 平二です。令和6年12月定例議会におきまして、議長の許可がありましたので、町民の代表として一般質問をいたします。

面縄港改修工事計画について。

①第36回伊仙町ほーらい祭において、町長は「面縄港改修工事がほぼ確定した」との挨拶をされました。これの実施計画について問います。

②地域住民または漁業協同組合など、同意は得られているのかを問います。

③改修工事に伴う財源等についてを問います。

次からは自席にて質問いたしますので、よろしくをお願いします。

○町長（大久保 明君）

清議員の質問にお答えいたします。

面縄港に関しましては着々と進んでおります。詳細については、担当のほうからまた詳しく説明していただきたいと思います。

地域住民等の同意は得られているかということでもありますけれども、この面縄集落では説明をいたしました。あがれば一で説明をいたしております。それから、徳之島漁協とは、漁協組合において2回協議をしております。

財源等については、町の持ち出しが全体としての5～6%になると思いますけれども、これも詳しくまた担当のほうから説明していただきます。

大まかに言いますと、南西防衛ということでの予算をいかに、徳之島も防衛に関する大きな漁港がない、船が停泊できないということなどをいろいろ考慮して、また、安全保障面のことも含めて、近い将来は、島の農産物を島外に搬出する中心の大きな港が今島内にないということがあり、バックヤードがないということを考えたら、私は就任当時から面縄港のことをずっと要望してまいりました。そのとき、郡の議員大会で、今は亡き上木議員が全国の議員大会でも発表いたしましたけれども、次の年に行ったらそれは削除されておりました。

そういった中でも粘り強く国に交渉してきて、時代の変化の中、徳之島に大型の港がないと。バックヤードの大きな港がないと。津波等のことを考えたら、これは面縄港をしっかりと改修してい

くことがこの島にとっても大変重要であるというふうに国のほうが理解をしている状況でありますので、来年度は、今年度も職員が4、5名で森山事務所に行って、状況を今後の方針について協議をすることになっておりますので、細かい点に関しましてはまた清議員の質問に対応してまいりたいと思います。

○建設課長（高橋 雄三君）

清議員の1番の質問にお答えいたします。

現在の取組状況についてですが、令和5年度繰越事業において、UAVグリーンレーザー及びマルチビームによる深淺測量、地形測量を実施し、完了しております。今後、環境調査や水深マイナス9.0mの基本計画の策定、基本設計など、補助事業対象外の業務を進めながら、官民一体となった要望活動を実施していく運びとなります。必要な作業を進めていく中で、要望活動を通し、国の整備計画にのせることを第一の目標としております。

○7番（清 平二議員）

この改修工事の実施主体というのはどこになるのでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えします。

それも今後の要望活動によって決まっていくものだと思っております。

○7番（清 平二議員）

じゃあ、まだはっきり町が実施するか、国が実施するか、その事業実施主体というのははっきりしていないということですね。

○建設課長（高橋 雄三君）

そのとおりでございます。

○7番（清 平二議員）

この計画を町で進めていると思うんですけども、この工事の上級官庁あるいは県・国などにどのようにして進めているのかを説明をしていただきたいと思っております。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えします。

まだ正式な工事の申請等を行っておりません。今現在は国交省等に要望活動を行っている状況でございます。

○7番（清 平二議員）

今、国交省等、要望等を行っているということですが、その中で、町長がおっしゃっているほぼ決定ということが言われているんですけども、今、国交省と交渉している段階であり、このほぼ決定というのは何か根拠があるのかどうかお尋ねします。

○町長（大久保 明君）

清議員の質問にお答えいたします。

国交省の最高責任者も島に来ていただきまして、また、その方は異例の再度、国交省のトップとしてやっている方とも先般お会いいたしまして、国のほうとの話はしております。また、九州地方整備局の方々は、ほとんどの方が前向きであると確信しております。知事ともお話をしております。県の持ち出しというのはほとんどない状況でありますので、知事はその辺は経過を見ていくというふうなスタンスだとこの前思いました。鹿児島事務所の方々、今、種子島に移りましたけれども、その方々ともいろいろ話しているし、九州地方整備局ともいろんな要望活動、そしてお互いの信頼関係、そういうものは一致しております。

先ほど課長が話したように、これは単に国交省だけの問題じゃなくて、防衛省も含めた形での事業でありますので、これはいろんな今までの、例えば大型の10万t以上の船が停泊するということも、伊仙町管理から一度に国管理という形に持っていくことは、これも過去になかった状況でありますけれども、これも今が防衛予算を獲得することの大きなチャンスであるし、それは間違いなく南西防衛という形で、予算は間違いなく国のほうが承認をするというふうには考えておりますので、これは我々が考えていた以上に今が大きなチャンスであるということは間違いのないと思いますので、これを全力でこれからも取り組んでいくというふうに考えておりますので、そういう種子島等を含めたその辺の外堀はほぼ埋まったと思います。あとは伊仙町議会、そして鹿児島県、鹿児島県知事はそのところをまだ明言はしておりません。ですから、要望書を持っていったと思いますので、今後、塩田知事とも、この前、来島したときにも少し個人的にはお願いをしておりますので、しっかりとできるように、それは伊仙町を挙げて。

この話が出たとき、両町は非常に心配だったそうですけれども、ただ、これが安全保障の問題であると。それから、アクセスの問題、バックヤードの問題を考えた場合に、今の亀徳港と平土野港を改修するという要望はしていますけれども、それは安全保障、安全というか、交通の安全の問題、それから災害が来たことなどを加味した場合、面縄港が最適の今回のエリア・場所だと考えておりますし、これは歴史的に考えたら、面縄港が徳之島の中心の港であったということなど、カムイヤキが南西諸島全体に攻撃されていたときの港であったということなど、歴史的にも重要である港を、今後、やっぱり徳之島のいろんなクルーズ船が来島したときの港にもなるし、いろんな形で発展していく、私たちが想像する以上の可能性があるかと今考えておりますので、伊仙町議会の方々と一緒に、さらに要請活動を続けていけたらと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

#### ○7番（清 平二議員）

今、いろいろ質問をしたら、要望書をしているということであって、まだしっかりと国交省あたりからの文書というんですか、そういうやり取りはしてあるのかどうか。ただ行って口頭で要望をして向こうが聞き入れそうだという憶測でこれは始まっているのかどうか、その辺のところをお答え願いたいと思えます。

○町長（大久保 明君）

憶測では全くありません。根拠があることでありますので、そのことを具体的に細かいことを、これを皆さん方に配付しますので、これをこのまま、また要望活動の中で決めていくということで、話は中央のほうは理解していただいております。ですから、私の表現がオーバーだったような表現ですけど、決してこれは現実的な問題だと私は確信しておりますので、表現の理解がなかなか難しかったのではないかと思いますので、その点は誤解を招いたとは思いませんけれども、そういうふうに思う人もいるかもしれないというふうには考えております。

○7番（清 平二議員）

これは伊仙町にとって非常に私は素晴らしいことだと思っているんです。だから、素晴らしいことだけれども、やはりちゃんとした国の回答をもらう、要望書だけではなくて、やっぱりそういうやり取りもやってほしいなと思いますので、ぜひ、その辺のところを国・県とどういう要望書を交わしているか分かりませんが、その辺のところ、詳しいことが分かれば教えていただきたいです。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

国・県への要望は実施計画からになっているところがございます。それなので、今現在、町でできることを進めて、計画の策定、基本設計等定まり次第、申請をするような形になると思います。

○7番（清 平二議員）

今、実施設計ということですがけれども、いつ頃からこれが始められるのか、そして、何年間ぐらいで終わるのか、そういう計画があれば教えていただきたいです。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

町で進めないといけない事業が来年度より2年間ぐらいかかると思います。なので、国・県への要望は10年度以降になると思います。

○7番（清 平二議員）

10年後じゃなくて令和10年度以降ですか。令和10年からいつ頃まで完成の予定ですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

まだ設計もできていない段階で、工期とかはあんまり分からないんですけど、大体10年から15年という工期になると思います。

○7番（清 平二議員）

この計画書を見てみますと、総額がおおよそ200億円ですか。町の負担金が約40億ですか。総額、これで合っているでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

200億というのはあくまでも概算でございます。今後は、設計等定まり次第、金額等も固まってくるものだと思っております。

○7番（清 平二議員）

町の負担分は約40億とありますけれども、これも大体そのぐらい想定してやっているわけですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

補助の割合が平均したら大体約8割という形になっていて、残りの2割の負担分が約200億に対して40億という形になっております。

○7番（清 平二議員）

やはり40億、町単独で40億ということですがけれども、総務課長、これで大体、計画を進めていく町の財源というのは予想しているのかどうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今説明ございました補助対象外の部分につきましては、交付税措置等のある有利な地方債を積極的に導入して活用していきたいと考えております。また、本年、第3回定例会において面縄港整備等積立基金の条例が可決いただきました。その基金への積立ても行って、事業に必要な一般財源の抑制を図っていききたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

本当にこれは伊仙町の巨大プロジェクトだと私は思うんです。歴代町長のマニフェストの中で上げられてきたんだけど、いまだに実行されていないというのが現実であります。こういう立派な港ができるということは、私たち伊仙町にとってすばらしいことだと思います。しかし、その反面、これに町の財源が伴っていくのかなということが一つ心配されます。

それと、この計画の中に、鉱産品ですか、徳之島より沖縄への陸砂を移出する計画があり、徳之島南部に最終予定地があるため、今後、徳之島南部から陸砂の移出が見込まれるとありますけれども、これはまだ見込まれるのかどうか、予想してやっているのかどうかお尋ねします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この陸砂、総採取量が570万m<sup>3</sup>を見込んで計画にのせております。年間24万tの排出を見込んでいるところでございます。

○7番（清 平二議員）

大体場所はどの辺なのか。南部としてあるんだけど、伊仙町なのか、あるいは徳之島町なのか、大体どの地区を予定しているのか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

徳之島町の南原付近になります。

○7番（清 平二議員）

今まで徳之島町からたしか何年か前にこれを運んでいた経緯があると思うんですが、沖縄

で今、辺野古も関係していますけれども、この辺野古が終了するまでにできるのかどうか、見込みとして。辺野古に行くのかどうかはちょっと分かりませんが、その辺のところは分かれば教えていただきたいです。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この港の建設自体がもう10年から15年以上かかるものだと思いますので、ちょっとそこら辺の返答については分からないというか、申し上げられない状況にあります。

○7番（清 平二議員）

私が質問をしていると、これを反対意見という誤解をしないでほしいと思います。これは先ほども言いましたように、歴代町長のマニフェストに上げられてきて、今までは実施できなかったわけです。これは私たち町民の夢であります。これを全部完璧にできるよう要望、あるいは、防衛省あたりの町の負担が要らない方向に行けたら、なおさら町の負担が少なくなるので、その辺のところをしっかりと検討していただき、あと残り大久保町長の10か月なわけですけれども、この間で、10か月の間で10年後の夢をとすることは非常に無理じゃないかなと思ったりするんですけれども、しっかりとした要望あるいはそういう公衆衛生等をしっかりと、次期町長にこれが引き継がれて私は完成することをお願いして、私の一般質問とします。

○町長（大久保 明君）

今、大変重要な質問をしていただきました。これは先ほど申し上げたように、私が町長になる以前から伊仙町が、伊仙町議会も何回も県のほうに要望しては何回しても認めていただけないという状況の中で、先ほど申し上げた、安全保障上、徳之島にはそれほど島を守るような港湾がないということから始まったわけでありますので。社会状況が激変に近いぐらい変わってきたということでもありますし、また、南海トラフのことも大変危惧される状況の中で、この面縄港が昔々中心港であったことがよみがえっていくような歴史の流れになってきたと思いますので、私はこれ、次の町長が引き継いでいくわけでありますので、次の町長、もっとかかるかもしれません。そういった形で、伊仙町議会もみんな一体となってやっていくことが重要であると思いますので、どうか厳しい質問をしながら、今後の私が来年10月で退任してからも、それから大きな本番になると思いますので、そういう気持ちでまた伊仙町議会の方々に心からお願いをしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（清 平二議員）

本当にこの巨大プロジェクトを成功させるためには、徳之島漁業協同組合との合意が得られないと、この話は進んでいかないと思うんです。まず第一に、徳之島漁業協同組合との合意形成から始まるものだと思いますので、その辺のところはしっかりと徳之島漁業協同組合との合意をしていかなないと、国も受け取るかどうか定かではありませんが、やっぱり頓挫しないようにしっかりと合意をして、地元にも合意をして進めていただきますようお願いして終わります。

○町長（大久保 明君）

ありがとうございます。おっしゃるとおりでありまして、これに関しては、伊仙町議会も含めて、伊仙町民も含めて、オール伊仙町という形でやっていくことが最も重要であると思いますので、また、出身者も含めて、沖縄にいらっしゃる方も含めて、全ての徳之島関係の方々、または、全体の大きな防衛省も含めてやっていくわけでありまして、どうか伊仙町議会からも強力な要望書を町と一緒にお願いして出させていただくことを期待して、私の答弁といたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

すいません。徳之島漁業協同組合についてですが、令和6年2月28日に第1回の協議を実施して、面縄港施設整備について、町長の政策を説明いたしました。それからまた令和6年9月26日に第2回協議を、面縄港施設整備改修計画の説明を行いました。また引き続き丁寧な説明を続けていきたいと思っております。

○議長（前 徹志議員）

これで、清 平二議員の一般質問を終了します。

次に、佐田 元議員の一般質問を許します。

○6番（佐田 元議員）

町民の皆様、おはようございます。ただいま議長から一般質問の許可が下りましたので、質問いたします。伊仙町議会6番の佐田 元でございます。

まず、質問といたしまして、新庁舎2期建築工事についての質問でございます。内容といたしましては、入札が不調に終わっていること、また、何社入札されたのか、また、今年度の今議会に補正が4,500万組まれています、この件。

2番目といたしまして、指名入札についての質問であります。新聞、マスコミ等で今出ております、報道されておりますが、住民監査請求書が提出されているようですので、この指名を外した点について質問していきたいと思っておりますので、ご答弁、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

2回目からは自席で行います。よろしくお願ひします。

○町長（大久保 明君）

資材高騰等が大きな要因であると考えております。今後、庁舎に関しましては再度価格を設定いたします、しっかりとやっていけるように今準備をしているところでありますので、詳細な額とか、それから時期等については、課長のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（寶永 英樹君）

佐田議員の質問にお答えいたします。

新庁舎2期工事につきましては、本年5月及び8月の2回入札を行いました、いずれも入札取りやめとなっております。その理由といたしましては、先ほど町長からもございましたが、建築資材や人件費の高騰により、本町の積算した金額と業界との積算基準の乖離があったためと理解しております。

○6番（佐田 元議員）

今の答弁によりますと、5月の24日に入札したが、落札業者がなく、また、5月27日に再入札を行ったが、不調ということのようですが、これは8月についても一緒でございますが、この24日に落札、入札をされて、その3日後の27日に再入札をされたということですが、このときも不調となったということですが、5月24日に入札して不調となり、そしてまた27日、3日後に再入札して不調となり、8月にも同じことをされてはいますが、これはその入札に参加された業者は何業者ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

5月の入札時には3社、8月の入札時には5社でございます。

○6番（佐田 元議員）

5月に参加された業者は3社ということですが、これは24日も25日も同じ業者ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

同じ業者でございます。

○6番（佐田 元議員）

この入札価格、これも同じですか。同じ価格で同じことを繰り返しているということですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

1回目、5月24日、1回目の開札が不調ということで再入札を行ったということで、業者、予定価格ともに同じでございます。

○6番（佐田 元議員）

私なぜこの質問をするかと申しますと、同じことを3日後にやったって不調に終わるのは当たり前じゃないですか。どう思われます。何も修正もなく何もなくて、そんなのを10日間、1週間同じことを同じ人にしたって落ちが明かないといいますか、前に進まないと思いますけど、どうですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

伊仙町契約規則の規定により再入札、再度の入札ということで、その規定に基づき実施をしたところでございます。

○6番（佐田 元議員）

今、規定によってやったということですが、それではお尋ねしたいんですが、この入札は電子入札と申しますか、そういうことでされたとは思いますが、5月24日に不調で終わった。そして、27日、どのような方法でこの業者に指名通知とかそういうのを出されたんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

電子入札システムにより通知を行ったところでございます。

○6番（佐田 元議員）

電子入札制度でやったということですが、2番目にも関連しますが、この8月には5業者、5社ということのようですが、この5社の中に5月に入札された3社は入っていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本入札の参加基準といたしましては、特定建設業の許可を有し、技術者を専任で配置できる業者で、県における建設工事格付で土木工事一式A、建築工事一式Aの格付を有する業者で、島内もしくは郡内の業者を指名した経緯でございます。

○6番（佐田 元議員）

いや、それは特定建設業の許可を有したり、もろもろの条件は分かります。私が聞いているのは、8月の入札の際も5月に入札された、参加された業者も入っていますかということです。

○総務課長（寶永 英樹君）

ただいま申しました参加基準を基に指名をしております。今おっしゃったように、5月の指名業者も、今回、8月の2回目の入札のほうには指名しております。

○6番（佐田 元議員）

であれば、何で5月にこの3社を指名して、この3社が入札価格と予定価格とが差があり過ぎて落札できなかったということですよ。これを8月もこの3社をもう入れたということですよ、入札に。この3社に対して何か特別な恩典と申しますか、何か町のこの3社をどうしても入れなければならない理由、訳があるんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

8月の入札を行った際には、積算をし直して入札を行った経緯でございます。その参加基準としましては、先ほど申しましたとおり、県における建設工事格付で土木・建築ともにAの格付を有する業者ということで、島内・郡内の業者を指名したという経緯でございます。

○6番（佐田 元議員）

基準に沿ってやっているというのは理解できます。最初の入札に参加されたこの3社、これは町内業者なのか、島内業者なのか、島外業者なのか、そこを詳しくお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほど申しました参加基準というところで申しますと、町内にはその資格を有する業者はございませんでした。ということで、島内・郡内の資格を有する業者を指名したところでございます。

○6番（佐田 元議員）

島内と郡内ということですが、島内で何社ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

島内では1社でございます。

○6番（佐田 元議員）

それでは、この8月の、あと2社追加されたということですよ、5社ですので。この2社はどこの業者ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

そちらにつきましては、郡内の業者を指名してございます。

○6番（佐田 元議員）

何で島内の業者、郡内の業者、最初からこの5業者に指名できなかったのか。どういう訳で、最初、5月は3社でして、不調で終わったからあとの2社を追加して8月にやって不調に終わっている。何で最初からその3業者だけに頼ったのか、そここのところの説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

5月の2期工事1回目の入札の時点におきましては、本庁舎1期工事で指名を行った業者のうち、1社が指名願が提出されていなかったため、その1社を除く3社で指名をして入札を行ったという経緯がございます。

○6番（佐田 元議員）

指名願が出ていなかったということのようですが、これは私の個人的な考えですが、裏に何かがあるような感じがするんです、この業者に頼っているということ自体が。2回も同じことをして、若干単価変更なんかもあったようですが、同じことをトータルにしたら4回しているということです。5月に2回、8月に2回。これを同じことを4回も繰り返しておいて、そして、その中、また同じ業者、同じ業者に同じ単価で入札参加させる。これは私が疑問に思っているところはそこなんです。そういう疑問等、そういうことはないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

佐田議員のおっしゃる疑問というところに関して言えば、そういった疑問を持たれるというところはあります。そして、工事の特殊性等々に鑑みて、その参加基準というところで、県における建設工事格付、土木工事A、建築工事Aという業者を指名しているというところでございます。

○6番（佐田 元議員）

特定業者に対してのそういうあれはないということのようですので、ぜひ公正公平な入札をさせていただきたいと思います。

それでは、その次、2番目は同じ質問ですので結構でございます。

③の5月入札不調からこれまで半年間、予算計上はされなかった理由、それと、以前の議員の質問の中で、予定価格と入札価格が約5,000万円ほどあるという答弁をしておりますが、この4,500万

円の算出基準はどのような方法でされたのか伺います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

これまで半年間、予算計上がなされなかった理由ということでございますが、再積算に時間を要したためでございます。

その積算の基準ということでございますが、県単価等基準に、また、現在の資材高騰、人件費の高騰等も勘案しながら、そちらを基準に積算したという経緯でございます。

○6番（佐田 元議員）

人件費の高騰やら資材高騰、もろもろの高騰があってそういう結果になったと思いますが、この4,500万円は今議会で補正で組まれておりますが、計上されておりますが、これは以前、一般質問の中で答弁された5,000万円の数字と、約5,000万円という答弁を頂いております。あんまり差がないんです。この入札された業者の差額が5,000万円だから、4,500万円ぐらいの約5,000万円で、500万円ぐらいの差はありますが、この業者の入札価格がこうだからこういうような予算計上をされたとか、そういうことはないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども申しましたように、県単価の基準、あるいは、建築資材の高騰、人件費の高騰等を勘案した後の積算でございます。議員が今おっしゃったようなことはございません。

○6番（佐田 元議員）

分かりました。今、新しい庁舎、今、町民の声と申しますか、町民の方からいろいろ聞いております。「何ね、伊仙町役場はもうあれで工事終わりね」とか、「あの壁の色はどうかできないのか」とか、そういうような声を聞いております。町民はこの庁舎はもう完成したものと見ているような感じがいたします。ですから、皆さんも、職員の皆さん、町長をはじめ、気づいておりますが、山手側から見た感じ、外観の感じ、はっきり言って黒ノリが生えて、あるいは、町民は外側の壁、壁の色と勘違いしている方もいるようです。「何であんな色にしたのか」という声も聞きます。そういうことで、早急にこの庁舎を完成させて、我々、町の伊仙町の館ということで、他町に負けなような庁舎に完成していただきたいと思っております。これは要望でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大きい2番目に入りたいと思っております。指名入札についてですが、町内の5事業者が指名から外されていると聞いているが、これは事実かという質問であります。これは先日、12月の9日、先ほど冒頭にも言いましたが、テレビ、新聞等で、この件に関して伊仙町の5社から住民監査請求が出されたという記者会見等もされているようですので、恐らく事実ではないかと思っております。これに関して、なぜこの5社を指名から外したのか、その理由を伺いたいと思っております。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

私どもとしては、指名外しというような認識はございません。もちろん、町内40数業者の指名願が提出されている業者がございます。満遍なく工事発注ができていたと言われれば、そうではないとも考えます。なので、指名外しという認識ではございませんが、今後、また工事の発注等も町内業者育成という観点もございますので、そちらのほうも勘案しながら、発注、指名というものは行ってまいりたいと思っております。

○6番（佐田 元議員）

今、表現がちょっと悪かったということで、大変失礼いたしました。指名競争入札に参加させないというような表現でいきたいと思えます。いろいろ話を聞いてみますと、今まで指名があったり公共工事があったのが、令和6年の4月1日から途端に指名が来ないというようなことなのですが、これは何か4月1日から指名しなかった根拠等があるわけですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども申しましたように、指名については、特段、特定の業者を外した、指名から外したとかという認識はございません。指名については、工種、資格等々を勘案して、指名委員会を開催して指名決定している、推薦している状況でございます。

○6番（佐田 元議員）

外したということはないという答弁ですが、この5社、4月1日から全然指名がされないということなのですが、この件に関して指名委員会などを持ったことがありますか、この業者に関して、4月1日から指名がもうないということなのですが、これに関して、この5社に対しての指名委員会等で話等がされたことはありますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

指名委員会の内容については公表しないこととされておりますが、指名を行うに当たっては、実績、工種、資格、また、先ほど申しました県における建設工事格付等を勘案して指名を行っているところでございます。

○6番（佐田 元議員）

公表できないということですので、あえて聞きませんが、今の指名委員は誰、メンバーはどういう方ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

伊仙町請負工事入札者指名選考委員会設置規程に基づき、総務課長、建設課長、未来創生課長、経済課長、耕地課長及びその主管課長という形で規定されております。

○6番（佐田 元議員）

そのトップと申しますか、委員長は誰ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

本来であれば、委員長は副町長とするとなっておりますが、現在、本町では副町長が不在のため、副町長が欠けた場合は、課設置条例に定める課の順序による職員ということで、総務課長がその職を取っているということでもあります。

○6番（佐田 元議員）

総務課長が副町長不在ということでやっているということのようですが、この指名入札制度の中に、条例等を見たら、町に損害を与えたり不適切な発言をされたとかもろもろな条件があるようですが、この5社でそういう不当請求とかそういうのはなかったですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほど来、5社というふうに議員おっしゃいますが、私どものほうにはその住民監査請求の内容等が届いていない状況でございます。その5社を特定するすべがないわけなんですけれども、私が現在、指名委員長としての職を取ってからは、どの業者からもそういった不当なこととはございません。

○6番（佐田 元議員）

住民監査請求の内容は見えていないということで、5社に特定というのはという話ですが、皆さん、こういう新聞記事、見られておりますよね。テレビニュースで聞いておりますよね。これを、ここに新聞記事、皆さん、見ていると思いますので、書かれているのは、伊仙町が発注する公共工事の指名競争入札に参加させないのは、大久保明町長による違法行為であるというふうに書かれておりますが、これは皆さんは、指名委員長、そして大久保町長、これを違法行為とかそういうふうに書かれていますが、これをどういうふうに捉えていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども申しましたように、指名を外しているとかという認識は私どものほうではございません。また、昨日も住民監査請求につきましては答弁いたしましたが、報道等では確かに承知はしておりますが、詳細な内容等については、こちらのほうにそういった請求の内容が届いているわけではございません。

また、住民監査請求については、監査委員の判断に委ねられるべき事項だと認識しております。そのため、現時点では監査委員の判断を待つ必要があると考えております。

○6番（佐田 元議員）

住民監査請求が届いていないということのようですが、弁護士のほうから恐らく送られていると思います。これを見えていないというのはちょっとおかしいんじゃないかなという思いがいたします。こういうふうにして新聞報道等、テレビ等によって報道もされておりますので、新聞等はうわさとか、また、そういうあれでは報道したり発表したりはしないんじゃないかなという思いがします。記者会見も開いているようですので。この5社に限って、住民監査、これは見ていなければ見てい

ないで結構です。

しかし、町長に伺います。町長は昨日も美島議員やら牧本議員のほうから質問がありましたが、町長はこの業者に対していろいろなことを言われたり、庁舎内で言われたり話したりしているようですが、これは事実ですか。

○選挙管理委員会書記長（稲田 良和君）

先ほど、弁護士から通知が届いているという質問でありましたが、代表の弁護士から通知が来ているのは、監査のほうに通知が来ております。内容的には守秘義務というのがありますので、町長にも見せておりませんし、他の議長に対しても通知はしていますが、中身については監査のみが知れることとなっております。

○6番（佐田 元議員）

守秘義務違反、それは分かります。先ほど、通知が届いていないという答弁であったのでこういう質問をしたわけですが、話はまた戻りますが、町長は昨日の答弁の中で、これは、次期、次回の来年度の選挙に関していろいろこの5社の皆さんと話をされ、また、いろいろ家族の方とも話をされているようですが、これはこの指名競争入札に参加できなかった、これと何も関係ないですか。

○町長（大久保 明君）

今、いろんな家族の方とかいろんな発言がありましたけれども、どう考えてもそういう方々といろいろ話をしたという記憶はないです。何人か町長室に来たことはあります。それは一方的な話をしていましたけれども、それだけのことです。

○6番（佐田 元議員）

記憶にないということのようですので、これはまた後々、次回の議会でも質問等していきたいと思いますが、この5社、記者会見されて住民監査請求書を出されているようですが、これが訴訟問題とかこういう方向にもし行った場合、指名委員長として、また、町長として、この訴訟問題等が出た場合に責任は誰が取るんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども申しましたように、住民監査請求については監査委員の判断に委ねられる事項だと考えております。また、その先については現在のところ検討はしておりませんが、その時々で対応はしていくべきだとは考えております。

○6番（佐田 元議員）

町長はどう考えていますか。もし訴訟等が行われた場合の責任は、指名委員長が責任を取るべきなのか、町長が責任を取るべきなのか、どうお考えですか。

○町長（大久保 明君）

もしこうあったらこうだろうとか、もしということに関しては、私は答えることはできません。

○6番（佐田 元議員）

その時点にならないと分からないということのようですが、はっきり言いまして私は責任逃れじ

やないかなという思いであります。

この5社、はっきり言って公共施設の入札に参加できないとなれば死活問題です、この会社の。そして、家族、そして、その会社の従業員、それこそ大変な死活問題です。これをただ一時の感情でこのようなことをやるということ自体がはっきり言うておかしいんじゃないかなという思いがします。特に、町長が昨日、美島議員の質問の中でいろいろ答弁しておりますが、まず、協力、理解、信頼、そして、町のために真剣に考える業者とか、いろいろもろもろの話をされましたが、私はこれをひもを解きますと、おのおのの協力、今まで数十年間、町長が5期、6期やってこられたのも、この業者の皆さんの支えがあり、協力があつたおかげで今の久保町長があるんじゃないかなという思いがします。

思い出してください。4年前、市長の鉢巻きをして、その方々と「お願いします」という握手もされたと思います。そういう方をただ感情で、自分の思うとおりにいかない、これで指名から外す、入札参加させない、こういうことではまず伊仙町の発展はないと思います。いいですか。協力、信頼、信頼されるのもするのもお互いのやっばり理解がなければできないと思います。これは、昨日の答弁、はっきり言いまして、町長のエゴと申しますか、町長の思いで、考えであつて、恐らく町長も協力を求めたり、また、向こうのほうからも協力を求められたりされてきたと思います。だから、そういうことをもう少し冷静に物事を考えていただいて、また謙虚な気持ちでこれから残された月日を頑張っていたいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、佐田 元議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時12分

---

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、井上和代議員の一般質問を許します。

○1番（井上 和代議員）

議席番号1番、井上和代でございます。ただいま議長より令和6年第4回定例会で一般質問の許可が下りましたので、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

1、生誕120年となる泉 芳朗氏について。

- ①町として名誉町民である泉 芳朗氏をどのように認識しているのかを問います。
- ②生家跡地の取扱いは、現在どのようになっているのかを問います。
- ③平和教育として取組をどのようになされているのかを問います。

④令和7年には生誕120年になるが、生誕の地伊仙町では祝賀会等の予定はなされていないのかを問います。

質問2番、障がい者雇用について。

①例年実施されている職員採用試験に、障がい者雇用の募集はなされているのかを問います。

②町として、障がい者雇用に対して環境づくりはどのようになされているのかを問います。

③障がい者雇用に関し、その対象となる方々へ配慮された条例や規則等などが定められているのかを問います。

④これからの多様性を踏まえた課長・補佐・係長級向けの研修会等が行われているのかを問います。

⑤全職員に対して環境づくりやフォロー体制がなされているのかを問います。

大きな問いで、3番、防犯対策について。

①現在、町内において設置されている防犯カメラの設置台数は何台か。また、十分に足りているのかを問います。

②街路灯の設置数は十分なのかを問います。

③町が所有する公用車にはドライブレコーダーが搭載されているのかを問います。

④公用車への町章や町名記載は可能なのかを問います。

以上ですけれども、ちょっと多くなりましたが、次からは自席で行いますので、よろしく願いいたします。

#### ○教育長（幸田 順一郎君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

泉 芳朗氏は、米国民政府の統治下にあった奄美群島の日本復帰を目指して、奄美大島日本復帰協議会議長として、復帰運動で署名活動や断食祈願などを通じて本土復帰を訴えました。1953年12月25日に、泉 芳朗議長を中心とした復帰運動が実を結び、奄美群島の日本復帰が実現しました。また、泉 芳朗氏は詩人として多くの詩集を刊行するなど、詩人としても多大な功績を残しております。

奄美の文化振興にも尽力されております。平成9年に、泉 芳朗氏の偉業をたたえるための泉 芳朗頌徳記念像が完成、その除幕式のときに名誉町民の称号が贈られております。

泉 芳朗氏が残された多大な功績を風化させることなく語り伝えることは、伊仙町にとってとても大切なことだと認識しております。これから将来を担う児童・生徒に、過去の歴史や先人の生き方を学ぶことによって、先人の思いを受け継ぎ、現在から未来につなぎ、これからの伊仙町がどのようにあればよいかを考える機会になると考えているところでございます。以上です。

#### ○町長（大久保 明君）

2番目の生家跡地の取扱いにつきましてどのようになっているかという質問でございますけれども、当初は生家跡地という案でしたけれども、アクセス道路の問題等で義名山にある、広々とした

ところに、今、芳朗先生の銅像が立っております。この銅像ができて10年目のときに、また、当時は弟さんがまだ生存でありました。面縄の方々も、ぜひ跡地に移してほしいという要望がございました。その後、いろんな関係の方と話をしながら、あの銅像は体と下の台は別に分離して運ぶことができるということでしたので、泉 芳朗先生の実家のある方には、あそこに移してもいいということは許可を得ておりますし、近くの方々もそう思っております。それで、今後、順番としては、面縄小学校の東側から上のほうまで道を造っていくということも含めて、今、前向きに検討していきたいと思っております。

先ほど、泉 芳朗先生の残した、行動したことは、奄美のガンジーと言われるぐらい復帰運動、人の命を奪うことなく本土復帰を成し遂げたということは世界でも高く評価されております。そういう意味において、この伊仙町の名誉町民として、これからはしっかりと銅像に関しても早急に対応していく必要があると思えます。

残念なことに、義名山体育館で全郡のバレーボール大会が、成人のバレーボール大会があったときに、奄美市と龍郷町が決勝で戦いまして、「すぐ下に泉 芳朗先生の銅像があるよ」と言ったら、一人も知らなかったです。全員が奄美市の出身だと思っていましたので。ですから、奄美市で活躍したということですが、ふるさとは泉先生が若い頃から教員をしながら育った地域でありますので、奄美市とも理解を得ながら、銅像を本出生地にということは重要ではないかというふうに考えております。以上です。

#### ○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。教育長のほうから、泉 芳朗氏のほうの功績等もお話を頂きました。そして、町長のほうからも、こういった泉 芳朗氏の業績をたたえながら、その銅像の扱いであるとか生家のほうのお話も少し頂きましたけれども、総務課の課長さん、お伺いいたします。まず、この泉 芳朗氏のほうの生家であるとか、今おっしゃっていただいた銅像、その辺のことをどの課が担当されているのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

銅像についてはきゅらまち観光課の所管になると考えております。また、生家跡地については、あそこは私有地でもあることから、所管というよりは、今後どういった扱いをするかも含めて、また検討が必要かと考えております。

#### ○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。今、私有地というお話がありました。公民館云々かんぬんもちょっとお伺いしたときに、私有地であれば町のほうが手を出せないというようなお話があったことを覚えておりますが、私有地であるのであれば、草がぼうぼうであることも致し方ないのかなと思いますけれども、こちら、今、私有地になっているところを町のほうで譲渡なり買い上げるなりという計画等がありますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在、私有地のところを町のほうで譲渡もしくは買い上げというところがございますが、現在のところはそういった計画はございません。また、譲渡、買い上げ、いずれにしる登記関係が出てくるかと思えます。相続関係も含めると膨大な事務量になってくるかと思えますので、そののころも考慮しながら、また今後検討が必要かとは考えております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。教育長にお伺いします。今、私有地ということですがけれども、今お話しされたように、泉 芳朗氏の功績をたたえているということであれば、また、この伊仙町の名誉町民ということであれば、私有地ということではそのままの状態が草がぼうぼうであるというような状態が続くわけですがけれども、こういった形をよしとするのか。もしくは、そちらのほう、私有地を町有にするとかいうような形で、こちらのほうを泉 芳朗氏の生誕の地であるというような形で持っていきたいのか。そして、それをまた子どもたちに、面縄のこの地区にこういった方がいらっしゃるということを知らしめていくのか。ここはすごく、どちらの所有かによって違ってくる、扱いが違ってくるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（幸田 順一郎君）

ありがとうございます。ただいま井上議員さんからありました泉 芳朗氏の生家というか住宅につきまして、現在の状況と私個人としては詳しく把握できて、残念ながらできていないところがありますけど、このまま荒らすというのは非常に忍びないなという個人的な意見はあります。そしてまた、泉 芳朗氏のこれまでの功績であつたりそういったところを考えると、子どもたちにきちんとした形で語り継いでいくといったところが非常に大切じゃないのかなと思っております。そういうことで、その取扱い等については、今後、十分に検討する余地があるのではないかと考えているところです。また、そういういい形で残していけたらすばらしいことではないのかなと、個人的には思うところでございます。以上です。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。こちらのほうの生家、これから前向きに管理ができるような状態にしていきたいなというふうに思います。

私は2年ぐらい前ですか、ちょうど里帰りをされた方が「泉 芳朗氏の土地が、生家のほうが、生家が草ぼうぼうになっているよ」と、「これ、町として何でこういうことになっているの」というような指摘をされまして、それを社会教育課だかどこかにお話をしまして、そうしたら、町のものではないのでということで、扱いが違うというようなことだったと思うんです。そちらの生家のほうの隣に親戚の方が「もう自分がよく草を刈るよ」とか、あと「クリーン作戦等で草を刈るよ」というようなお話があつて、これ、どっちつかずのような形の管理状態になっているのはいかがなものかと。

泉 芳朗氏のこういった業績のほうを皆さんも、先ほどの教育長のお話であったり町長のお話であったりとかする中で、じゃあ、そちらのほうの扱いはということになるかと思しますので、こちらのほうはしっかりとこれからの方針として、いつもきれいな状態でというか、恥ずかしくないような状態にしていきたいなというふうに思うところです。一番、そちらのほうの町の所有になりまして、そして、公園とか、おうちの形はこうだったよというようなことになっていただければいいのかなというふうには思いますけれども、そちらのほう、前向きに考えていただけますでしょうか。

それで、すぐにということにはならないかと思うんですけども、すぐにしていきたいのが、そちらの入り口のほうにある入り口の石垣の道、そちらのほうの整備のほうをもう至急にというか、していただきたいなというところなんですけれども、一度、議会でもそちらのほう見学をさせていただきました。両サイド石垣がありまして、物すごく風流というか、形がきれいな道になっております。この石垣の状態を保ちつつ、そして、そちらのほうの生家であるそちらのほうの雰囲気もまたありつつのその道のほうの整備のほうをお願いしたいと思うんですけども、これはまたどちらの課でされるのでしょうか。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

石垣の整備は、また、道路の整備は、石垣であるのか、道であるのかによってまた予算措置する担当課というのはもちろん変わってくることもあることもあろうかとございます。それと、令和元年度に泉 芳朗先生没後60年を迎えるというところで、遺族関係者並びに面縄集落の有志の方々ということで、記念事業実行委員会を発足したというところも会議録で残ってございます。そのときに、生家跡地の整備であるとか石垣、あと植栽とかというところも計画されていたようではございますが、恐らくその後手つかずの状態なのかと想像しております。また今後、そういった面縄集落の方々等のご意見等も伺いながら、今後検討してまいりたいと思います。

**○1番（井上 和代議員）**

ありがとうございます。そちらのほうの組織であるとか、そういったことでお話に今なっていたかと思うんですけども、皆さん、譲り合いがすごくあるので、こちらのほうの課ではありませんよとか、こちらの課でもありませんよとかいう形で、いつになったら誰がどのようにしてくれるのかよく分かりませんが、きゅらまち観光課の課長さん、いかがでしょうか。こちらのほう、観光状態のものにもなるかと思いますが、そちらのほうでも何かこういったものというものがありましたらお話しいただければと思います。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

議員の質問にお答えいたします。

現在、生家跡地だけではなく、上面縄集落全体のあそこ自体が石垣等すばらしい、また、神社へつながる神道等ありますので、奄美トレイルの一部として、あそこをコースの一部としてきゅらま

ち観光課としても案内してはいるところですが。また、あそこを歩くことによってまた歴史に触れたり、あと、そこから義名山等に行って自然に触れたりといったコースとなります。

○1番（井上 和代議員）

ということは、きゅらまち観光課の担当でもあるということですよ。という考えでよろしいでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

トレイルコース自体が町内30km、東から西へ、西部のほうへつながるコースとなります。全部のコースをきゅらまち観光課のほうで整備ということはちょっと難しいところがありますので、日頃総務課長等がおっしゃっているように、自助・公助・共助という形で、各集落ごとにそれぞれ史跡、景勝地、観光スポットとなり得るところはありますので、そこら辺も集落の方々とまた整備等も一緒に進めていければと思います。

○1番（井上 和代議員）

広くなくていいんです。トレイルのその道全部とは言いません。今お話ししました生家のほう、入り口が2か所からあったような気がするんですけども、そちらのほう、そして、これ、泉 芳朗氏の生家の話で、先ほどのお話のように平和教育云々というものもあると思いますので、社会教育のほうでもいかがかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

ご質問にお答えいたします。

ただいま平和教育とありましたが、教育委員会のほうで、小学校、中学校、地元の語り部さん、当時のお話を知っている方の授業を教育委員会のほうで2年間、今年2年目で進めているところがございます。

○1番（井上 和代議員）

今、語り部さんのお話ではなくて、道の整備のお話でございます。それで、総務課長さん、いろんな範囲で、今、泉 芳朗氏の生家のほうの問題、いろいろあるかと思うんです。こちらをやってくださいってこちらのほうで言いましても、うちではないんじゃないかな、うちではちょっとつてというような大きなお話までは持っていけないと思いますので、一任してそちらのほうにお預けしてもよろしいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども申しましたように、その生家跡地が私有地であること、また、そこにつながるアクセス道路についても、地籍調査事業が入っているかどうかというところはまだ今ちょっと確認できていないんですけども、地籍調査が入っていない場合には、道路整備するにも境界確定というところも出てくるかと思えます。そういった面も含めて、また、面縄集落民のご意向というところも伺い

ながら、早急に対応できるものに関しては早急に対応、もしくは、ちょっと時間を要するものに関して、また、予算を伴うものに関しては、予算措置を検討していきながらというところで考えてまいりたいと思います。

○1番（井上 和代議員）

話が大きくなったり小さくなったりしているんですけども、今お話をさせていただいているのは、確かに生家のお話もあるんですけども、その生家の入り口のところの話になります。石垣があるんです。右側のほうから入ってくる石垣、左側から入ってくる石垣、分かりますよね、そちらのほうのお話です。まずはということです。そちらのほうをもう一回そちらのほうで検討をされて、きゅらまち観光課のほうでされるのか、社会教育のほうでされるのか、その辺をそちらのほうで考えていただいて、早急にこちらのほう、今、先ほど教育長がお話をいただいたように、すごい人なんです、泉 芳朗さん。そして、私たち伊仙町の名誉町民という形でしていますが、今までの対応があまりよろしくないの、これからはちょっとやってくださいよというようなことで、今回、こちらのほうで一般質問をさせていただきました。もう一度、どうしても1つの課でというようなことでは負担が大きいかと思いますので、課がまたがるような形でも対応をしていただければなというふうに思いますので、前向きに検討のほうをお願いします。

敷地の整備・管理ということですけども、こちらのほうも所有云々というものもあるかと思うんですが、そちらのほうもどうにかならないのかなというふうに思ったりもするんです。どうしてもご近所さん任せというようなことではやっぱりいけないのかなというふうに思いますので、この辺は教育委員会のほうでそちらのほう、月に1回であるとかいうような形で整備というか、整理をしていただきたいなというふうに思いますが、こちらのほうは可能でしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

泉 芳朗先生の敷地の除草作業というところだと思うんですが、以前、役場の先輩の職員の方がクリーン作戦時に個人的な取組といたしますか、そこに併せて生家の草刈りをされていたというところは記憶をしております。こういったところで、私有地ではあるんですが、例えばクリーン作戦のときに、そこを少し例えば隔月に1回であるとか、そういったところでの対応であれば集落の協力が必要だと思うんですが、そういったところでの対応はできるのかなというふうには思っています。ただ、教育委員会のほうから直接そちらに出向いて除草作業を定期的にするというところは、今のところはまだ検討等は行っていない状況であります。

○総務課長（寶永 英樹君）

石垣の整備等々というところで一つ、情報提供というか、お答えいたします。

平成28年度に、「泉 芳朗生誕の地へ」というところで、上面縄集落からがんばる集落支援事業を活用しての看板設置事業等も行っております。また、このがんばる集落支援事業を活用して、石垣の整備であるとかというふうなところも集落としてご検討いただければと考えます。

○1番（井上 和代議員）

そうしましたら、集落との話合いで、そちらのほうは私有地なので、集落のほうで管理をお願いしますであるとか、ここまでは町のほうが面倒を見ますよとか、そういったことをはっきりさせていかないと、どうしても伊仙町の管理だろうというようなこととお話をして、伊仙町は何をしているんだと、泉 芳朗氏の家だよと、それなのにこの状態をそのまま置いているのは、伊仙町は何をしているんだというようなことになっているわけです。ですよね。そういったことがおかしいので、これからどうなされるのか、これからどうできるのかということなんです。その辺を早急にそちらの集落のほうと町のほうとお話をいただいて進めていただければなというふうに思います。今、私のほうでこのようなお話をしても解決はしませんので、そちらのほうで動いていただきたいというふうに思います。

そうしましたら、3番のほうです。平和教育としての取組をどのようになされているのかをお話しいただければと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

3番目の平和教育としての取組をどのようになされているのかを問うについてお答えをいたします。

先ほど社会教育課長のほうからも説明が少しありましたが、昨年、奄美群島日本復帰記念70周年を迎えたことから、町内の小・中学校におきまして、復帰運動の当時の様子であったり、また、生活がどうであったか、泉 芳朗氏の話を変えながら、語り部の方々を講師として学校のほうで講話が実施をされております。また、日本復帰70周年記念事業に併せまして、実行委員会のほうで郷土教育用の教材としてDVDが制作されておりますので、このDVDにつきましては、前年度、各学校に郷土教育用の教材として周知・配布を行っております。語り部の活動であったり、また、これらの教材を活用しまして、今後も学校のほうには郷土教育を通じた平和教育に取り組んでいければと考えております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。語り部のほうの活動のほう、面縄地区の先生のOBであります福清千美子先生がよくやられているのをよく耳にするとところです。今は元気です。とっても元気です。でも、こういった方がいつまでもそういったお話を頂けるかということをお考え、今、DVDであるとかそういったことで残していただけるということをお大変ありがたく思うところです。

こういったところで、今、平和教育のほうに活用するそういった教材があるということですが、これをどういう形で、復帰をした日であるとか、生誕の日であるとか、何かそういった日を設けて、これを使った形での平和教育というか、そういったもの、犬田布岬の戦艦大和の慰霊塔の話であるとか、そういったものを踏まえた形でいつ頃にとか、そういうふうな形で日にちを定めて平和教育をなされているかどうか教えていただけますでしょうか。

### ○教委総務課長（町本 勝也君）

この平和教育に関しましては、各学校、年間の授業計画がございますので、各学校でスケジュールを組み立てて実施がされている状況でありますので、日を統一して実施をしているという状況では、今のところはそういった状況ではございません。

### ○1番（井上 和代議員）

日を改めていないということなんですが、こういったところを利用していただきたいんです。復帰の日が12月25日、この日はお休みになっているかと思うんですけども、何かしらそういったことを連想させるような、泉 芳朗氏を連想させるようなそういったことも踏まえていくと、また私たちの先輩であるそういった泉氏がというようなお話も子どもたちのほうに伝わって、自分たちに近いということが分かってくるのかなというふうに思います。

それで、去年、70周年のほうにしたときに、署名活動の名簿を展示してありますというようなことで、私も民俗資料館のほうに行きました。そうしましたら、何冊かぽんぽんぽんと置いて、そちらに名簿がありました。それは、原本のほうは奄美市にあるのかなと思うんですけども、そちらの写しのほうをこちらに持ってきてあったと思います。それで、伊仙町はその名簿を4冊ぐらいかな、5、6冊ぐらい、とんとんと置いてありました。徳之島町はそれを1つずつ、1枚ずつつなげて1面にしてありました。これが、こちらのほうでいきますと、14歳以上の、その当時ですよ、14歳以上で99.8%の方がサインをしているというようなことで、物すごいことなんです、この話が。

それで、ポスター等にありました野島光啓氏のお名前を私は目にして、自分の知っているお名前、野島君の、野島課長のひいじいさんですか、そちらのほうのお名前を見たときに、とても胸が熱くなるがありました。自分の知っている方もこういうことに携わっているんだなということで、私、民俗資料館のほうに行きました。そうしたら、探してもなくて、目の前にそういったものが無造作にと言ったらおかしいかもしれませんが、ぽんぽんぽんと置いてあって、そこからずっと探しまして、自分の知っている人の名前を探して、復帰のものっていうのは本当にどこそこの話ではなくて自分たちのことなんだなと、この年で、もう60も過ぎましたけれども、この年で感じるんです。ということは、私たちよりも下の世代というのはもっと感じないんだなというふうに思いました。そのことを私たちが今のこの世代で伝えていかないと、この下の世代はもっと感じないのかなというふうに思いますので、こちらのほうのこの署名したこの名簿のほう、もう一回見ていただいて、自分の知っている人のお名前も多々あると思います。私も何人かをお名前を探してちょっと胸が熱くなる部分が、その当時に20歳とか19とか、もういらっしやらない方ですけども、お名前がありまして、ぜひ、こちらのほうを一度見に行かれてみてはというふうに思います。

そうしましたら、こちらのほう、また日を改めてというか、戦争を知らない世代のほうの平和教育のほう、自分たちの身近ということ踏まえながら活動をお願いしたいと思います。

4番、令和7年には生誕120年となるが、生誕の地伊仙町では祝賀会等の予定はなされていないのかということをお聞きしたいと思っております。

### ○町長（大久保 明君）

先ほどの補足になりますけれども、今、クラウドファンディングという話が犬田布岬であったわけですね。約5,000万近く集まりました。犬田布岬の慰霊塔にしても、それから芳朗先生の件にしても、今、平和教育という話が出たんですけれども、犬田布岬のことをそれこそ石破総理の秘書とお話したとき、あれは文化財として価値があると思うと。ですから、犬田布岬はいろいろなクラウドファンディングとかそういう形では取りあえずやったほうがいいんじゃないかということでしたから、芳朗先生のことも、この銅像のことも、犬田布岬と共通した状況になるわけですから、これを文化財とできないかという申請は今からでもやっていったほうがいいのではないかと考え、今考えたんですけれども、そういうふうな形で寄附を募るというクラウドファンディングということを全国に発信していくことで、ある程度の予算はつくのではないかと思いますので、道路の改修も含めて、町がやるべきところと、それから平和教育を含めて、多くの方々が自然遺産のところへ来るとき、犬田布岬から面縄、ここは本郷かまとさん、泉重千代さんの銅像もあるとかいうふうなラインでつながっていくことが可能ではないかと思いますので、総合的な形でこれは多くの課が参加することになると思いますけれども、そういった大胆なことをこれから、宮内庁と我々も今回しっかりとストーリーをつくってやっていくということは重要ではないかと思います。

それから、防衛省とかああいうところに行ったら、犬田布岬の慰霊塔の改修は、これはなかなか難しいんですけれども、宮内庁とかああいうところで非常に可能性があるのではないかと思いますので、そのことも委員会をつくって、多くの課が一体となってやっていくということと同時にやるということも一つの案ではないかと思いますので、課長会の中でまたもんでいきたいと考えております。

### ○総務課長（寶永 英樹君）

④の生誕120年となるが、祝賀会等の予定はされているのかというところでお答えいたします。

現時点でその祝賀会等がというところの特段予定はしてはございませんが、先ほども申しましたように、遺族関係者、また、面縄集落の集落民のご意向も伺いながら、今後検討していきたいと考えております。

### ○1番（井上 和代議員）

1959年、亡くなられております。1905年生まれです。それで120歳、120年ということなんですけれども、54歳で亡くなられております。その間に復帰運動のほうを1953年、48歳で行われているということになります。物すごいバイタリティーのあった方なんだろうなと思いましたら、やはり病気をされながらいろんな活動をし、そして、伊仙小学校の校長もしております。面縄小学校にも来ております。神之嶺小学校にも来ておりますという形で、この伊仙という土地にも本当に身を置いた方だと思うんです。そういったところをやはり私たちが敬う気持ちを持って扱うのであれば、いろんな形で行事なり、展示なり、そういったことを考えていただきたいと思いますが、教育長にお伺いをいたします。今、この伊仙町のほうで泉 芳朗氏を感じられるところ、感じるもの、

そういったものをどのような形で見ていますでしょうか。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

泉 芳朗氏を感じるどころと申しますと、今ある銅像であったり、そういったところに訪れるときに感じたりするというところでございます。それからまた、資料館であったりそういったところに目に触れる機会があるとか、そういったところには泉 芳朗氏を感じるどころではないのかなと思っております。

それから、今、議員さんからありました泉 芳朗氏の勤務されていた学校であったりとかそういったところもありますが、私も泉 芳朗氏の詩人としても有名であるということをお先ほど申し上げましたが、町内の小・中学校の校歌の歌詞を作詞しております。面縄小・中学校であったり、伊仙小・中学校、犬田布中学校、そういったところが校歌。ですから、子どもたちのその校歌は機会あるごとに歌うわけですので、そういったところで、この校歌をつくった方とか、そういったところで子どもたちに意識させるのも感じるどころではないのかなと思っております。

ちなみに、町外でも、奄美小であったり、名瀬小、古仁屋高校、徳之島高校、そういったところ校歌も作詞されているようでございます。以上です。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。ああ、そうだったなというふうに思いながらお話を聞くところです。私がここで言いたいのは、奄美市の人は、この泉 芳朗氏、奄美の人だと思っています。それぐらい逆に伊仙町のほうで「伊仙町の人だよ」というふうに子どもたちが思っていることがかなり薄いということだと思うんです。この辺が問題ではないのかなというところなんですが、歴史民俗博物館のほうに行きましても、特化したところがないんです。そちらのほうの泉氏に対しての展示であるとか、そういった説明であるとか、そういったものがございませんので、そういった形で行ったらすぐに「あ、泉 芳朗氏」というような形の特化したものがあれば、「何でここにこの人の名前があるのかな」というふうに思って、それからまたいろいろ調べたり考えたり知るといふことの流れができてくるかと思うんですけれども、そういったものがございません。

確かに銅像のほうを見れば、銅像の旗があつてということで、お名前はそちらのほうで伺えますけれども、そちらのほうのどういう形でというようなことが分かりかねますので、そういったことも踏まえた状態で展示であったりそういったもの、泉 芳朗氏を特化した展示であったり、歴史のほう、それに踏まえて戦争であったりというようなことを踏まえた形で行っていただければなというふうに思います。そして、私たち伊仙町民として、名誉町民ですので、そちらのほう、もう少し島口で言いましたら「アーガラチタボーレ」、こちらのほうの1番のほうの質問のほうは終わらせていただきたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時46分

---

再開 午後 1時59分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（井上 和代議員）

2番目のほうの障がい者雇用について、例年実施されている職員採用試験に障がい者雇用の募集はなされているのかを問うということで、お話しいただけますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

職員採用試験においては、令和元年度の採用試験より、採用試験実施時において、例年、障がい者雇用枠を設けて募集を実施しております。本年度の採用試験においても募集を行いました。応募がございませんでした。今後も引き続き、採用試験を行うに当たっては、試験委員会にて協議の上、障がい者枠での募集を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。例えば、現職員のほうが障害を負うことになったときにはどういう扱いになるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

不慮の事故等によりその方がもし障害を負うとなった場合には、障害の程度または障害者手帳を保有するかどうかにもよるんですけども、障害者法定雇用率の算定に当たる障がい者の枠には入るものと考えております。

○1番（井上 和代議員）

ということは、現職員のほうでも障がい者雇用という形になり得るということによろしいでしょうか。そうしましたら、これからの質問のほう、これを踏まえた形で考えていただきたいな、答えていただきたいなというふうに思います。

新しい庁舎になりましてエレベーターがついたりして、そういったところ、優しいところにはなっているかと思えますけれども、では、今、皆さんが働いている1階、2階、3階、そういったところで車椅子が使用できるのか、また、フォロー体制があるのか、職種があるのかというようなことを踏まえていただいて、2番目のほうの質問です。町として、障がい者雇用に対して環境づくりはどのようになされているのかをお話しいただけますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

環境づくりに関しては、新庁舎移転に伴い、バリアフリー化またはエレベーターの設置を行うこ

とにより、以前の環境に比べて改善は図られていると考えております。また、障がい者用トイレの設置を行うことで、ストーマをつけられている方のオストメイト対応も可能となっていることから、大幅に改善しているものと認識をしております。

今後においては、障がい者のみならず、庁舎内の誘導において分かりづらい部分もあるとのご指摘もございますので、分かりやすい庁舎案内等、館内誘導の手法等についても検討していきたいと考えております。

#### ○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。ものに対しての対応というか、そういったものにはその立場にならないと、ここがこうだねというようなことも分かりかねる部分はあるかと思えますけれども、それ以外に、例えば、私が考え得るところでいけば、障がいというか、障がいを抱える方に対しては、何が不自由であるとか何がちょっとというところというのは分かりかねる部分があって、多岐にわたるかとは思いますが、時間の対応とか、仕事の時間、そういったものが皆さんと同じような時間帯ができるのかとか、逆に、午前中のほうはいろいろあって午後のほうからとかみたいな時間の対応、それから仕事の量、そして個人に対応した形、そういったいろんな形の障がいを抱える方の個人に対しての対応としては、職種の選択というようなところもあるかと思うんですけれども、まずは、そういったものに対しての配慮とか、そういったものというのは今のところありますでしょうか。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

障がい者雇用を行うに当たって課題であったハード面については、先ほど申したとおり、新庁舎の移転に伴って大幅に改善しているとは感じておりますが、障がいを持たれている方の個々の特性の理解であったり、業務選定・配分をどのようにしていくかということが課題であるとは感じております。また、各地方公共団体において、障がい者雇用における課題等の調査の結果、障がい者の雇用を拡大していく中で生じた事務手続や適切な労務管理等をどのように行っていくかということが不安が大きいという意見も、アンケートの中では意見も多くあるようでございます。

本町においては、現在、通常の職員と同様の勤務体系を取っている現状ではございますが、幅広い障がい者雇用を生み出していく必要もあると感じております。そうした中で、その障がいの特性に応じた対応が必要であり、障がいによっては、午前中の活動もしくは午後の活動といった勤務時間の調整、先進自治体では取組が進んでおりますが、時差出勤、フレックスタイム制の導入など、個々に応じた勤務体制の構築、または、条例改正等も含めた制度の改正等、今後検討していかなければならない課題だとは感じております。

#### ○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。いろいろ考えていただいているなというふうに思うところです。先日、私のほうもこちらのほうの本を頂いて読むところでした。これは令和3年度のほうのものなんです

が、この次の部分も、令和6年度のほうも持ってはいるんですけれども、障がい者計画及び第6期障がい福祉計画並びに第2期障がい児福祉計画という小冊子というか、本ですけれども、この中に、1ページ目のところにあります「「障害」の「害」の表記について」、こちらのほうは漢字2文字で障害の「害」という表記をなされておりますが、その下のところに「伊仙町では、すべての人々が社会の中で不自由な生活や活動ができるような「ノーマライゼーション」の理念に基づき、お互いが支え合い、いきいきと暮らせるような社会の実現をめざし、「障害」の表記については、漢字の「障」と「害」です。「「障害」の表記については、「障がい」と表記しています。」。

「障」は漢字ですけれども、「がい」のほうは平仮名になっております。「「障害」の表記については、「障がい」と表記しています。ただし、国の法令や伊仙町以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名あるいは団体名等の固有名詞については変更していません。」と。どれだけ伊仙町は優しいんだよというような形で思うところです。本当にこの「障害」という2文字の漢字を見ると、とても嫌な思いをします。そういったところを伊仙町のほうでは考えていただいているなというふうに思います。

こういったところを踏まえていただいても、今お話をさせていただいたいろんな処置をしていただくのに、3番のほうに係るかと思えますけれども、障がい者雇用に関し、その対象となる方へ配慮された条例や規則等が定められているのかということです。今お話をさせていただいたそういったところが条例等としてなされているのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本町では、伊仙町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領というものを平成28年に制定し、本要領に基づき業務等を行うように取り組んでいるところではありますが、先ほど申しましたとおり、本町の勤務時間条例であるかということでは、そういったフレックスタイムとかということは現在対応してございませんので、先ほど申したとおり、条例改正等も必要になるかとは考えております。

#### ○1番（井上 和代議員）

いろんなところに、それは条例ですか、規則ですかというようなお話があるかと思しますので、先ほどおっしゃっていただいた時間であるとか、ハード面、ソフト面、両方に対しましていろんな形で条例等をなさせていただきたいなというふうに思います。そして、伊仙町のほうでは、独自の心ある形の条例であるべきで、そういった障がいを持たれた方に配慮された環境、そして、個人の特性を生かした形の職種であるとか、そういったものを踏まえた状態で、いろんな形のいろんな方とのお話合いの中でこういったものを形づくっていただきたいというふうに思います。先ほども言いましたが、現職員も成り得るといふこと、こういったことを踏まえていけば本当に大切なことだとは思いますので、そういったところも考えていただきたいなというふうに思います。

そして、4番にかかりたいと思えます。これからの多様性を踏まえた課長・補佐・係長以降の係

長級向けの研修等は行われているかというところをまたお伺いしていきたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

町独自の研修会というところでは現在実施はできておりませんが、階層別の研修において、自治研修センターが主催・実施する研修に参加することにより、昨日のハラスメント対策であったり、今回、今般の障がい者対策であったりというところの研修というものは、参加することにより、そういった意識づけというものはできているところではないかというふうに思っております。

今後、町独自の研修というところも、実施について前向きに考えていきたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

研修等というのは、鹿児島まで行ったりとかいうような形で大変な部分もあるかと思えますけれども、先日、ゲートキーパーのほうの研修・講習がありまして、そちらのほうを参加させていただきましたけれども、分かっているけども「あ、そうだよな」というようなこともあるかと思うんです。そういったところであれば、よくほーらい館等でもいろんな講話というか、そういった講演があるんですけども、自分の範囲のことではなくてもいろんな知識も得られると思いますので、そういった講演のほうも一つの研修というように形で受けていただいてもいいのかなというふうに思ったりもします。

この間、教育長も参加されましたけれども、日本人が一番、大人になって勉強する時間が一番少ないというのが日本人だというお話がありまして、大人になったら勉強しないよ、本を読まないよというお話がありましたけれども、いろんなことを得る部分がありますので、ほーらい館等で行われたりする講演、そういったものも研修の一環という形で受けていただきたいなというふうに思います。ぜひ、そちらのほうの参加のほうもお願いをしていきたいと思っております。

そうしましたら、5番のほうに入りますが、全職員に対して環境づくりやフォロー体制、ここで、フォロー体制がどういうふうな形になっているのか。研修等があつて、いろいろ研修しているよと、係長のときに研修しましたよというふうな方々ばかりだとは思いますが、どういうふうな形のフォロー体制がなされているのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

全職員に対しての環境づくりやフォロー体制については、年に一度、ストレスチェックを実施しており、その中で高ストレスと判断された職員については、産業医との面談を進めるよう努めているところでございます。また、町で設置しています衛生委員会においても、職場の環境づくりについて、産業医及び衛生管理者からもご助言等を頂き、その一つとして目安箱の設置をメール方式で行い、職員からの意見や悩み等を投函できる体制を構築したところでございます。また、各課長においても、所属の部下の心身の変化に注視するよう課長会等でも通達し、気軽に相談できる体制づくりに向けて取り組んでいるところでございます。

また、各階層における研修への参加というところで、先ほど申しましたが、今年度、新人係長研修に参加した職員の出張報告というところで一点ご報告させていただきます。メンタルヘルス予防とその対応というところで、報告、連絡、相談、いわゆる「報・連・相」から「雑・相」へというところで、部下との雑談は信頼関係を構築する一つ的手段であると。心理的安全性を高めることに有効であること、また、そのことで部下が上司へ相談するハードルが低くなるというところがございます。報告がございました。職場環境は相談しやすい空気づくりが必要だということで、新人係長研修に参加した職員の中からの出張報告のご紹介でした。以上です。

#### ○町長（大久保 明君）

まず、障がい者雇用に関しては、各自治体2%、3%という形で雇用しております。しかし、ほとんどが例えばペースメーカーとか人工骨頭で、正常の一般の人と同じような仕事ができるわけですが、障がい者雇用の場合、これ、重要なことは時間帯をどうするかということで、この前、担当と話をしたら、例えば1日3時間しか働けない、5時間働くとか、いろんな方々は職員1名に換算するわけです。そうした場合に、定員が健常な人は1人だったら2人でやっても本当に2人になるわけです。そうしたら、職員を増やさなければいけないという状況の中で、どこまでフルの時間働けない方々を雇用するかということもある程度決めていかなければならないという状況もあると思います。

それから、伊仙町は8年前に、障がいがある、これは平仮名の「障がい」です。障がいのあるなしにかかわらず、全ての町民が活躍するということが目標でした。その中でシンポジウムをしたわけです。そのとき、ブルー・スカイさんと芳村さんたちが来て、本当にこのように多くの障がい者を雇用している民間の組織も伊仙町に広がってきているということなどを考えれば、いろんな職員採用ではやっぱり限界があると思いますので、そういった形でいろんな施設を伊仙町は有していくという形でやっていけたらと思っております。

また、外国の例を見ますと、例えばイタリアとか北欧は、いろんなホテルの受付も全員が軽度の知的障がい者を雇用するとか、例えばイタリアでは精神科病棟というのを全部廃止したわけです。それほど働く場所があるということです。農業に関わったりとか、そういうことがあるし。それから、精神科病棟がなくなったということの意味は、どこでも終戦後からいろいろ統合失調症の方々は薬をかなり飲まされて、それから離脱することができなかったということが、今でもそういう状況があるわけですから。しかし、時代はそういう方々も社会参加していくという時代になっております。いろんなそういうことをしても、例えば、いろんなその方々が社会に出ているんな犯罪を犯すとか、そういうことはほんの一部であって、そういう人たちはほとんど分かるらしいです。そうではない方々をいかに社会参加させていくかということは重要であるし。ですから、障がい者雇用をすることによって人口を増やしていくということは非常に大事であると思うし、それから、雇用を生み出していくということで、ブルー・スカイさんがまた新たな人がまた参加しているし、芳村さんのところもやっているということで、伊仙町はそういう意味では障がい者雇用に関しては最前

線を行っていると思います。

行政の中でどういう形でやっていくかも、ある程度やっていくと。例えば、今、ダウン症の方々がいろんなケーキ屋とかああいうところで配膳をしたりとか、そういうことがどんどん広まってきている時代ですから、伊仙町は8年間に標榜したけれども、井上さんが今日まとめてこういうふう質問した結果を踏まえて、そういうふうに伊仙町は全ての町民が活躍するまちづくりということにさらに前進していけるんじゃないかと思っております。

#### ○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。心強いと思います。本当に、障がいを持たれた方、障がいを抱えた方たちのそういったところを本当に今から、障がいを抱えた方が働く機会と、そして意欲を持ってもらえるような環境づくり、ハード、そしてソフトのほうを環境づくりのほうにしていきたいなど、ソフト面、ハード面の環境づくりをお願いしたいと思います。

そして、それから、その中では、皆さんが声かけ、そういったものがいかにほどされているのかということをもたまた考えていただきたいというふうに思います。子どもたちがSOSの出し方というところで、自分が今アウトだよということを出すという方法を学ぶということがあります。ですけれども、なかなか私たちの世代というのはどっちかという頑張るほうだと思います。ですから、皆様方が、課長級の方々だと思いますけれども、一人ひとりを見て何かおかしいなということを見るという、そういった本人が気づかないうちにもう本人はアウトしているという場合もあると思います。そういったことも見逃さずに、皆さんのほうで、この環境づくりというのはいろんな形のものがあると思いますので、そういったところを踏まえた状態で、いい環境、いい仕事場、いい空気感というか、そういったものをつくっていただきたいなと思います。

先ほども言いました、いろんな条例等、規約等、そういったものの形づくり、そういったものを机上ではなく、皆さんのほうでいろんな形でお話し合いをしていただいて、もう一回、そちらのほう見直しをしていただきたいなというふうに思います。そして、それぞれが補うというような形で助け合いのほうをしていただきながら、皆さんのほうの職場のほう、そういったところも障がいがあるとかないとかそういうことではなくて、お互いが補うような体制を取りながら、職場というその空間の中でいい仕事のほうをされるような形を取っていただければなというふうに思います。そうしましたら、この辺でよろしいでしょうか。

そうしましたら、3番のほうに移らせていただきますが、こちらのほうはちょっとお願いすることが多々だと思いますので、よろしく申し上げます。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

3番の防犯対策について、①現在、町内において設置されている防犯カメラの設置数は何台か。十分に足りているのか問うというところでお答えいたします。

昨日も牧本議員の一般質問においてお答えいたしました。町内には18基の防犯カメラを設置しております。設置場所については、徳之島警察署との協議の結果を踏まえ、主要道路や交差点に設

置をしております。18基で町内全域をカバーできているとは考えておりませんが、今後、防犯カメラ設置に対する補助事業等を検討しながら、増設についても考えていきたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

昨日、そちらのほうはお伺いしたところでございます。そして、こちらのほうは、皆さんもご存じのとおりと思いますけれども、防犯カメラのほう、どれだけ役に立つかなど。よくテレビでも事故があったりとか、何か盗難とかがあったりというときも、やっぱり防犯カメラがこうであったというようなものが出てくるわけなんですけれども、何せ多分高いものだと思います。

それで、防犯カメラとかそういったものというのは、防犯の抑止力というんですか、させませんよのところにもすごく威力を発すると思うんですけれども、最近個人でよくつけていらっしゃる方もいらっしゃいます。大きいもの、小さいもの、いろいろあると思いますが、携帯で自分のおうちの玄関を見るというようなこともされている部分もあったりするかと思うんですけれども、どういうものがあるか、ちょっと私も分かりかねる部分があるんですけれども、補助事業ができないのかなど。例えば、大きな20万もするようなカメラを、大きなものをつけるというのであれば、一部ぐらい補助をして、そして、たくさんの人につけてもらうというようなことだってあり得るのかなというふうに思ったりするんです。町単独でつけるというよりは、そういった形をしていけば、たくさんの方の防犯カメラがついていくのかなというふうに思いますが、この辺はどうでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

個人の方が設置する防犯カメラに対する補助というところでございますが、現在、町のほうでそういった補助事業等は現在はないところでございます。今後、そういった個人の方の設置に対する補助事業等があるのであれば、そういったところも活用してまいりたいと思います。

また、こちらもちょうと調べてみないと詳しくは分からないんですが、設置に対してセキュリティー会社等の補助等もあるような話も伺ったこともあります。またそういったところもあれば、町民に広く紹介していきたいとは考えております。

○1番（井上 和代議員）

いろんなところについていけば、いろんな目があるなと思ったら、犯罪等も防げるかなというふうに思いますので、そういったところも調べていただいて、補助ができる部分、そして、手助けができる部分を考えていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、2番目のほうになります。そちらのほう、いかがでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

街路灯の設置数は十分なのかという問いにお答えいたします。

街路灯の設置に関しては、県道沿いも含め、設置されていない箇所も多くあるとは認識しております。現在、がんばる集落支援事業を活用し、集落内への街灯設置を行っている集落も多くあります。ぜひ、こういった事業を活用して、集落内への街灯の設置を各集落においても検討していただ

ければというふうに考えております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。街路灯のほう、私はこの場で、この場というか、質問等でたくさんしてきました。1本も増えておりません。やっぱり明るいと防犯の部分にもつながると思うところで、こういったところを商工会なりにもお話をし、そして、がんばる集落でもお願いしますというようなお話をするんですけれども、町長、今、伊仙町のこの県道沿い、街路灯、そういったもの十分だと思われませんか。

○町長（大久保 明君）

この島、離島というのは、外から飛行機・船でしか入れないということで、ある種、特殊な地域である中で、いろんな事故・犯罪が起こったときに犯人が分からないという例が過去何件かあったそうです。それはそういうふう聞いたんですけれども、車で引かれた方は非常にアルコール浸りで、集落でもあんまり大変なお荷物になっていた方が亡くなられたわけです。そうしたら、もう集落の人は、どの車が引いたかということは誰も言わないそうです。言わなかったということなどがあって、それを聞いたときに驚いたんですけれども。今回、痛ましい事故がありましたけれども、徳之島警察署も、かなり防犯カメラに関しましては伊仙町ももちろん少なかったわけなんですけれども、つけるべきだというふうな指導が間接的に来しました。

ですから、これから船・飛行機で夜間の事故があったら、犯人は逃げ出すことはほとんどできないわけです。自分でボートを持っていればできますけれども。そういった中で、しっかりとやっていかなければ、警察にも相談して、多分、県も離島における防犯カメラ等は全国的に少ないと思いますけれども、今回のいろんな事件等をいろいろ見た場合に、やっぱり絶対必要だという、皆さん、思っていると思いますので、今後、徳之島署とも連携を取りながら防犯カメラ。これ、いろんな盗難、バレイショの盗難とか、ああいうことにでもやっぱり必要だというふうに最近言われておりますので、今後、3町、徳之島警察署としっかりとそのことを前向きな議論をしていく時代になったというふうに我々も覚悟しなければいけないと思います。今までのような甘い考えであつたら、事故は、事件は起こり得るわけですから、そういうふうに3町で話し合いをして、徳之島署と連携を取っていくようにしていきたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。全般とした形でお答えを頂いたんですけれども、私としては街灯を100基つけますというようにお話を頂けるのかなというふうに思いながらお話を聞くところでしたけれども、今、がんばる集落のほう何件来ていますでしょうか、今年度。

○総務課長（寶永 英樹君）

今年度については、現在、5集落の申請があるところでございます。今年中に選考委員会を開く予定にしております。

○1番（井上 和代議員）

5集落ということは、30万の形の5集落で150万で、今年度は150万の予算。300万に戻してはいないわけですよね。余ってればその部分で街灯のほうつけていただけないかなというふうに思ったところですけども、街灯、必要じゃないですか。どう思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

街路灯の設置に関しては、先ほども申しましたとおり、県道を含め、設置されていない箇所が多いということは認識しております。その際、その中でがんばる集落支援事業を活用して、集落の県道沿いじゃない中のほうにも入った形での街路灯設置というところは、活用して設置をしている集落も多くございます。なので、ぜひ、このがんばる集落支援事業補助金を活用して、その集落での設置に努めていただければと思います。

○1番（井上 和代議員）

今、街灯のほうの設置の費用というのは、このがんばる集落ぐらいしかないわけですよね。今、5集落のがんばる集落がありますが、その中で街灯というものの集落はございますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

今年度の申請に関しては、街路灯設置、街灯設置というものは申請としては上がってきておりません。

○1番（井上 和代議員）

どん詰まりですよね。じゃあ、今年も街灯1個もつかないということですよね。そういうことになりますか、どこかの課が「うちが街灯つけるよ」という課はございませんでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問ではないんですが、県道の道路照明について以前から井上議員から要望があって、徳之島の地域土木事業連絡会とって、県に要望できる会の中で県のほうに要望してきたところではございますが、集落に助成している宝くじ助成金などを活用して設置してくださいという回答を受けているところでございます。

○1番（井上 和代議員）

明るい兆しが少し見えましたか。今、本当にハブも出るんです。うちの周り、うちの喜念のところなんですけれども、街灯もついているし、看板もついています。今年というか、この2か月ぐらいの間に2匹出ましたぐらい、本当にハブもいるんです。いろんな形で危ない部分ってありますので、本当に街灯をつけてください。何かそういったところの集落のほうで、その維持費というのはその集落のほうにお願いをするという形でも構わないと思うんです。それは集落のほうでも許可が得られると思うんですけども、そのもの自体をつけるというのに対して、集落自体も予算がなかったりする部分もあると思いますので、1基でも2基でも3基でも100基でも構いませんので、つけていただきたいなというふうに思います。私が今バッジをつけて3年目になりますが、4年目でもしかして終わるかもしれませんので、この4年の間に1基でもつけていただきたいなというふ

うに思いながらお話をするところです。

そうしましたら、次のほうの3番のほうに移らせていただきます。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在、町が所有する公用車、特に公道等を走る車両については、公用車84台中8台にドライブレコーダーが搭載されております。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。8台ですか。いいお話です。今度、本当に悲しい事件があった後に、うちの前のほうでも本当に毎日のように検問がありまして、その検問のときに言っている言葉が「ドライブレコーダーはついてますか」というお話でした。その中にいろんな情報があるのかなということで、そういったふうに検問等をしているんだろうなというふうに思います。こういったものも、先ほどからお話をしています防犯カメラ、それとともにそういったものがありますので、また予算等もあるかもしれませんが、公用車のほうにもつけられるのであれば、こういったものもつけていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、4番目のほうお願いできますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

現在所有している公用車には、町章や課名が記載されている公用車のほうが多くございますが、一部記載されていない、もしくは町章も入っていないというような車両も確かにございます。そういった車両につきましては、時と場合に応じた町章であるとか課名が入っていない場合が必要な場合もございます。マグネット式のマグネットシートタイプの貼付けという形でも今後は検討してまいりたいと思っております。

○1番（井上 和代議員）

課が名前が変わったりとかして、課の名前をつけるというのはなかなか難しいことなのかなと思いますが、伊仙町というだけでもつけていただきたいなというふうに思うんですが、この伊仙町という文字、ゴシック体というんですか、あの字の形じゃなきゃいけないとか何か規定がございますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

町名の書体については、特に規定しているものはございません。

○1番（井上 和代議員）

ということは、大きさであるとか、形であるとか、伊仙町というような形であれば大体いいということになるわけですね。きゅらまち観光課の課長さん、いかがですか、未来創生課の課長さん。ここで伊仙町という名前が車にいっぱいつくると、皆さんの目について、いろんなふるさと納税にも

つながっていくかと思うんですけども、こちらのほうを活用するような形のことも面白いかと思うんですが、いかがでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

町をPRするという意味では、あらゆる手段を講じなければいけないと考えておりますし、今の井上議員のご指摘も踏まえながら引き続き町のPRをしながら、ふるさと納税ですとかというところに力を入れていきたいなというふうに考えております。

○1番（井上 和代議員）

車が止まったら、その前に伊仙町であるとか、徳之島町、天城町という名前が見えると、「ここまで、天城町さん、何しに来ているんだろうな」とかいうふうに思ったりすることがあるわけですが、そういった形で目につくというところであれば、そういったところも使いながら、伊仙町という名前を皆さんのほうに知ってもらおうとか、目につくとか、そういったところを使うのにもいいのかなとふと思ったところです。そして、未来創生課のほうでふるさと納税のほうももっともって頑張っていて、いろんな形でPRをするというようなことも必要かと思っておりますので、こういったところも使っていただければいいのかなというふうに思います。

いつも私のほう長くなりますが、今日は少し少なめではあるのかなというふうに思いますが、これで私のほうの一般質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、井上和代議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前9時30分より全員協議会、10時より最終本会議を行いますので、議員の皆様は時間までに委員会室へご参集ください。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時43分

# 令和6年第4回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和6年12月13日



令和6年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

令和6年12月13日（金曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第62号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第63号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第64号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第65号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第66号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第67号 令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 陳情第7号 老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第8 請願第1号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第9 発議第3号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件



△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第62号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）

△ 日程第2 議案第63号 令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第3 議案第64号 令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第4 議案第65号 令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第5 議案第66号 令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第6 議案第67号 令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（前 徹志議員）

日程第1 議案第62号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）、日程第2 議案第63号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第3 議案第64号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第4 議案第65号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第5 議案第66号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第6 議案第67号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について、6件一括して議題とします。

提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第62号から議案第66号までは、令和6年度伊仙町一般会計、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計、令和6年度伊仙町介護保険特別会計、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。議案第67号は、令和6年度伊仙町上水道事業会計の規定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第62号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、議案第62号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額71億5,170万5,000円に、歳入歳出それぞれ2億3,737万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億8,908万円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。また、歳入の詳細については、8ページから11ページをご参照ください。

10款地方交付税、補正前の額35億1,904万7,000円に、奄振に関わる特別交付税の活用に伴い702万9,000円を増額し、補正後の額を35億2,607万6,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金、補正前の額3,585万6,000円に、2項1目民生費負担金の児童福祉費負担金において17万6,000円の減額、3目教育費負担金の幼稚園費負担金1万9,000円の増額等により、合計15万7,000円を減額し、補正後の額を3,569万9,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額11億5,532万9,000円に、4,259万6,000円を増額し、補正後の額を11億9,792万5,000円とするものであります。主な要因として、国庫負担金の災害復旧費国庫負担金において農林水産施設災害復旧費負担金4,190万9,000円の増額、国庫補助金の総務費国庫補助金においてマイナンバーカード交付事務費補助金63万9,000円の増額、特定地域づくり事業協同組合補助金27万3,000円の減額、重点支援地方創生臨時交付金14万円の増額、民生費国庫補助金において子ども・子育て支援交付金3万3,000円の増額、出産子育て応援交付金14万8,000円の増額によるものであります。

15款県支出金、補正前の額6億525万4,000円から3,335万4,000円を減額し、補正後の額を5億7,190万円とするものであります。主な要因として、県補助金の総務費県補助金において地方創生推進交付金移住企業就業タイプ367万5,000円の減額、民生費県補助金において高齢者地域支え合いグループポイント事業費補助金15万8,000円の増額、子ども医療費補助金131万5,000円の増額と合計142万2,000円の増額。農林水産業費県補助金において農業創出緊急支援事業交付金71万円の増額、地籍調査事業補助金2,140万2,000円の減額、多面的機能支払交付金894万7,000円の減額、総務費県負担金において県知事選挙委託金153万8,000円の減額等によるものであります。

17款寄附金、補正前の額1億5,855万9,000円から企業版ふるさと納税寄附金1,000万円を増額し、補正後の額を1億6,855万9,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額1億4,470万6,000円から、基金繰入金の財政調整基金繰入金1億1,331万8,000円の増額、伊仙町まち・ひと・しごと創生基金繰入金113万7,000円の減額、公共施設総合管理基金繰入金1,000万円等、合計1億218万1,000円を増額し、補正後の額を2億4,688万7,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額1億8,152万6,000円に2,188万円を増額し、補正後の額を2億340万6,000円とするものであります。主な要因として、雑入の総務費雑入において重点支援交付金精算金1,896万7,000円の増額、民生費雑入において徳之島地区介護保険組合精算返納金介護保険分246万9,000円の増額、土木費雑入において住宅退去時個人負担費用9万円の増額等によるものであり

ます。

21款町債、補正前の額6億2,334万1,000円から8,720万円を増額し、補正後の額を7億1,054万1,000円とするものであります。主な要因として、1目過疎対策事業債1節総務債において航路・航空路運賃軽減等事業費、過疎ソフト1,290万円の減額、2節民生費において重度身障者医療費助成事業費、過疎ソフト460万円の増額、義務教育就学時医療費扶助事業、過疎ソフト400万円の増額等、合計1,610万円の増額。3節農林水産業債において特定地域振興生産基盤整備事業町負担金560万円の減額、5節土木債において防災安全社会資本整備交付金事業費320万円の減額、6節教育債において幼稚園大規模改修事業債680万円の減額、5目公共施設等適正管理推進事業債において市町村役場機能緊急保全事業債4,050万円の増額、7目学校教育施設等整備事業債においてトイレ大規模改修事業債3,190万円の増額、8目災害復旧事業債1節農林水産事業債において農林水産業施設災害復旧事業900万円の増額、2節土木債において公共施設災害復旧事業930万円の増額、13目緊急自然災害防止対策事業債において下検福目手久線水路改良事業170万円の増額等、合計530万円の増額等によるものであります。

歳入合計、補正前の額71億5,170万5,000円に2億3,737万5,000円を増額し、補正後の額を73億8,908万円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書は7ページでございます。歳出の詳細については、12ページから48ページをご参照ください。

なお、各科目における1節報酬から4節共済費については、主に人事院勧告及び6月以降の人事異動に伴う職員及び会計年度任用職員の給与等の補正であります。減額補正を行っているものについては、人事院勧告による増額に対応するための不用見込額を減額したのになります。

2款総務費、補正前の額10億7,816万7,000円に4,904万7,000円を増額し、補正後の額を11億2,721万4,000円とするものであります。主な要因として、1項1目一般管理費10節需用費において光熱水費80万円の増額、12節委託料において職場健診委託料57万4,000円の減額等、合計61万5,000円の減額。18節負担金補助及び交付金において海外視察負担金30万円の計上、16ページ、11目地方創生推進事業費において企業版ふるさと納税委託料154万円の増額、13目徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費において徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営繰出金576万2,000円等、合計604万2,000円の増額。15目庁舎建設事業費において新庁舎建設管理業務委託610万2,000円の増額、庁舎建設工事3,889万8,000円の増額によるものであります。

3款民生費、補正前の額17億3,288万7,000円に3,739万3,000円を増額し、補正後の額を17億7,028万円とするものであります。主な要因として、21ページ、1項社会福祉費3目老人福祉費において敬老祝金36万円の減額、老人保護措置費352万3,000円の増額、22ページ、17目地方改善施設整備費において工事請負費320万円の増額、24ページ、2項児童福祉費2目市立保育所費において子どものための給付費過年度分国・県支出金超過受入返還金、合計2,521万1,000円の増額。5目子ども医療費において義務教育就学時医療費118万円、子ども医療費助成事業128万円、子ども医療給

付事業135万円、合計381万円の増額等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額6億3,499万4,000円から1,380万円を増額し、補正後の額を6億4,879万4,000円とするものであります。主な要因として、25ページ、1項保健衛生費2目環境衛生費においてハブ咬傷療養費32万円の増額、26ページ、5目健康増進費において過年度分国庫支出金超過受入返還金29万4,000円の増額、6目母子衛生費において13節使用料及び賃借料13万4,000円の増額、22節償還金利子及び割引料において10万円の増額、27ページ、11目新型コロナウイルスワクチン接種事業において過年度分国庫支出金超過受入返還金84万8,000円の増額、28ページ、3項1目上水道事業費において上水道事業会計繰出金635万3,000円の増額等によるものであります。

6款農林水産業費、補正前の額8億7,784万6,000円に34万円を増額し、補正後の額を8億7,818万6,000円とするものであります。主な要因として、29ページ、1項農業費4目農業総務費において堆肥センター有機適合登録業務委託料57万5,000円等、合計110万4,000円の増額。30ページ、16目農業創出緊急支援事業費において農業創出緊急支援事業補助金71万円の増額、32ページ、2項農地費1目農地総務費において18節負担金補助及び交付金1,203万8,000円の減額、2目特定地域振興生産基盤整備事業、農地整備事業費において10節需用費288万円の増額、18節負担金補助及び交付金2,700万円の増額、33ページ、5目地籍調査事業費において委託料2,347万3,000円の減額等によるものであります。

7款商工費、補正前の額8,490万7,000円に、34ページ、1項商工費2目観光費において需用費49万8,000円の増額、委託料8万2,000円の増額、4目徳之島地域文化情報発信施設運営費において委託料20万円の減額等、合計23万2,000円を増額し、補正後の額を8,513万9,000円とするものであります。

8款土木費、補正前の額7億2,008万5,000円に149万6,000円を増額し、補正後の額を7億2,158万1,000円とするものであります。主な要因として、35ページ、2項道路橋梁費2目道路維持費において10節需用費150万円の増額、12設委託料59万9,000円の増額、13設使用料及び賃借料15万円の増額、工事請負費530万円の増額、36ページ、5目防災安全交付金事業において11節役務費66万8,000円の減額、14節工事請負費において320万円の減額、37ページ、4項住宅費2目公営住宅建設事業費において16節公有財産購入費150万円の増額等によるものであります。

9款消防費、補正前の額1億8,144万円に、37ページから38ページ、1項消防費2目非常勤消防費において主に台風接近のため中止となった消防操法大会県大会出場に係る経費192万8,000円の減額、3目防災まちづくり事業費において10節需用費22万5,000円の増額、12節委託料300万円の増額、工事請負費62万7,000円の増額により合計192万4,000円を増額し、補正後の額を1億8,336万4,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額8億5,739万5,000円から5,808万1,000円を増額し、補正後の額を9億1,547万6,000円とするものであります。主な要因として、1項教育総務費2目事務局費において、39ページ、12節委託料107万6,000円の減額、18節負担金補助及び交付金122万4,000円の減額、41

ページ、2項小学校費11目学校建築費において14節工事請負費110万円の減額、21節補償補填及び賠償金286万2,000円の増額、3項中学校費7目学校設備費において14節工事請負費2,650万円の増額、42ページ、4項高等学校費1目高等学校総務費において18節負担金補助及び交付金500万円の増額、43ページ、5項幼稚園費5目幼稚園設備費において14節工事請負費800万円の増額、6項社会教育費1目社会教育総務費において18節負担金補助及び交付金19万5,000円の増額、47ページ、7項保健体育費3目給食センター建設費において12節委託料155万円の増額等によるものであります。

11款災害復旧費、補正前の額1億267万2,000円に、47ページから48ページでございます。1項農林水産施設災害復旧費1目農林水産施設災害復旧費において10節需用費304万円の増額、14節工事請負費5,500万円の増額等、合計5,786万7,000円を増額し、補正後の額を1億6,053万9,000円とするものであります。

12款公債費、補正前の額7億9,139万円に、1項公債費1目元金において22節償還金利子及び割引料32万7,000円、2目利子において22節償還金利子及び割引料1,626万1,000円を増額し、補正後の額を8億797万8,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額71億5,175万円に2億3,737万5,000円を増額し、補正後の額を73億8,908万円とするものであります。

次に、予算書4ページをお開きください。

庁舎建設事業の継続費に変更が生じたので、第2表継続費補正について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、補正前の額23億2,284万4,000円に令和6年度に4,500万円を増額し、補正後の額を23億6,784万4,000円とするものであります。

次に、予算書5ページをお開きください。

第3表地方債の補正についてご説明いたします。

- (1) 過疎対策事業債、限度額2億4,040万円を2億2,800万円に改めるものであります。
- (5) 公共施設等適正管理推進事業債、限度額5,230万円を9,280万円に改めるものであります。
- (6) 緊急防災減災事業債、限度額2,580万円を2,940万円に改めるものであります。
- (7) 学校教育施設等整備事業債、限度額7,910万円を1億1,100万円に改めるものであります。
- (8) 災害復旧事業債1,830万円については新たに計上するものであります。
- (13) 緊急自然災害防止対策事業債、限度額1,680万円を2,210万円に改めるものであります。

起債の補正前限度額、合計6億2,334万1,000円を補正後限度額7億1,054万1,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率償還の方法に変更はございません。

以上、令和6年度一般会計補正予算(第7号)について補足説明を終わります。ご審議賜り、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第62号について質疑を行います。

○3番（大河 善市議員）

それでは令和6年度の一般会計補正予算について、支出のほうで42ページ、教育費高等学校負担金補助金500万円について、まず伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

離島高校生就学支援費といたしまして500万円を計上していますが、これは高校のバスの定期券購入に関する補正であります。

○3番（大河 善市議員）

内容については分かりましたが、この起債の方法で、最終年度末に行うと思うんですが、この明細の方法で、一般財源で、補正で500万円という表示をしているんですが、これについては全額ではなくて国・県のほうから補助金として年度末に入ってくるというのが年度末に行われるのかを伺いたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ご指摘のとおり年度末に額が、交付決定が下りてきますので、現段階では変更申請で増額分については国のほうに上げております。補助率については国庫補助金の2分の1となっておりますので、国から変更申請分の確定通知が下りてきた際には、また3月の補正で財源の組替えで補正を行う予定としております。

○3番（大河 善市議員）

この事業については、町内の生徒が何名ほどこの事業を利用して、補助金として、生徒が何名ほどで、どのくらいの補助を受けているのか、前年度でもよろしいのですが教えていただけないでしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

すみません、件数については手元に資料がないのですが、今、変更申請分でいきますと、今年度、今、保護者の方から申請を受けている金額の総額が1,400万円程度となっております。ただ、これはまず申請をしていただいて、実際に保護者等に購入をいただいて領収書を確認をしてからお支払いするという形になりますので、最終的な実績分については今の申請額より下回ることも想定はされているところであります。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

2番目に、ページ数で48ページ、災害復旧費・農地災害復旧工事請負費5,500万円については、今年の6月15、16日に大雨災害による工事請負費だと思っておりますが、これについては耕地課の事業というふうに伺っておりますが、これについて何か所の被害があって、災害報告をどれぐらい

の金額を上げたのかを伺いたいと思います。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

今、議員がおっしゃったとおり、6月の豪雨災害で県のほうが災害認定した農地8件で、道路のほうは2件の工事請負費となっております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。これについては、今から入札等を行い、年度内にこの事業が完成するかをまず伺いたいと思います。

○耕地課長（田中 勝也君）

お答えします。

この補正予算成立後、早急に入札を進めていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

この中で、1つだけ伺いたいの、五ラン線の災害、法面の復旧工事についてはこの事業に入っているのかをまず伺いたいと思います。

○耕地課長（田中 勝也君）

お答えします。

五ラン線につきましては、毎年大雨の際に崩落している状況ですが、農地がないということで、一応、その災害の対象に認定されないということでした。今現在、保全対策事業のほうを県のほうと協議して、今、進めている状況でございます。

○3番（大河 善市議員）

分かりました。ぜひ新たな予算等を見つけて、結構、道路も交通量の多いところでありますので、非常に毎年大雨等によって同じ箇所が毎年、法面が崩壊するということが起きておりますので、この事業じゃなくて、今おっしゃったような事業を探してきていただきたいと思っておりますが、災害等が起こってユンボ等で土砂を撤去している状態がもう何十年と続いているわけですが、ぜひその事業が、ほかの事業ができなくても法面の崩壊が続いているわけですから、ぜひいろんな方法を考えて、あのまま放置する状態をいつまでも続けないようなことをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。

○13番（樺山 一議員）

まず、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

まず9ページ、農林水産業費県補助金の地籍調査事業補助金、そして多面的機能支払交付金が減額になっておりますが、この説明を求めます。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

地籍調査事業補助金の減額につきましては、交付決定額による減額補正になります。毎年、要望額の7割ぐらい交付を受けているところがございますが、今年度は30%ほどの交付しか受けられなかったものであります。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

この多面的機能支払交付金事業894万7,000円については、歳出のほうの32ページの18節負担金補助金及び交付金のほうでマイナスの1,192万9,000円、これが事業費確定によるものであります。要因としては、農地維持の共同作業については要望額のほぼ100%の交付となっておりますが、長寿命化のほうについては100%要望はしておりますが50%前後の交付率となっており、今回、この減額が多くなっております。交付に対して歳入のほうも少なくなっている状況でございます。

○13番（樺山 一議員）

補助がそれだけしか受けられなかったと理解してよろしいですか、その地籍調査事業。

しかし、やはり伊仙町は地籍調査は相当遅れていますよ。そういうのを要望活動をして、町長、やはり予算を獲得して早く進めないと、公共工事等にも支障が出てくると思います。地積測量ができていなければ県道の拡張、例えば目手久地区とか糸木名、犬田布の方向に向かうその線とか、地積測量をしないと、用地が確定しなければ県等も予算もつけられないし、是非要望して獲得していただきたいと思います。

それと13ページの総務費の18負担金補助及び交付金の海外視察負担金30万円について説明をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

この海外視察負担金についてですが、町長の海外視察に伴って本町が負担する離島推進協議会のほうに負担としてお支払いする負担金となっております。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。

それから15ページの需用費の修繕費150万円が計上されておりますが、その説明をお願いいたします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらに関しましては、光ケーブル等がかかっております九電ですとかN T Tの電柱の諸移転工

事に係るものになっております。

○13番（樺山 一議員）

35ページ、款8土木費、道路維持費の節14の工事請負費について、説明をお願いいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

道路維持費の工事請負費につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用している下検福目手久線水路改良事業とソウアタリ線水路整備事業、竿地木之地線法面崩壊対策事業において、詳細設計により工法変更や工事数量変更等が生じたために増額するものであります。

また減額している西阿権線道路面浸食対策につきましては、事業見直しにより令和7年度過疎対策事業整備事業において実施するため減額としています。

あと東古仲郷線や西千茶名線につきましては路面が浸食され、修繕しても繰り返し浸食されるなど、特に必要性の高い箇所に対し緊急自然災害対策事業債を活用し、災害対策をしていくための増額補正になります。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。

4ページに戻りまして、継続費の補正についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、先般、同僚議員の方々からいろいろな一般質問、庁舎建設についての一般質問も多々ありましたが、この入札において3社指名して、それからまた5社指名したという話をいろいろ話ししておりましたが、伊仙町に指名願いを出して、例えばもちろん町内にはあなた方が規定する土木A級、建築A級の方はいらっしゃるわけですので、そういう方がその3社、5社以外にも指名願いが出ている業者がおったのか、お伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

郡内、または県内においてその資格を持った方が指名願い提出されたっっていたかどうかにつきましては、そこはまた確認のほどお答えしたいと思います。

○13番（樺山 一議員）

数が分からなければいいですけども、例えば不調に終わった、工事が。そういう場合にはやはり10名、十何名というやはり指名の数を増やせば、確実にどこか落札してくれるものだと私は思っておりますよ。3社、5社ではこの3億も、4億もする金額を、例えば自分の工事が手いっぱいだったら誰も手を出さないですよ。そういうこともなぜ努力できなかったのか。

そして、またその入札が終わって不調になって、8月ですかね、最終5社で辞退したのは、それからなぜ入札ができなかったのか。まずはそれ単価の見直し等があったと思いますけど、その単価が上がるのを待ったとかしか、私は、単価が上がるのを待って積算したんじゃないかという疑いもあります。それはなぜですか、そこまで時間がかかったのは。

○総務課長（寶永 英樹君）

昨日、また一昨日の一般質問の中でもお答えはしておりますが、不調に終わった後、そのまま議員おっしゃるとおり単価を見直して、県単価等、また資材高騰等の単価を見直し、再積算に時間を要したためでございます。以上です。

○13番（樺山 一議員）

単価は、工事において単価は毎月改正されるんですよ。だから時間が置けば置くほど単価は上がってくる、こういうインフレの時代には。だから速やかにやはりしないと、これ来年すればもうちょっと単価上がりますよ。そういうことをやはり気をつけて、やはり発注する側はしていただきたいと思いますよ。

それと、先般の一般質問の中で、土木A級、建築A級の資格がないと入れないと、そういう制約を設けていましたけど、私は、それは、やはり伊仙町内の業者またはその資格がある、そういう制約を受ければ、やはりその入札に参加できる業者は限られてくると思うんですよ。やはりそういう制約をあまり縛りを多くすれば、多数の方が参加できない。そして、こういう不調という現象も出てくると思いますけど、そういう件についてはどうお考えですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本庁舎工事1期、2期においては、その工事の特殊性であるとか資格等々を勘案して、2期工事においては土木・建築Aというふうな3入札の資格というところを勘案して設定したものでございます。

委員おっしゃるように、その町内の業者というところもご意見としてはあるんですけれども、その工種、特殊性というところを鑑みてそのような資格ということを設定した経緯でございます。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。それは何度聞いても同じことしか返ってこないの、これぐらいにしておきます。

それと、この継続費、庁舎建設事業費23億6,784万4,000円、これが最終の確定した事業費と考えてよろしいでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

単価等の見直しを行い、現在、この23億6,784万4,000円というところで継続費設定してございます。今回、本補正が可決いただいた後には速やかにこちらを発注してまいりたいと思いますが、現時点ではこの23億6,784万4,000円という継続費で設定している状況でございます。

○13番（樺山 一議員）

この庁舎を建設するに当たり、公共施設等適正化適正管理推進事業債というのを利用して建設していると思いますが、この事業債の返還していく、いつから返還するのか。そして毎年いくらぐらい返還していくのか、お尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

すみません、今、手元に資料がございませんので、ちょっと調べてまいります。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

---

再開 午前11時05分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

償還の開始年度が令和7年度からとなっております。最終年度が令和37年度というふうになります。

償還の額に関しては、約21億円というふうになっております。そのうち毎年の元利償還金に対しての75%が交付税の措置をされるというふうになってございます。

○13番（樺山 一議員）

この21億円のうちの75%が、25%、75%が交付税措置で還元されるということですか。金額としては幾らですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

毎年の元利償還金に対しての75%が交付税措置をされるということですが、約15億から16億というふうに計算上はなります。

○13番（樺山 一議員）

21億のうちの15億か16億はやはり交付税措置として還元されるということですか。私、以前説明を受けたときに、2億か3億円ぐらいだったような気がしたんですけど、ちょっとどうですかね。

○総務課長（寶永 英樹君）

毎年の元利償還金に対しての75%が交付税措置をされるということですので、年間に直すとそういった計算にはなるかと思えます。

現在、この庁舎建設事業に対して活用している市町村役場機能緊急保全事業債というものが、令和2年度に実施設計に着手したというところで現在継続費として活用している事業債ではありますが、その事業債が、事業費に対して90%が起債充当、うち75%が交付税措置をされるという非常に有利な事業債となっているところであります。

○13番（樺山 一議員）

令和7年度から令和37年までの30年間ということですが、今この庁舎建設が長引いて延長、延長になっているわけですが、そういう延長になっているのは、やはり庁舎建設、公共施設適正管理推

進事業債という、延長になっていることがそれに影響することはないのか。そして工期というのは、これは伊仙町が定めているわけですので、この事業債に関して工期が長くなれば長くなるほど、やはりそういう影響力、補助金に関しては、やはり上級機関からの縛りがあるんですけど、そういう縛り等はないのか、お伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども申しました市町村役場機能緊急保全事業債というものでございますが、非常に有利な事業債と先ほど申しましたが、本事業債が現在の起債の要綱には記載されていない事業債でございます。

なので、今起債のメニューにはない事業債となっております。

もし工期等が、工期というか、着手ができない状態が延び続くと、もちろん影響は出てくるものとは考えますし、本事業債が使えないということを想定した場合には、現在の状況では一番有利な事業債というふうに考えておりますので、そちらのほうにも影響はしてくるものとは思いますが。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。今回4,500万円を追加して、最後の2期工事、そして外構工事するわけですので、やはり業者をたくさん選定して、確実に落札ができるように。

例えば業者が3社、4社でずっと落札しなかったら、ずっと単価が上がるまで役場は待ち続けなければならないわけですよ。

そうするには、やはり一般競争入札とか、島外からの業者、指名願を出している業者がいなかったら、一般競争入札もできると思いますので、ぜひそういう形で、これ以上工事請負費が上がらないような形で、ぜひ完成していただきたいと思います。

それと町長、最後に1点だけ伺います。先般の一般質問、美島議員、佐田議員、それぞれから指名外しの点、るる質問がありました。それに町長は、私に共感して同じ方向に向かっていない業者は、指名に参加させないという趣旨の発言をしていました。選挙の結果で、選挙の指示で、誰を指示、町長と別の方向の指示、そういう形で議会で指名外し等が議論されているのは、残念ながら大島郡、鹿児島県では伊仙町だけですよ、町長。こういうことが議会で議論されるということ自体が、私は残念に思っております。事あるごとにオール伊仙町、オール伊仙町ですという発言をなされています。

先般も、清平二議員の面縄港の質疑のときにも、伊仙町議会、伊仙町民、オール伊仙町で成し遂げていきたいという発言をしていました。自分の都合のいいときだけオール伊仙町。そして、この補正予算、7号補正予算にも、工事請負費が、庁舎建設工事改善事業、そして伊仙中学校、伊仙幼稚園、面縄幼稚園のトイレ改修、そして災害復旧工事、たくさんの工事請負費が計上されています。これが可決されて、入札執行するときに、平等にオール伊仙町であっていただきたい。

町長は、6期23年間、伊仙町のリーダーとして各家庭くまなく私回っていると思いますよ。選挙

のときは選挙のお願い、そして町民とのコミュニケーション。そこで、お茶の1杯、2杯もらっていると。その町民に感謝する気持ちがあれば、オール伊仙町でいけると私は思いますよ。そして、令和7年10月には勇退されているということも伺っております。ぜひ残された10か月、オール伊仙町で行政運営をしていただく考えがあるのか伺います。

#### ○町長（大久保 明君）

庁舎建設に関しまして、本当に今厳しい状況でございます。そのことを、これは何としても乗り越えていかなければなりません。

今、樺山議員が話したことは、これはその町がどのようにしたら発展していくかということ考えたとき、オール伊仙町ということは、それは最も効果的な、そして町が発展していくためのあらゆる技術競争、そしてまたいろんな事業が増えていくためには、町が発展していかなければなりません。もちろん人口減少を食い止めていくとか、そしてこの町がさらに発展するためには、今樺山議員が申し上げた、私もオール伊仙町という目標は常に考えております。その中で、いろんな建設業者の方々をどういうふうにしたら納得していけるかということ考えたときに、私も人間として、選挙のたびに信頼していた方々が裏切っていくということは、これは人間社会では当然のことです。ですから、その考え方を乗り越えることができなかったというふうには反省をしております。

本当に政争の町と言われて、確かに激しい政争を繰り返してきました。それでもこの23年間の間、私は1期目、同じ候補と激しい選挙をしました。そして、その次の2回は本当に安定した政治ができて、伊仙町も石破総理からお褒めの言葉をいただけるような出生率の高さ、いろんなことをいただきました。それから、またいろいろ町民の方々の利害関係、そしてこの伊仙町は何としてもまとめていかなければ、できると思ったときに、またいろんな形で真っ二つに分かれて、2回の選挙をいたしました。そういう背景を考えて、私も神様でも天才でも何でもない普通の一般の人間です。いろんな感情的なこともあったと思います。

しかし、今日今、樺山議員の、そこまで町のことを考えているのであるということも考えましたら、オール伊仙町ということ、過去は全て清算して、これから新しい伊仙町の出発ができるように、それは私は今この場で、皆さん方にもっともっと伊仙町が発展するために、オール伊仙町という、本物のオール伊仙町ということをやっていかなければならないと今思っておりますので、そういう気持ちでこれから全力で取り組んでまいりたいと思っております。

大変、なかなか言えなかったことを、今日質問させていただいて、私は改めて今そのようにやる。伊仙町の未来、どうしていくかということ、今この議会でその方向性を決めていくということが、非常に重要だと思います。

そのような庁舎ができて、それが頓挫するようでは、これは何のための新しい庁舎なのか分かりません。これを必ず、今指摘を受けたことなどを、これから皆さんと、そして職員の方々と相談して、本当に名実ともにこの庁舎が立派に完成できるよう、オール伊仙町ということやっていくこ

とを、今ここに、私はあと1年もありませんけれども、今この場でそういうことを、次の方々にも含めて、そのようにやっていけるようにオール伊仙町という、真のオール伊仙町ができるように、私自身も覚悟してやりますし、次の方々もそうできるように指導をしてまいりたいと思っております。

今日の、今まで質問を受けた中、私の心を本当にしっかりと動かしていただきまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

樺山議員、あとは一般質問等をお願いします。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。ありがとうございます。議長に発言を多めに見ていただいて、ありがとうございます。

町長ぜひその気持ちを持って、残された約10か月、頑張っていたきたいと思います。これで終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

この予算書を見てもみると、パートタイム会計職員が、何か各課で増額して出されているんですけども、これは新しく募集するのか。大体24万円前後各課で出ているんですね。2人だったら50何万とかありますけれども。これの説明をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほど第7号補正予算の補足説明のほうでも申しましたが、今般の1節報酬から4節共済費については、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の給与の補正になっております。

○7番（清 平二議員）

では、先ほどからずっと、庁舎新築の質問が続いていますけれども、過去に2回入札して不調に終わっているということ。2回ですか3回ですか、不調に終わったのは。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

1回目が5月に入札、5月24日に開札を行いました但不調。27日に再入札を行いましたが入札取りやめ。次に、8月の22日に同じく開札を行いました但不調。翌23日に再入札を行いましたが入札取りやめといった経緯でございます。

○7番（清 平二議員）

普通だったら役場の中で設計をして、見積もって、この金額で工事ができるよということで入札は始まっていると思うんですね。それが2回、3回不調に終わっている。

これは私は、先ほど樺山議員からもありましたように、業者を3業者じゃなくて、やっぱり一般競争入札、こういうものに持って行って入札したら、落札業者が出てくると思うんですけども、今回これだけ増額してありますけれども、一般競争入札ですか。指名競争入札ですか。どうでしょうか。

私は、一般競争入札したら、増額しても落札者がいると思いますけれども、どういう入札の仕方をするのでしょうか。

**○議長（前 徹志議員）**

清議員。補正予算の審議ですので、指名等は、今度は答えますが、これで終わってもらいたいと思います。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

今後検討してまいりたいと考えます。

**○7番（清 平二議員）**

検討するというので、検討して、また2社、5社、また不調に終わる。そういうことがないように、ぜひ検討じゃなくて、やはり町民に分かりやすいような入札の仕方をしてほしいと思います。

私から見たら、この金額で入札はできないということを2回も3回もやったら、何か業者の言うなりに、金額はないと入札できないというような受け取られますので、そういう誤解のないような入札をしていただきたいと思います。

それと、16ページの上、地方創生推進事業、12の委託料、企業版ふるさと納税委託料とありますけれども、これの説明をお願いします。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えします。

こちらの委託料に関しましては、寄附金額の20%を仲介業者に支払うものになっております。

**○7番（清 平二議員）**

寄附金の20%を委託料で支払う。じゃ、これを寄附した方々の対してのふるさと納税というか、何かそういう感じで受け取っていいんですか。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

こちらに関しましては、企業版ふるさと納税に関しましては、通常返礼品がないものになっておりますが、例えば企業を、例えば伊仙町にふるさと納税してもらうために、仲介業者が伊仙町のほうを紹介したりですとか、営業活動をしたときの、そこにかかる仲介企業手数料という形になっております。

この仲介手数料に関しましては、通常返礼品がないんですが、仲介業者がポイントとしてその企業にお返しをして、例えば返礼品に近いようなお肉とかお野菜を渡して還元するような形をとられているので、企業にとってもメリットがあるような形になっております。

○7番（清 平二議員）

28ページ、款4項3目1上水道事業費用繰出金635万3,000円、水道会計のほうに繰り出しているんですけども、これは今年10月に水道料を値上げして、繰り越しをしないために水道料を値上げしたと思うんですけども、この説明をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

この上水道事業会計への繰出金であります。条件として約300万円が先ほど申しました人事院勧告に伴う人権費の影響によるものでございます。

残りの分につきましては、固定資産の処分に係る費用ということでございますが、水道課長のほうから説明していただきます。

○水道課長（富岡 俊樹君）

今総務課長のほうから説明がありましたとおり、635万円のうちの約300万円ほどは人権費、残りの350万円ほどが固定資産税とか償還金利息、そういったものになっております。

また、後ほど上水道会計のほうで説明をさせていただきます。

○7番（清 平二議員）

10月に水道料を値上げして、徴収していると思います。これはやはり一般会計から繰り出しをしないために、私は値上げしたと思うんですけども、今後もやっぱり来年度以降も、一般会計から、来年度の予算はまだ策定とか、そういう準備はしていないと思うんですけども、そういう繰り出しの予定とかは。

今年度の予算よりもどのぐらい低くなるのか。それをまた来年度3月議会で質問したいと思いますので、しっかりと説明できるように、今年その水道料を値上げした。それがどのぐらい効果が出るのか。3月議会でまた質問したいと思いますので、しっかりと私たちに答えられるように勉強していただきたいと思います。

その下、29ページ。6の農林水産費項1目4の12委託料の説明をお願いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず、堆肥センター有機適合登録業務委託でございますが、こちら本町の堆肥センターで製造されている堆肥につきまして、有機適合資材として適合を取得したいと考えております。

最近、急激に有機JASの取得等、有機農業に取り組む農家の方々増えてこられましたので、そういった方々も安心して堆肥を利用できるように、資材の適合登録を取得する予定としております。

次に、外部専門家招聘委託料でございますが、こちらは総務省の人材バンクを活用しまして、外部専門家、アドバイザーの招聘を行いたいと考えております。

主な内容としましては、百菜における地場産品の発掘でありますとか販路開拓、六次産業化に関するワークショップ等を行っていきたいと考えております。

また現在コンタクトをとっている講師の先生におきましては、自治体の経営イノベーションでありますとか、観光振興、交流等にも取り組んでおられる講師の方となりますので、そういった部分に対しましても、講話等をいただく予定としております。

○7番（清 平二議員）

有機適合登録ということですが、やはり有機農業は非常に大事であろうと思います、今後、有機農業の肥料をなかなか島でなかなか買えないわけですので、やはりこれの登録をして、しっかりと徳之島での有機農業の納品を出していただけたら非常に農家も助かると思いますので、ぜひ登録して合格するようにお願いします。

次に、32ページ、6農林水産業費項2目2の特定地域振興生産基盤事業の中の、10需用費の288万ですか、ありますけれども、これの説明をお願いします。

○耕地課長（田中 勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

この需用費につきましては、主に農業用水のパイプラインの修繕費となっております。

○7番（清 平二議員）

37ページ、款8土木費項4住宅費、公営住宅の節16、用地購入150万ありますけど、これはどこを予定しているでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

公有財産購入費の増額につきましては、大久保団地建設用地における取付道路の用地購入費になります。

○7番（清 平二議員）

これは、反どのぐらいで予想して、面積はどのぐらい購入するのか。

○建設課長（高橋 雄三君）

すみません。金額についてはお答えできないんですが、500m<sup>2</sup>ほど予定しております。

○7番（清 平二議員）

38ページ、款9項1目3の防災まちづくり事業の中での、12の調査委託料300万。これの説明をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

この調査委託料に関しましては、ドローンを使用して、ほーらい館の漏水箇所等を調査するための委託料になっております。

○7番（清 平二議員）

ドローンを使って、防水工事の調査ですか。漏水箇所の。

○総務課長（寶永 英樹君）

ドローンを使用してサーモグラフィー等当てて、漏水箇所がないかという、場所を特定するための調査委託になります。

○健康増進課長（大山 拳君）

すみません。一部訂正なんですけれども、外壁の調査になります。

○7番（清 平二議員）

ドローンを使って、外壁の調査。何かちょっと私には理解できないんだけど、もう少し詳しい説明をお願いします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

近年、ドローンを使ってサーモグラフィー等によって、クラック等が判明するように、より精度な調査が行われております。

また、実績も全国的にはございますので。

他に見積りを調査した結果、ドローンで使ったほうが安いということで、この費用を計上してございます。

○7番（清 平二議員）

ドローンを使って漏水の外壁とか、そういうできるという。これはもう見積りはとってあるわけですね。なるべく早くそういう修理ができるのだったら、それでお願いしたいと思います。

それと、その下にある39ページ、款10教育費の項1の中での負担金補助金の結い結い留学制度負担金というのが、122万4,000円の減額になっていきますけど、これ再度説明をお願いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

この減額分につきましては、2組今年度補助金を交付をしておられるご家族がおりましたが、転校のため町外に出ましたので、この分については減額で補正をしている状況でございます。

○7番（清 平二議員）

2組して1組は転校されたということですが、これは今後ずっと計画継続してやるわけですか、事業は。

○教委総務課長（町本 勝也君）

現在奄振事業を活用して、今年度から奄振事業も活用しておりますので、次年度以降も継続して取り組んでまいります。

○7番（清 平二議員）

以上で私の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。

○14番（美島 盛秀議員）

令和6年度伊仙町一般会計補正予算について質疑をいたします。

4ページ、第2表の継続費補正。庁舎新築の予算でありますけれども、この予算については、令和2年度から令和7年度まで、来年度までということで、6年の長期計画になっております。

その中で、いろいろ予算が足りない。入札が流れたとかあります。これは、最初新築入札のときには3業者が本体、それから地盤、外構それぞれが落札をしまして、今までかつてない、伊仙町でやったことのないような一括した承認を提案してきました。

それで私は、そういうことには協力できないということで、反対をした経緯があります。

しかし、庁舎のことだから建設をさせたほうが良いということで、賛成多数で建設が進んできました。そういう中で、いろいろ問題もありました。工期の遅れあるいは工事費の不足で補正予算等かさんできました。

その当時までは、この継続繰越しでありましたけれども、今回の4,500万、これはその繰越しからではなくて、一般会計からの予算というふうに認めてよろしいですね。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

4,500万については、起債申請という形で行っております。

○14番（美島 盛秀議員）

起債ということなんですけれども、この当初の交付税措置における予算等とはまた別に、これは起債でやるわけですから、それだけ起債分の返済を考えれば、またそれなりの財政に圧迫あるいは町民に負担がかかるということになるわけなんですけれども、そういうようないろんなことを考えたときに、この事業を進めるに当たっては、大きな問題点もあったのではないかと。

遅れるたびごとに予算が増額されていく。そのたびに75%の交付税措置がありますけれども、あとの25%は返済していかなければいけない。

このようなことを考えますと、長期にわたって町民の税金が支払われることになるということになるわけなんですけれども、そういうことを考えて、今後この新築工事が来年12月ということなんですけれども、この12月以降、遅れた場合に、また補正をしなければいけないことが出てくると思っています。

いろんな、あと1年ありますので、工事の単価の積算の違いが。下がるということではなくても上がる可能性はあります。

そうすると、その上がった分について、またそれぞれで補正を組んでいかなければいけない。そこらあたりどう認識しているのでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

積算の見直し等により、今回4,500万の増額ということで補正計上してございます。補正予算を可決いただいた後には、速やかに発注等も行いたいと考えております。

令和7年中の完成を目標として、なるべく1日でも早く完成を目指して、今後スケジュールを進めていく予定にしております。

発注が行えれば、現場とも密に連携を取りながら、遅れることのないよう、また1日でも早期完成を目指せるように連携を密にとって工事を進めていく予定でございます。

昨日の一般質問等でもございましたが、町民の皆様もしくは町外にいらっしゃる島外にいらっしゃる出身者の皆様、あるいは本庁舎の完成を楽しみに待っている皆様、多くの皆様のためにも1日も早い完成を目指して業務を進めていくところと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○14番（美島 盛秀議員）

この新築工事当初から工期が大分遅れています。ある業者さんは、1億5,000万も赤字を出したと言っているそうです。1億5,000万の赤字を出しても、自分たちはやったんだと自負しているそうですけれども、業者というのはやはり受けた以上、それを完成させるのが業者としての務めだと私も思って、立派な会社だったんだなという気がいたしております。

その本体工事については補正もなかったと思いますけれども、他の業者については1,000万近く補正があったと考えます。そこらあたりをよく業者との打ち合わせなどをして、今回の入札に当たっては、1筆取るぐらい、必ず完成させるという約束をして、そういう書類等を取り交わして、入札をしていただきたい。

そうしないと、1年以上もある工期ですので。やはり1年以上遅れている工期でもありますので、あと遅れるようなことがあれば、またまた問題が出てくるということになりますので、ぜひそこらあたりを町長の言っているオール伊仙町ですので、これからはそれぞれの事業、大きかったら分割をしてでも発注して、工事が完成できるようにお願いをして、質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第62号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第62号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開をします。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの総務課長の答弁の修正がありますので、総務課長の発言を許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほど、市町村役場機能緊急保全事業の交付税措置の話を説明いたしましたが、私の説明に誤りがありましたので修正いたします。先ほど、事業費の90%が起債充当率うち、75%が交付税措置というふうに答弁しましたが、正しくは事業費の75%が交付税対象経費、うち30%が交付税措置であります。おわびして修正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（前 徹志議員）

議案第63号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第63号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を、補正前の額10億6,406万円に歳入歳出それぞれ1,715万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を10億8,121万8,000円とするものです。

5ページをお開きください。

5款国庫支出金1項2目システム整備費補助金は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴うシステム改修費81万4,000円と、その周知広報費用4万9,000円の合計86万3,000円増額しております。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、冒頭、総務課長のほうからもございましたが、人件費の増額に伴い補正前の額8億4,414万円に93万5,000円増額し、補正後の額を8億4,507万5,000

円としております。

10款繰入金 1項 1目一般会計繰入金 3節職員給与費等繰入金についても、人件費の増額により6万4,000円増額しております。

同款 2項 1目基金繰入金は、過年度精算返還金と合算療養費の不足分として1,529万6,000円増額するものです。

次に、歳出について説明いたします。6ページになります。

1款総務費 1項 1目一般管理費の1節から4節は人件費の増額、8節旅費においてはオンラインの活用などによる不用額20万6,000円の減額、10節需用費と12節委託料は歳入の5款で説明したマイナンバーカードと被保険者の一体化に伴う支出で、4万9,000円と81万4,000円増額しております。

くらし支援課における2項 1目賦課徴収費は1万2,000円増額し、補正後の額231万4,000円としております。

予算書7ページになります。

2款保険給付費 2項 3目一般被保険者高額介護合算療養費、現在の施行状況から4万8,000円増額し、目の補正後の額を14万8,000円とするものです。

6款保険事業費 1項 2目保険指導事業費は、1款総務費と同じく人件費の増額によるもので86万8,000円増額しております。

9款諸支出金 1項 6目保険給付費等交付金返還金は、過年度精査による返還金として1,524万8,000円増額するものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第63号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第63号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第63号、令和6年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第64号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長(稲田 大輝君)

議案第64号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算(第3号)について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億2,098万6,000円に歳入歳出それぞれ461万円を増額し、歳入歳出予算の総額9億2,559万6,000円とするものです。

続きまして、歳入について補足説明いたします。予算書5ページから6ページになります。5ページをお開きください。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目調整交付金は、過年度分保険料還付金の増額に伴い63万4,000円を増額になります。

5款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、地域支援事業分令和5年度実績確定により、過年度償還金に不足が生じたため、介護保険準備基金条例第5条に基づく組み換え運用により125万6,000円を増額になります。

6ページをお開きください。

6款諸収入2項雑入1目雑入は、令和5年度決算に伴った過年度精算金として、徳之島地区介護保険組合負担金精算返戻金247万円になります。

歳入についての補足説明は以上です。

続きまして、歳出について補足説明いたします。予算書7ページから9ページになります。

7ページ、1款総務費から9ページの上段3款地域支援事業までは、主に事務費の増加、需用費において報酬改定に関する書籍等の購入費、役務費において通信費の増加分、システム改修費の増加によるものです。

9ページ、5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金は、保険料の変更等により生じた過年度分保険料還付金の増額分63万3,000円を増額、2目償還金は地域支援事業過年度生産金125万6,000円、介護保険事務費過年度償還金247万円を増額したものです。

以上、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算(第3号)の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(前 徹志議員)

議案第64号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前 徹志議員)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第64号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第64号、令和6年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第65号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第65号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額2億650万4,000円に歳入歳出それぞれ7万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2億657万7,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

5ページを開きください。

3款繰入金1項1目事務費繰入金は、人件費の増額が要因で7万3,000円増額するものです。

次に、歳出6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費1節から3節の人件費36万1,000円の増額と、8節旅費がオンライン等の活用による不用額の減額、13節使用料及び賃借料がシステム保守料精算済みによる不用額の減額、目内差引合計11万円を増額しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、前年度徴収分保険料の精算済み不用額として3万7,000円減額しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第65号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第65号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第65号、令和6年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第66号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第66号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億3,085万7,000円に歳入歳出それぞれ604万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,689万9,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページを開きください。

2款繰入金1項1目繰入金は、歳出の増額に伴い運営費繰入金が576万2,000円の増額、職員給与繰入金が28万円の増額としており、補正後の額を7,538万5,000円とするものです。

次に、歳出について、予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、604万2,000円増額しております。主な要因として、1節から4節の人件費の増額287万円、7節報償費、夏季短期水泳教室のアルバイト費用として計上しておりましたが雇用がなかったことによる減額、8節旅費は水泳教室における障害を抱える方への対応の研修費用として13万円の増額、12節委託料は地下タンクの配管漏えい検査費用として33万1,000円の増額、13節使用料及び賃借料、NHK受信料の精算による不用額1万4,000円の減額、17節備品購入費はランニングマシンの故障に伴う買い替え費用として300万円の増額によるものとしております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第66号について質疑を行います。

○14番（美島 盛秀議員）

令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算について質疑をいたします。

6ページ、款1、目1、一般管理費の施設報酬204万2,000円、パート会計任用職員報酬とありますけれども、どのような人員、1年通じてのパート職員なのか、何人かの数の合わせた合計の204万2,000円なのか、説明をお願いします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

先ほど来、人件費の増額分については、人事院勧告に基づく増額となっております。また、算出についても財務課担当のほうでっております。

○14番（美島 盛秀議員）

今、ほーらい館のパートタイマー職員、何人いますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

現在10名おります。

○14番（美島 盛秀議員）

その下の節7の報償費、アルバイト謝金というのが25万あります。それと、一番下の備品購入費が300万あります。この2つ、併せて説明をお願いいたします。そのアルバイト謝金というのは、どのようなアルバイトで職員を採用しているのか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

先ほども説明したんですけれども、7節報償費においては、夏季、夏場の短期水泳教室、こちらで短い期間ですけれども教室を行っております。その期間に学生であったり、アルバイトできる方ということで公募をしておりましたが、その応募がなかったことによる減額としていたしております。

17節備品購入費については、ランニングマシンの故障による買替費用となっております。

○14番（美島 盛秀議員）

ほーらい館の職員、パート職員の採用におきましては、人数も10名と非常に多いようです。一般質問でもしましたけれども、素晴らしい人材が他町に抜けていると、それは、その執行部内、その採用の関係で、その職員が2人辞めさせたんじゃなくて、自分たちからもこの職場にはいたくないという、自分たちからの退職だったらしいです。ですから、こういうような人は、もう他町村いたら頑張って採用されて、仕事に一生懸命頑張っているというのに、なぜ、伊仙町ではそういう素晴らしい人材が長期にわたって活躍できないのか、そこらあたり今後しっかり精査をしながら、パート職員を採用するに当たって努力をしていただきたいと思いますようお願いをします。それあたり採用に当たって、どのような基準でやっているのかお尋ねします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

採用については、会計年度職員と同じような採用の仕方をしております。辞められる方についても、自己都合であったり、いろんな要因があると思うんですけども、今回、議会においても人材育成という言葉がありましたので、今いるスタッフの人材育成に努めるためにも、今回、旅費のほうにおいても計上いたしておりますが、いろんな方への対応ということで、今後も研修を積んで人材育成に努めてまいりたいと思っております。

○14番（美島 盛秀議員）

このほーらい館の予算におきまして、基金からの繰入だと思えます。財調からの繰入だと思えますけど、今現在の財政調整基金の残額はいくらですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

7号補正を算入しての現在の財政調整基金の残額でございますが、9億6,858万7,647円となっております。

○14番（美島 盛秀議員）

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第66号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第66号、令和6年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第67号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

議案第67号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。  
予算書、1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出の補正について説明いたします。収入支出ともに既決予定額に635万3,000円を増額し、収入合計2億9,705万5,000円、支出合計2億9,415万5,000円とするものです。  
次のページの上の表をご覧ください。

内訳として、収入。1款1項3目その他営業収益補正予定額635万3,000円、こちらは一般会計繰入金でございます。

次に、支出の内訳です。635万3,000円の主な支出について、1款1項3目総係費307万6,000円、こちらは人件費の増額分でございます。その他、減価償却費75万円、固定資産除去費176万9,000円、企業債償還利息となっております。

以上で、収益的収入及び支出の説明を終わります。

次に、予算書1ページ、第3条、資本的収入及び支出の補正について説明いたします。

収入。第1款資本的収入。既決予定額1億5,360万3,000円に1,750万円増額し、合計1億7,110万3,000円。支出。第1款資本的支出。既決予定額2億4,154万7,000円に1,516万1,000円を増額し、合計2億5,670万8,000円とするものです。

第3条、括弧書きのとおり、収入額が支出額に対し不足する8,560万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填します。

次のページ、下の表をご覧ください。

内訳として、収入。1款1項1目企業債、補正予定額1,250万円は、生活基盤近代化交付金事業負担分です。1款3項1目国庫補助金500万円。

次に、支出の内訳です。1款1項1目原水施設費500万円は、施設維持管理費になります。2目配水施設費1,000万円は、地下水施設発電機購入費用になっているところでございます。

以上で、上水道事業会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第67号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第67号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第67号、令和6年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 陳情第7号 老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情

○議長（前 徹志議員）

日程第7 陳情第7号、老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情についてを議題といたします。

総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

陳情第7号、老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情の陳情審査報告を行います。

去る12月10日、本会議終了後、議会委員会室において、委員7名、事務局2名、地域福祉課長並びに担当職員出席の下、慎重に審査を行いました。

陳情の趣旨として、老人保護措置支弁基準については、社会経済情勢や地域の実情などを勘案し、各自治体の判断において改定されることとなっており、これまでに令和4年度に一部事務費の引き上げのみにとどまっていることから、人件費においても近年の物価高騰及び最低賃金の引上げなどを考慮し、適正な老人保護措置費に関わる支弁額などの改定を求める趣旨でありました。

現状として、老人福祉法で運営される養護老人ホームであるが、入居者の高齢化などにより、提供するサービスが介護保険施設に近い水準で必要となっていることから、それらに関わる人件費などをはじめ、必要な処遇改善を図り、健全な施設運営がなされることが最も重要であるとの意見も出されました。

また、担当課である地域福祉課長より、当該措置費に関しては、今定例会に上程された令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）中、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費19節扶助費、老人保護措置費として352万3,000円が既に計上されているとの説明であり、当委員会としましては、本件について全会一致で採択すべきものと決定し、併せて養護老人ホームに対し、適正な措置を講じるとともに、従事する職員への処遇改善に努めるよう要望いたします。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第94条第3項の規定に基づき、町長へ送付されますよう申し入れます。

令和6年12月13日、総務文教厚生常任委員会委員長 杉山 肇。

○議長（前 徹志議員）

これから、陳情第7号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第7号、老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情第7号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、陳情第7号、老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての陳情は、採択するものと決定しました。

なお、ただいま採択された陳情第7号については、地方自治法125条の規定により、本日付で町当局へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第8 請願第1号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願

○議長（前 徹志議員）

日程第8 請願第1号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願についてを議題といたします。

総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

請願第1号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願についての審査報告を行います。

去る12月10日、本会議終了後、議会委員会室において、委員7名、事務局2名、健康増進課長出席の下、慎重に審査を行いました。

同請願は、奄美群島において唯一の血液備蓄所が2018年に奄美市から撤退したことにより、その後、郡内の医療機関は、県本土の赤十字血液センターから直接航空便で血液を取り寄せなければならない事態が続いていることから、夜間などで緊急事態が発生し大量に血液が必要となるときに、即時に取り寄せることができなくなった現状を鑑み、それぞれの離島へ血液備蓄所を再設置し、血液供給体制の強化を図ることが必要であるとの趣旨でありました。

血液備蓄所の再設置により、離島であっても本土と同様に、必要な時に必要な血液製剤があるような実現するには、一刻も早い備蓄所の設置が必要であり、ひいては伊仙町民の命を守るためにも、同請願の訴えは非常に重要な問題であるとの意見も出されました。

当委員会における審査の結果、請願第1号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願は、全会一致で採択すべきものと決定しました。

なお、本会議において採択されるものと決定した場合は、議員発議として意見書を厚生労働省へ送布なされますよう要望いたします。

令和6年12月13日、総務文教厚生常任委員会委員長 杉山 肇。

○議長（前 徹志議員）

これから、請願第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、請願第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第1号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願第1号についての委員長の報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、請願第1号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願は、採択するものと決定しました。

△ 日程第9 発議第3号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書

○議長（前 徹志議員）

日程第9 発議第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書についてを議題とします。

提出者より、意見書について提案理由の説明を求めます。

○10番（永田 誠議員）

発議第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました請願第1号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願を受け、皆様のお手元にお配りしてあります意見書、地方自治法第99条の規定に基づき、厚生労働省へ意見書を送付されるよう求めるものであります。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、発議第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された発議第3号については、地方自治法第99条の規定により、本日付で厚生労働省へ送付いたしますのでご報告申し上げます。

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等、

議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △ 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第4回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 牧 本 和 英

伊仙町議会議員 佐 田 元